

BUSINESS
LAW FIRMS
2024

OUR PRIDE

C O N T E N T S

6 石嵯・山中総合法律事務所

継続してクライアントのニーズに寄り添い続ける使用者側の人事労務ブティック

10 弁護士法人レオユナイテッド銀座法律事務所

CS法務×HR法務
サイバーセキュリティ法務と人事労務法務をクロスオーバーさせた
リーガルサポートを提供するブティック型ファーム

14 One Asia Lawyers Group /

弁護士法人One Asia (日本メンバーファーム)

日本・アジアをつなぐワン・ストップの法律のプラットフォームを創造する
～アジア圏の最新の法制度・法令状況を包括的に提供～

18 AI-EI法律事務所

企業紛争・企業トラブル解決のブティックファーム

20 梅田総合法律事務所

経験と実績に裏打ちされた訴訟・紛争案件の強みとスタートアップ関連法務への注力

22 OMM法律事務所

“Client First”
一技術に裏付けられた諦めない姿勢を基本理念に、
真に“強い”と評価される弁護士が集まる法律事務所を目指して

24 柏木総合法律事務所

創設以来約65年の実績に基づき、
国内外のクライアントのニーズに応えます

26 弁護士法人Global HR Strategy・GHR法律事務所

外国人雇用に関する法務・労務を中心業務とする
ビジネス・イミグレーション・ローファーム

28 スパークル法律事務所

多くの法分野に精通し、横断的なアドバイスを提供
～すべての企業に適切なりリスク管理を～

30 創・佐藤法律事務所

私たちは、抽象的な法律論に満足するのではなく、
企業の高い成長を支援し続けるプロフェッショナルファームです。

32 高井総合法律事務所

難題の解決に積極果敢に挑む

34 ネクセル総合法律事務所

法務部・知的財産部出身の弁護士が多数集結し、
クライアントニーズにきめ細やかに対応する

36 のぞみ総合法律事務所

「専門性×総合力」で迅速かつ柔軟な対応
～依頼者に寄り添う協調力で、企業価値毀損防止だけでなく、企業価値向上にも貢献する～

38 弁護士法人ひかり総合法律事務所 ひかり総合法律事務所

豊富な経験と多様な経歴を有する弁護士の相互連携により、
多様化・複雑化するクライアントのニーズに対応、
知財戦略を軸にスタートアップを支援する知財総合サービス(IP Boost Japan)を展開

40 弁護士法人樋口国際法律事務所

国際案件にも強いジェネラリスト
信頼関係に基づく真に身近なパートナー

42 ひふみ総合法律事務所

企業の挑戦と有事の危機対応を厚くサポートするスペシャリスト集団

44 フォーサイト総合法律事務所

ベンチャー・スタートアップの資金調達、
IPO準備・審査対応から上場企業法務・M&Aまでをシームレスに対応

46 弁護士法人PLAZA総合法律事務所

「法務・会計プラザ」という土業の専門家集団を形成し、
中小企業・個人にワンストップサービスを提供する

C O N T E N T S

- 48 **ベンチャーラボ法律事務所**
大企業とベンチャーの架け橋に
- 50 **桃尾・松尾・難波法律事務所**
人事労務に関する支援
— 総合力と専門性に基づく企業活動全体を見据えたアドバイス—
- 52 **山下総合法律事務所**
「生成 AI」など最先端の課題に、ジェネラリストとしての対応力で挑む
- 54 **ユアサハラ法律特許事務所**
120年の歴史を有する国内有数の法律事務所
— 企業法務・知財訴訟・国際案件を得意とするビジネス・ファームのパイオニア
- 56 **弁護士法人淀屋橋・山上合同**
クライアントの Only One パートナー
- 58 **レックス法律事務所**
いかなるライフステージにおいても
お客様のために最良のパフォーマンスを発揮できるよう多様な執務環境を提供
- 60 **弁護士法人ALG&Associates**
高品質のリーガルサービスを提供。顧客満足のみならず、「顧客感動」を目指します。
バンコクオフィスを設置して ASEAN 地域へ進出。
- 61 **尾城法律事務所**
IT に強みを持つ法律事務所
- 62 **金杜法律事務所 (King&Wood Mallesons)**
日中の法実務に明るい経験豊富な弁護士チーム
アジアの本部から世界にワンストップで
- 63 **金誠同達法律事務所—日本業務部門**
長年にわたって日系企業を対象とする中国法全般のサービスを提供
- 64 **ソシアス総合法律事務所**
ソシアス(仲間)のために全力を尽くす
- 65 **弁護士法人高井・岡芹法律事務所**
日本の労働環境の変化を後押しする
- 66 **田村法律事務所**
事業承継問題に対する総合的な支援
～これまでに築き上げてきた価値を未来に繋ぐお手伝い～
- 67 **リアークト法律事務所**
強い法務組織の構築を支援し、M&A・資金調達・事業承継等の
新たなステージに合わせて伴走する法律事務所
- 68 **弁護士法人Y&P法律事務所**
大手税理士法人、コンサル会社と連携したM&A、株式関連業務、民事信託、
相続・事業承継分野等の総合型サービスを提供
- 71 **遠藤輝好法律事務所**
- 73 **奥・片山・佐藤法律事務所**
-
- 70 書籍紹介
- 76 セミナー紹介

石寄・山中総合法律事務所

継続してクライアントのニーズに寄り添い続ける 使用者側の人事労務ブティック

使用者側の人事労務ブティック事務所として

石寄・山中総合法律事務所は、使用者側の人事労務を中心に扱う労働ブティックとして、予防法務、係争、調査をはじめ、あらゆる労働分野に対応する法律事務所です。

取扱業務としては、裁判業務や行政対応、日常労務相談にとどまらず、組合対応、過労死(自殺)案件、人事制度変更、希望退職募集・整理解雇、労務デューデリジェンス、意見書作成、内部通報窓口、ハラスメント調査に至る労働分野およびその周辺領域全般にわたり、これらに対応する十分

な知識・経験・マンパワーを備えています。

また、現有の知識・経験に満足することなく、絶えず変化する社会情勢、判例・法令、訴訟対応等の各情報のアップデートを通じ、事務所一丸となって日々知識・実践知のブラッシュアップに積極的に取り組んでいます。

2023年9月現在、当事務所の顧問会社は、500社を超え、多数のクライアントから顧問契約や事件対応に関するご依頼をいただき、顧問会社数・受任件数ともに着実に増加しております。

これらの業務・事件に迅速に対応するため、当事務所では、弁護士35名、司法書士1名、社会保険労務士2名(2023年9月現在)と、労働問題



(左から)前嶋義大、柳瀬安裕、小宮純季、仁野直樹、塚越賢一郎、横山直樹、岸聖太郎(弁護士・第一東京弁護士会所属)

を中心に扱うブティック事務所の中で国内最大規模の弁護士数を誇り、案件の規模に関わらず対応できる陣容を揃えています。案件ごとに弁護士複数名でチームを組み、判例・文献調査、記録の読込み、闊達な議論を通じて、高品質のリーガルサービスを提供します。

当事務所の歩み

当事務所は、代表の石寄信憲弁護士が、1978年4月から約6年間、集团的労使関係の案件を多数取り扱う高井伸夫法律事務所にて労働実務に師事した後、1984年8月1日に設立した法律事務所です。設立当初は、黒部尚子現代表オフィスマネージャーと2人で神田司町にある小さなビルの一画で、弁護士1人の個人事務所としてスタートしました。

1993年11月には、東京都八重洲にある福岡ビルに事務所を移転し、同じビルで弁護士事務所を構えておられた阿部昭吾先生を中心とした「昭和合同」グループの一員として、リッカーの会社更生事件をはじめ、そごうの民事再生事件やJALの会社更生事件等、著名な大規模事件の労働問題に参加する経験に恵まれました。

1998年4月には、山中健児弁護士が最初の勤務弁護士として入所し、以降は人的・物的ともに拡大に努めて、2022年4月には京橋駅(東京メトロ銀座線)直結の東京スクエアガーデンに事務所を移転し、充実したリーガルサービスを提供できる人員・組織体制を構築しております。

このような歩みを経て、当事務所は、最高裁判決の獲得等、使用者側の労働実務に影響を与える事件を数多く手掛けてきたことに加え、石寄弁護士が労働審判制度の創設や労働契約法の立法に関与する機会をいただく等、労働分野を中心に豊富な実務経験を蓄積してまいりました。

業務の特質

当事務所は、使用者側の人事労務ブティックとして、一般的な法的助言にとどまらず、労働実務が起こる現場での対応を大切にしています。

合同労組による突発的な組合活動や争議行為の

一報をいただければ、即日、会社の正門に出ていって現場の第一線で臨機応変な対応を取ることも可能です。また、裁判所が主導する過労死・過労自殺に関する証拠保全がなされた際にも、当該手続に立会い、現場で適宜必要な助言を行うといった対応も行います。

企業不祥事や職場内での非違行為が発生した際には、直ちに調査チームを編成し、現場でのヒアリングや実況見分、記録の読込みを行い、クライアントや官公庁に報告文書を提出する業務にも対応します(女性に関するハラスメント事案では、企業や被聴取者のご要望に応じて女性弁護士のみによる対応も可能です)。近時は、労務コンプライアンスの重要性が増しており、これに対応する形で各種の調査案件や労務デューデリジェンス、内部通報窓口の開設に関するご依頼も多くいただいています。

また、就業規則等のリーガルチェックから、人事制度の変更に関する法的アドバイスや制度変更に伴う規程一式の改訂作業まで就業規則チームで対応しています。

そのほか、退職者による機密情報、顧客情報の持ち出しや引き抜き行為等への法的対応も行います。

このようなオンタイムの対応、人員の一斉投入が可能な点は、多彩な人材を多く抱える当事務所ならではの強みであると考えています。

労働問題に対する取組み —知識や経験の伝承を積極的に実施

わが国では、就業者の約89.4%(2022年1月時点)が労働者であり、「雇用」を中心に社会が展開している状況にあります。労働法の第一人者である菅野和夫教授は、このような就労状況を「雇用社会」と命名されました。

雇用社会の関係当事者は、使用者、労働者、労働組合、国から構成されています。使用者は、他のいずれの当事者との関係においてもカウンターパートの地位にあり、「雇用社会」の中心に位置付けられていると言っても過言ではありません。そして、使用者においては、労働者、労働組合、国との関係ごとに、個別労働紛争、労基署からの是正指導、集団労使紛争等のトラブルが生じます。

使用者側の労働問題は、労働者、労働組合、国との関係に応じて、3つの分野に大別されるのです。

一般的に「労働事件」といえば、個別労働紛争における裁判実務(使用者と労働者の分野)がイメージされることが多いと思います。これに対し、当事務所では、個別労働紛争の解決はもちろんのこと、他の2つの分野である労働組合(集団的労使紛争や団体交渉)、労働行政(労基署対応等)との関係においても適切な対応をとることができます。

特に現在は、集団労使紛争に精通し、迅速に対応できる事務所は非常に限られているのではないかと思います。当事務所では、集団労使紛争における実務対応の経験が豊富な石寄弁護士が中心となり、毎週、集団的労使関係に特化した勉強会を実施し、知識や経験の伝承を積極的に行ってきました。

集団労使関係の勉強会以外にも、毎週、労働関係法令の改正や社会情勢をキャッチアップする勉強会を開催し、関連知識の補充に加え、弁護士間の議論を通じて今後生ずる可能性がある労働問題や実務対応に関するシミュレーションを行っています。

また、2023年9月からは、新たな取組みとして、顧問会社の皆様を対象に、これまで石寄弁護士が当事務所の若手弁護士と実施してきた勉強会をWEB形式で配信し、45年を超える豊富な弁護士経験に基づく人事労務管理の実務対応について聴講いただけるサービスも開始しました。

今後は、石寄弁護士を中心に、各労働分野で豊富な知見をもつ弁護士も参加して、サービスを継

続して参りたいと考えております。

業務遂行の方針

労働問題は、会社組織の人間模様を扱う問題であり、過去～現在～将来に至る継続性が特に重要となります。そのため、その企業の歴史を可能な限り把握し、労使関係のあり方を十分に理解しておくことが、企業ごとの実情に即した実務対応の基礎になると考えます。

当事務所では、このような考えに基づいて、原則として顧問契約を締結していただき、継続的な関係のもと、企業の個別事情に応じて迅速に対応させていただく方針を採っています。もちろん個別事件からお引き受けをする場合もありますが、各社のご事情を踏まえ、ある時点より顧問契約のご案内をする場合もあります。顧問契約を締結いただいた場合には、日常の法律相談は月々の顧問料で対応させていただき、別途の係争事件等をお申し渡す場合も、月々の顧問料を頂いていることを前提に事件報酬を設定しております。

一方で、顧問契約を締結せず、各社のご事情を踏まえ、個別にタイムチャージにより報酬を頂く場合もあります。ただし、その場合でも裁判業務に関しては基本的にタイムチャージによる報酬形式は避ける方針を採っています。これは、事件受任時に着手金と終了報酬の概算をご説明することにより、事件報酬に関するご心配を掛けることなく、事件終了まで安心して協働いただけるようにとの考えによるものです。

また、当事務所は、企業規模や財政基盤に関わらず、労使関係にお困りの企業からのご依頼は積極的にお引き受けしています。多くの上場企業、外資企業等からも顧問契約、事件対応をご依頼いただきますが、今まさに労働問題を抱え経営危機にある企業からのご依頼で、複数名の弁護士がチームを組んで事業存続に向けて尽力させていただく案件もあります。



案件ごとにチームを組んでミーティング(左から菊澤紀宗、大塚範臣、鈴木里士(弁護士・第一東京弁護士会所属))

当事務所の組織体制

当事務所は、石寄弁護士の個人事務所としてスタートしましたが、上記のとおり、人的・物的拡大を続けており、1984年の設立以来一貫して成長を続けております。

このような状況も踏まえ、永続的かつより高度なリーガルサービスの提供を可能とすべく、近年、石寄弁護士の個人事務所から組合組織に経営体制を変更し、2022年1月1日からは、石寄信憲弁護士に加え、山中健児弁護士、延増拓郎弁護士、鈴木里士弁護士、吉野公浩弁護士、江島健彦弁護士、橋村佳宏弁護士の7名の代表弁護士により事務所運営を行っています。

その他の当事務所の活動

当事務所は、顧問企業からのご相談や各個別案件以外にも、執筆活動、セミナー、企業研修、経営法曹会議における発表、弁護士会活動、大学教授・特任教授としての教育活動、労働審判員連絡協議会の運営支援等の諸活動についても、積極的に行っています。

石寄弁護士編著の「法律実務シリーズ」は、2023年9月に刊行された『集団的労使関係の法律実務』を含め計12冊が刊行されており、法律事務所、裁判所をはじめとする多くの実務家の方にご利用をいただいています。今後は、既刊の『管理職活用の法律実務』、『個別労働紛争解決の法律実務』、『労働行政対応の法律実務』について、最新の実務に基づき順次改訂を行う予定です。また、並行して、法律実務シリーズを補う位置づけとして、基本知識や最先端の議論を交えコンパクトに整理した「基本と実務シリーズ」も続々刊行されています。

企業研修についても、ハラスメント研修、管理職研修、取締役研修等、様々な職制や規模に応じた研修を多くの弁護士が担当しております。

また、当事務所の全弁護士は、使用者側の労働事件を扱う弁護士から成る「経営法曹会議」に加入しており、経営法曹会議における発表や連携を通じて、使用者側の労働実務に寄与するとともに、これらの活動で得た経験を日々の業務遂行にフィード



スタジオからのセミナー配信光景(江島健彦弁護士・第一東京弁護士会所属)

バックしています。

さらに、当事務所では、2017年度以降、代表弁護士である山中弁護士をはじめ、柗木野一紀弁護士、盛太輔弁護士が、第一東京弁護士会の副会長に順次就任する等、弁護士会の公益活動等のお手伝いもさせていただいているように、これからも精力的に弁護士会活動にも関与して参りたいと考えております。

最後に

当事務所は、使用者側の人事労務を扱うブティック事務所の中では最大規模の弁護士数を誇り、様々な案件に対応できる体制を構築しております。また、常に最高のリーガルサービスを提供できるよう、業務遂行や自主学習にとどまらず所内勉強会や論文執筆、労働団体での報告会等を通じて、事務所全体で日々研鑽を重ねています。

人事労務の分野を中心に、使用者側のニーズに寄り添う弁護士集団として、単なる法律論にとどまらない、実践知に裏付けられたリーガルサービスを提供し、皆様のお力になることができればと願っております。

石寄・山中総合法律事務所
ISHIZAKI&YAMANAKA

石寄・山中総合法律事務所
弁護士数：弁護士35名、司法書士1名、社会保険労務士2名(2023年9月末現在)
広告責任者：橋村佳宏(第一東京弁護士会)
〒104-0031
東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京スクエアガーデン11階
TEL:03-3272-2821(代表)
URL:https://www.iylaw.jp/

弁護士法人レオユニテッド 銀座法律事務所

CS法務×HR法務 サイバーセキュリティ法務と人事労務法務を クロスオーバーさせたリーガルサポートを 提供するブティック型ファーム

サイバーセキュリティ法務×人事労務法務

当事務所は、サイバーセキュリティ法務と人事労務法務をクロスオーバーさせたリーガルサポートを重点的に提供するブティック型ファームです。

当事務所では、従来、専門領域が異なるとされるサイバーセキュリティ法務（営業秘密管理、個人情報管理、セキュリティ管理など）と人事労務法務を不可分一体的に強化することに専門特化し、貴社に即した一体的なコンプライアンス体制の構築、運用を二人三脚で実現していくリーガルサービスに注力しております。

従来のリーガルサービスでは、サイバーセキュリティ確保に関する物理的措置やデータセキュリティやアクセス制限などといった管理措置と、体制や規程の整備、アセスメント、マニュアルや研修による現場の人間への落とし込み、従業員のSNS利用やテレワーク、兼業・副業の問題などといった内部管理体制や人事労務分野とは、それぞれ別領域の問題として、分断的なケアしかされてこなかったという問題がありました。

しかし、サイバーセキュリティの確保を行うのは「人」、その体制を構築するのは「人」、その規程等の対象となるのは「人」、そして、その確保に向けたチェックを行うのも「人」、サイクルを回すのも「人」です。他方、サイバーセキュリティのリスクをもたらすのも、営業秘密の侵害を行うのも「人」です。このように、サイバーセキュリティの確保と「人」は不可分です。

そこで、当事務所では、サイバーセキュリティ

法務も「人」からのアプローチが不可欠である分野であると位置づけ、従来の専門領域や部署をまたぐ両専門分野を一体的に強化するためのリーガルサービスを提供させていただいております。

「CS×HR」法務	
従来型のリーガルサービスでの問題点	「CS×HR」法務によるソリューション
人事労務法務の仕事とセキュリティ法務の仕事は別の分野である。	人事労務法務は当然のこと、サイバーセキュリティ法務も「人」からのアプローチが不可欠である。
人事労務法務は人事部から発注を受け、サイバーセキュリティ法務はセキュリティ部門から発注を受けるので、両分野をリンクさせづらい。	サイバーセキュリティ法務と人事労務法務はクロスオーバーする分野であり、分断すべきではない。
営業秘密管理・不正競争防止法違反事案は、知的財産権分野の領域であり、人事労務法務の仕事ではない。	営業秘密管理・不正競争防止法違反事案は、知的財産権分野であるとともに、人事労務分野の問題である。

「CS×HR」法務	
サイバーセキュリティ・営業秘密管理	内部統制システム・人事労務
物理的措置 ・施設管理、立入制限 ・接写やUSB接続の禁止 データセキュリティ ・ウイルス対策 ・サーバセキュリティ ・クラウドセキュリティ ・イントラセキュリティ ・ファイルセキュリティ ・ID、PW管理におけるセキュリティ アクセス制限 etc.	・方針、体制、規程 ・細則、マニュアル ・チェックリスト ・アセスメント ・研修・教育 ・誓約書 ・転職者への措置、競業禁止 ・テレワーク ・SNS利用 ・副業、兼業 ・懲戒 ・採用 ・インセンティブプラン etc.

クライアントに経済的なプラスをもたらす 「使いやすい」顧問弁護士を目指して

サイバーセキュリティ確保をはじめとする会社の内部統制システムを「構築」し、PDCAサイクルを回して「運用」するリーガルサポートは、各企業の企業理念や特徴、現状、企業風土などを理解し、それぞれのクライアント企業とともに並走しながら、体制を強化し続けていく必要があります。

また、人事労務に関しても、各企業の人事制度、企業理念、労使慣行を含むその企業のカルチャーを深く理解し、当該企業におけるベストソリューションを導く必要があります。

これらのリーガルサポートにあたっては、各企業と中長期的にタッグを組んで走り続ける必要がありますので、顧問契約を締結して対応させていただいております。

「顧問弁護士は固定費を垂れ流すだけで経済的にマイナスの存在ではないか」という懸念を抱える企業もあるかと存じますが、これは違います。

コンプライアンスを蔑ろにするような企業とは取引をしないというスタンスを明確に打ち出す企業は増加し続けていますので、自社のコンプライアンスの強化・向上は、自社の経済活動の拡充のために不可欠であり、貴社のコンプライアンスの強化・向上に資する顧問弁護士は、貴社に経済的にプラスをもたらす存在となります。

もともと、外部リーガルサービスに割り当てられる予算は各企業それぞれで異なります。例えば、小規模な企業やスタートアップ企業において、顧問弁護士を活用したいものの、そのための十分な予算を割けないので、顧問弁護士を活用できないというのでは、我が国全体のコンプライアンスの向上にとっても非常にマイナスです。そのため、当事務所では、料金表プランを制定し、クライアント企業様にとって「使いやすい」顧問弁護士であることをモットーとしております。

貴社に即した一体的な コンプライアンス体制の構築、 運用を二人三脚で作り上げることができます。

サイバーセキュリティ確保をはじめとする自社のコンプライアンス体制の強化・向上にあたって



代表弁護士 大木 怜於奈

は、会社・経営陣が立派な「箱」を作って（「構築」）おしまいではなく、各従業員の当たり前レベルにまで「自分ごと化」させて落とし込むこと（「運用」）が必要となります。

そのためには、まず、現場レベルのリスクを吸い上げる必要があります。この際、現場のサイバーセキュリティの実情といういわば客観面だけではなく、現場レベルの各従業員の認識、業務フローといった主観面も合わせて把握することが必要となります。この段階においては、弁護士が現場レベルの調査には関与しないことが多いと思われませんが、当事務所では、クライアント様からのご依頼に応じて、当該クライアント様のニーズに応じた現場リスクの把握もサポートさせていただいております。

そして、貴社における現場レベルのリスクを吸い上げた後は、「自社のリスクの内容および程度に応じた」リスク管理措置（体制、方針、規程、マニュアル、対外的なフロー、内部浸透策（教育・研修・誓約書など）、有事フローなど）を考えていくこととなります。

ここでは、「自社のリスクの内容および程度に応じた」ものであることが肝要です。すなわち、他社の流用のままでは無意味であるということです。この段階においても、各企業の企業理念や特徴、現状、企業風土などを理解し、それぞれの企業とともに並走しながら、自社のテラーメイド

の体制を構築していく必要があります。

そして、立派な「箱」を作って(「構築」)おしまいではなく、各従業員の当たり前レベルに「自分ごと化」させて落とし込む(「運用」)ために必要なサイクルを回していく必要があります。そのうえで、定期的なリスクアセスメントを繰り返し、現在自社で回っているサイクルが間違った方向に向いていないか、そのサイクルが「自社のリスクの内容および程度に応じた」最適なものに近づいているかを検証しながら走らせ続ける必要があります。

言い換えれば、PDCAは、一度サイクルを作ったら終わりではなく、そこから始まりであるということです。サイクルを回し続けて、生じた問題点をその都度チェックし、修正し、再度サイクルを回し、走り続ける必要があります。これは、「コンプライアンスのアップデートをし続ける」ということです。

当事務所では、様々な業種、業態、規模の企業様において、それぞれの企業とともに並走しながら、「自社のリスクの内容および程度に応じた」リスク管理措置の構築と運用のリーガルサポートをさせていただきます。

また、ある業種の業界にとって当たり前のことが別の業界では全く当たり前ではないということ

がしばしばあります。当事務所では、クライアント企業が様々な業種にわたることから、クライアントの業種に縛られない柔軟なアイデアをご提供することも可能です。

企業法務の専門分野のスペシャリストであるとともに一般企業法務のジェネラリストにもなれる強み

当事務所では、クライアント企業のニーズに即した専門分野に特化したご依頼を受けることも、企業の法務部がわりとして包括的なリーガルサポートをすることもできます。

当事務所は、専門分野における専門的なリーガルサービスを提供するブティック型ファームです。

もともと、各企業と中長期的にタッグを組んで走り続けるために顧問法務で対応させていただく過程において、もともとの中心的なご依頼から外れたご相談内容も発生します。

また、中小企業やスタートアップ企業においては、分野によって法律事務所を使い分けることができる企業ばかりではありません。

そこで、当事務所の顧問法務では、貴社の法務部がわりとして包括的なリーガルサポートをさせていただくことも可能です。

紛争法務×予防法務(多数の紛争事件を取り扱うため、紛争から逆算した予防法務を提供することができます)

当事務所では、経営権紛争、営業秘密に関する紛争、労働紛争など、多数の紛争事件を取り扱っているため、紛争から逆算した有事に対応できる予防法務を提供することができます。

サイバーセキュリティ法務分野や人事労務分野においては、リスクが現実化した場合に甚大な影響をおよぼすものであるため、紛争からの逆算が不可欠ですが、実際に紛争となった場合に想定される諸々の問題を具体的に想定し、その問題の芽をつぶすことが実践的な予防法務のために極めて有用です。

当事務所では、いざ紛争となってしまった際に、ワンストップで訴訟等に対応することができるというだけにとどまらず、多数の紛争事件の解決実績から、有事における問題を具体的に見据え、ま



た、有事となった場合に使い勝手の良い予防法務を提供させていただいております。

コンフリクトに反するリスクを抑え、小回りが利く強み

大規模な法律事務所では、コンフリクトに該当し、当該事件を扱うことができないという問題がしばしば起こります。

反面、小規模の事務所では、コンフリクトに該当するリスクを最小限に抑えることが可能ですので、可能な限りコンフリクトのリスクを排除し、様々な事件で小回りを利かせられる強みがあります。そして、この強みを最大限活かすことによって、様々な事件処理を行うことができます。

当事務所では、可能な限りコンフリクトのリスクを排除し、様々な事件で小回りを利かせられる強みを最大限活かし、設立年数や事務所規模に比して圧倒的なスピードで多数の実績を積み上げることができました。

そして、当事務所は、事案ごとに提携弁護士とのチーム制を取ることで、マンパワーや機動力が必要な大規模な案件などにも迅速かつ適切に対応できる体制を確保しておりますが、可能な限りコンフリクトのリスクを排除し、様々な事件で小回りを利かせられる強みを失うことなく、小規模事務所の弱点を埋めることにも奏功しております。

事案ごとに提携弁護士とのチーム制を取ることができますので、コストを抑えることができます。

当事務所では、マンパワーや機動力が必要な大規模な案件などにも迅速かつ適切に対応できるように、外部法律事務所・弁護士との提携を積極的に行っております。弁護士が少数の法律事務所の弱点である機動力やマンパワーの点でも弱みを作らないように体制整備を行っております。

事案ごとに提携弁護士とのチーム制を取ることで、平素はリーガルサービス費用を抑えつつ、デューデリジェンスや不正調査事件対応のようにマンパワーや機動力が必要な案件においては、外部の専門的な法律事務所を案件単位で参加いただくことが可能です。



弁護士法人レオユニテッド銀座法律事務所

弁護士数: 1名(2023年12月現在)
代表弁護士: 大木怜於奈(東京弁護士会)
〒104-0061 東京都中央区銀座8-9-17
KDX銀座8丁目ビル11階
TEL: 03-6263-8177(代表)
URL: <https://leona-ohki-law.jp/>

当事務所は、令和1年に、東京都中央区銀座に開設され、全国各地の顧問先様・取引先様に対して、クライアント様に即したリーガルサービスを提供させていただいております。

当事務所では、従来、専門領域が異なるとされるサイバーセキュリティ法務(営業秘密管理、個人情報管理、セキュリティ管理など)と人事労務法務を不可分一体的に強化することを重点取扱分野として、貴社に即した一体的なコンプライアンス体制の構築、運用を二人三脚で作り上げることができました。

他方、法務部を置かない中小企業クライアント様の法務部がわりとして、企業法務全般にわたるリーガルサポートも多く扱っております。

また、経営権紛争、営業秘密に関する紛争、労働紛争を中心に、多くの紛争案件を扱っておりますので、紛争から逆算した予防法務を提供することができます。

当事務所では、コンフリクトに反するリスクを抑え、小回りが利く強みがあり、圧倒的なスピードで積みあげられた実績があります。また、当事務所では、事案ごとに提携弁護士とのチーム制を取ることができる体制を整備しておりますので、平素はコストを抑えつつ、マンパワーを要する事案では複数弁護士制を取ることができます。



One Asia Lawyers Group / 弁護士法人One Asia(日本メンバーファーム)

日本・アジアをつなぐワン・ストップの法律のプラットフォームを創造する
～アジア一円の最新の法制度・法令状況を包括的に提供～

日本とアジアをつなぐワン・ストップの法律プラットフォームを創造

1. One Asia Lawyers Groupとは

アジアの経済発展や人口増加等に伴い、ASEAN、南アジア、オセアニア等に展開する日本企業が増加を続けています。One Asia Lawyers Groupは、アジア各国の法律に関するアドバイスを、アジア各国のネットワークを基礎として、ワン・ストップでシームレスに提供するために設立された日本で最初のASEAN、南アジアおよびオセアニア法務特化型の独立した法律事務所のグループであり、その中核を担うのが日本のメンバーファームである弁護士法人One Asiaとなります。

One Asia Lawyers Groupのメンバーファーム所属の弁護士・スタッフは、アジア各国での業務経験を積み、アジアおよびオセアニアの法律実務に精通した専門家等で構成されています。日本各地のほか、アジアにも現地オフィスを構え、また現地の法律事務所と提携することにより、アジア

各国の法律に関するアドバイスを一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

2. ASEAN、南アジア諸国、オセアニア、UAEに拠点

One Asia Lawyers Groupは、日本(東京・大阪・福岡・京都)、ASEAN諸国のみならず、南アジア(インド・バングラデシュ・スリランカ・ネパール・パキスタン等)、オセアニア(オーストラリア・ニュージーランド)、アラブ首長国連邦(UAE)に現地オフィスまたはメンバーファームを有し、これら全域につき、ワン・ストップで一括して、法律に関するアドバイスを提供するためのプラットフォームを創り上げています。そのため、クライアントがそれぞれの法域において、別々の窓口・事務所を起用する必要はなくなり、1つの窓口で各国の法律に関するアドバイスを受けることが可能です。

3. クオリティ・スピード・フィーへのこだわり

クライアントの各国での成長を支援するため、クオリティ・スピード・フィーの3つの要素にこだわったサービスを提供いたします。

例えば、国籍、性別、年齢、経験の異なったチームメンバーを組み合わせることによりクオリティの向上を、普段からの研鑽、圧倒的な知識の集約により業務の効率化を図ることでスピードの追求を、知識の集約やノウハウ構築に努め、その努力を還



One Asia Lawyers Group全体での社員旅行@ベトナム・ダナン(2023年11月)

元することで適切なフィーでのサービス提供を図っております。

4. 現地弁護士と日本人弁護士が綿密に協働する体制を構築

One Asia Lawyers Groupにおいては、アジア現地法のアドバイスを提供できる体制を整えていることはもちろん、アジア各国の現地オフィス・メンバーファームにできるだけ日本人弁護士・スタッフを配置し、日本語でサービスを提供できる体制を整えております。

アジア現地の日本人弁護士・スタッフは、アジア各国の弁護士とコミュニケーションを行う役割にとどまらず、アジア各国に自ら身を置き、自身でアジア各国の法律の研究、実務経験を積んでおります。そのため、法律の知識に裏打ちされながらも、現地の商習慣、実務慣行などを理解した上で、現地に根付いたプラクティカルなアドバイスを提供することが可能です。

日本国内の法務もワン・ストップで対応

アジアに進出・投資を行う日本企業は、アジア各国の法律・規制を把握しておくだけではなく、かような進出・投資などに関する経営判断が日本法に基づいても合理的なのか把握する必要があります。また、アジアと日本の関係が深化する中、アジア諸国から日本への投資も増加しております。

One Asia Lawyers Groupの日本メンバーファームである弁護士法人One Asiaでは、クロスボーダー案件はもちろん、日本国内における法務もワン・ストップで法律に関するアドバイス等のサービス提供が可能です。

弁護士法人One Asiaは、企業法務全般、訴訟・仲裁などの紛争解決、M&A、金融、ファイナンス、コンプライアンス対応、不祥事・危機対応、建設・土木・不動産、労務、IT、ベンチャー企業支援、交通事故、倒産・再生、家事事件、刑事事件などの多様な専門性を持つ弁護士が所属しており、日本における企業活動に求められるすべての分野に関する法律業務を、各専門家と連携しながらサポートしております。



ベトナムオフィスオープニングセレモニーでの日本メンバー挨拶(2023年11月)

アラブ首長国連邦(UAE)に拠点拡大

One Asia Lawyers Groupは、中東におけるグローバル企業・日本企業の取引や商業的利益をサポートするための様々な法的支援の提供にも注力しています。UAEやサウジアラビアをはじめとする中東湾岸諸国においては、石油・ガス関連産業の発展のみならず、観光、フィンテック、先端技術分野など他の分野への多角化を図り、自国でも重要な金融センターとなりつつあります。また、人口が多く、国内市場が大きいトルコ、エジプトは、製造業への投資が活発であり、技術大国であるイスラエルは、スタートアップをはじめとして各国の投資家からの投資が集まっています。

そこで、One Asia Lawyers Groupは、2022年にUAEにおいて現地法律事務所と新たに提携をいたしました。UAEのメンバーファームであるAlsuwaidi & Companyは、UAE内に3拠点(ドバイ、アブダビ、アジュマーン)を有するUAEの総合法律事務所、評価機関であるLegal500、Chambersなどでもこの地域でトップファームに選出されています。また、Alsuwaidi & Companyは、サウジアラビアをはじめとする湾岸諸国、トルコ、イラン、イスラエル等の中東諸国に関する商取引について、幅広い経験を有しています。そして、ドバイには企業法務・フィンテックに精通した日本人弁護士が駐在し、現地の法令情報を収集するとともに、中東全域の各国法務人材とのネットワーク強化を図っています。さらに、中東はアフリカへの入り口としても機能しており、中東を通して、アフリカに進出する企業へのサポートも提供しております。

このようにOne Asia Lawyers Groupにおいては、中東のハブであるUAEから、中東全域・アフリカに進出するクライアントのための法的サポートを行う万全の体制を整えております。

法令情報提供サービス/ グローバル内部通報制度

1. 有料ニュースレター配信「Asia Law 360」

One Asia Lawyers Groupでは有料情報サービスである「Asia Law 360」を提供しております(<https://al360.legal/>)。

本サービスは、会員制情報サイトとなっており、アジア全域に展開する日本企業・グローバル企業のために①各アジア法域における官報、公告などを網羅的に確認し、当月公表された法令等をリストアップした上で、②現地勤務経験を有する弁護士・専門家が、日本企業・グローバル企業にとって影響がある法令をピックアップし、簡単な解説を加え、③日本企業の担当者にメールなどで連絡をしたり、プラットフォーム上でその内容の確認をしたりできる体制を構築しております。さらに内容の詳細、お客様それぞれの案件に応じた対応方針などは、お問い合わせいただいた上で対応することも可能です。

これによって、日本企業の法務・コンプライアンス担当者は、アジアにおける法令の改正を網羅的に把握することができ、必要な法務上の対応策を発見し、担当の部署、ビジネスサイドにアジアにおける法令改正への対応を迅速に求めることができます。



シンガポールチームの社員旅行@インドネシア・ピンタン島(2023年4月)

2. グローバル内部通報制度

近年、経営のグローバル化が進み、コンプライアンスの徹底は、日本国内だけではなく、世界全体で必須となってきています。

One Asia Lawyers Groupにおいては、日本国内だけではなく、各国に現地オフィスおよび提携事務所を有している強みを生かし、日本国内だけではなく、グローバルでのコンプライアンス規定の整備、内部通報制度窓口の設置の法的支援(Global Whistle-Blowing System (GWS))を行っております(<https://wb.oneasia.legal/>)。

内部通報窓口設置のサービスについては、既に数々の企業からお問い合わせ・ご利用をいただいております。GWSをご利用いただき、内部通報窓口を設置することにより、各企業は各国に法務・コンプライアンス担当者を配備することなく、各国における従業員からの内部通報、刑事事件発生時などの有事における危機への対応を行うことが可能となるため、非常に有益な制度となっております。

GWSは、日本・アジア等の各国の弁護士によるレビュー・監修を受けており、日本・アジア等の各国において、実際に不正事案等が発生した場合には、各国の弁護士が迅速に対応することができる体制を整えております。

情報提供および受賞歴

1. ニュースレターの配信

One Asia Lawyers Groupでは、各国の現地オフィス・提携事務所と協働して、日本、ASEAN、南アジア、オセアニア等に関する新法・法改正およびクライアントに有益な最新情報をニュースレターにて定期的に配信しております。各記事はWebサイト上でも閲覧できますので、登録をご検討いただけますと幸いです。

2. 受賞歴

One Asia Lawyers Groupは、アジア太平洋地域全体のニュース、ビジネストrend等の情報

を提供する「APAC Insider」が開催する年次表彰プログラム「APAC Insider Legal Award 2023」において、「Best Japanese Business M&A Firm 2023 - South East Asia」に選出されました。

また、アメリカのHRメディア「Manage HR APAC magazine」にて、「Top 10 Employment Law Firms in APAC recognition」に選出され、労務分野でも評価をされています。

その他、世界で最も信頼されているビジネスとテクノロジーの専門家のためのウェブマガジンサイトの一つである「The Silicon Review 7月号」にて、当事務所が「5 Best Legal Services to Watch 2023」の1つに選ばれ、また、グループ代表の栗田哲郎弁護士が、「CXO Outlook® magazine 5月号」にて「10 Most Inspiring Business Leaders - 2023」に選出されるなど、様々な面で評価をいただいております。

ASEAN、南アジア、オセアニアの 社会の発展に向けて

One Asia Lawyers Groupの究極的な目標は、日本、ASEAN、南アジア、オセアニアの社会の発展に貢献することです。そのため、One Asia Lawyers Groupのメンバーは積極的にCSR活動を行って参ります。

1. 日本弁護士等のシンガポール法曹資格取得の支援活動

アジアの多くの法域においては、コモン・ロー(判例法)の法域が多く、コモン・ローの理解が必須となっております。この点、イギリスの法律を大胆に取り入れ、アジアのスタンダードの法律になりつつあるシンガポール法を理解することは、今後の日本の法曹にとって重要です。One Asia Lawyers Groupでは、日本弁護士等のシンガポール法曹資格取得のための支援活動を行っております。

2. ASEAN、南アジアにおける社会貢献活動

One Asia Lawyers Groupでは、アジアにおける社会貢献活動に力を入れており、積極的に募金活動、ボランティア活動を行います。

また、One Asia Lawyers Groupの弁護士らは



タイチームの社員旅行@ブーケット(2023年11月)

神戸大学、一橋大学などの講師を務めるなど、教育活動にも力を注いでいます。

その他、ASEAN、南アジア、オセアニアの法整備に向けた活動に対して、積極的に支援を行っていきます。例えば、カンボジアでは、民法・民事訴訟法が日本の支援により起草され、施行されていますが、ときには公共機関と連携し、民間レベルの法整備支援に協力して参ります。



One Asia Lawyers Group/
弁護士法人One Asia (日本メンバーファーム)
弁護士数: 35名(2023年12月末現在)
〒100-6031
東京都千代田区霞が関3-2-5
霞が関ビルディング31階
TEL: 03-6550-9000 (代表)
URL: <https://oneasia.legal/>
Mail: info@oneasia.legal



One Asia Lawyers Groupは、ASEAN、南アジア諸国およびオセアニアの法律に関するアドバイスを、アジア各国のネットワークを基礎として、シームレスにワンストップで提供するために設立された、独立した法律事務所のグループで、その中核を担うのが日本のメンバーファームである弁護士法人One Asiaとなります。

現在、日本(東京・大阪・福岡・京都)とベトナムに弁護士法人One Asiaのオフィスを構え、シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン、インドネシア、カンボジア、ラオス、ミャンマー、インド、オーストラリア/ニュージーランド、アラブ首長国連邦、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、パキスタンに提携法律事務所を有しています。

One Asia Lawyers Groupのメンバーは、現地で業務経験を積み、ASEAN+南西アジア+オセアニア各国の法律実務に精通した専門家等で構成されており、日本を含め、各国の法律サービスを一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

お問い合わせ先
TEL: 03-6550-9000
Mail: info@oneasia.legal

AI-EI法律事務所

企業紛争・企業トラブル解決のブティックファーム

企業紛争・企業トラブル解決のブティックファーム

AI-EI法律事務所は、2019年に代表の森倫洋弁護士を中心とする大手法律事務所出身者らによって設立された、企業紛争・企業トラブル解決のブティックファームです。開設5周年を迎える本年、弁護士法人を設立しました。

当事務所は、国内外の企業紛争(B to B、B to Cの紛争)の解決(訴訟対応・ADR)に専門性を持つほか、不祥事対応・人事労務問題などを含めて企業が抱えるトラブルの対応に幅広い知見と経験を持ちます。

当事務所名であるAI-EI(アイエイ)は、人工知能(AI)のような効率性に加えて、人間の感情的な側面(EI)も重視して、業務に取り組むことと、依頼者を含む関係者との“相互協栄”(相栄)を目指すという創業の想いを表しています。

当事務所には、元裁判官であり大手事務所出身者でもある代表弁護士をはじめ、裁判官、行政官、日本の大手総合商社や金融機関の法務部、ベンチャー企業のバックオフィス部門、外資系企業のインハウスロイヤー等を経験した弁護士が在籍し

ており、裁判での見通しも踏まえつつ、企業のニーズに即した案件処理を行っております。

また、留学経験や海外の法律事務所での駐在経験のある弁護士、アメリカの法曹資格(NY州・CA州)やイギリス・シンガポールの仲裁人・調停人資格を保有している弁護士が多数おり、国際的な案件にも対応しています。

企業のニーズに応じた対応を心がけること

当事務所では、企業紛争・企業トラブルの解決に当たり、目先の問題や当事者の述べる主張の成否・当否にとらわれることなく、まずは紛争の実態を考察し、クライアントの企業としての望ましい解決・出口戦略を探ることを心がけています。

すなわち、まずは関係資料を分析して、クライアントの客観的に置かれた状況を過去の経験も踏まえて考察しつつ、その状況下でのあり得る解決策を様々な法的構成を駆使して可能な限り複数提示し、クライアントとそのニーズを踏まえて協議し、最善の解決策を探るということを心がけています。

その上で、ゴールを見据えて、紛争・トラブル解決の道筋を選択した上で、紛争相手方等の主張への目先の反論にとらわれることなく、大きな枠組み・ストーリーの観点から、戦略的かつ計画的に主張・立証その他の対応を進めるということを行っています。

また、ゴールに向かっていく過程の中では、必要に応じて関係証拠を緻密に精査し、関係法令や判例について徹底したリサーチを行うほか、事案に応じ

てマスコミ対応その他対外的レピュテーションの維持のための対応等についても助言・サポート等を行います。さらに、クライアントの意思決定の上で必要なサポート(例えば、社内の意思決定において必要なメモの作成や、外資系企業であれば外国語での説明や外国法との比較・相違点の解説等)も行っています。

最善のリーガルサービス提供のための環境整備

最善のリーガルサービスの提供のために、内部での検討・議論を徹底して行い、戦略・主張枠組みの構成・必要な主張や証拠の補充など、クライアントとも協議して入念な準備を行います。

そのために必要なリサーチツールやナレッジシェアのためのインフラも整備され、書籍等も事務所規模に比して充実しています。また、OJTのほかにも、OffJTとして、若手弁護士の研修、プラクティス向上に向けた勉強会をしているほか、語学研修のサポートなどもしています。

また、訴訟ともなれば数年、時に10年を超える期間を要することもあります。訴訟対応は長きにわたって質を保ったサービスを提供することが重要であり、そのためにも弁護士やスタッフが業務と家庭生活・社会生活を両立し、安心して働ける環境を整えることは不可欠だと考えています。

そのため、当事務所ではリモートワークが可能な在宅勤務の制度を導入しているほか、子育て世代の方に時短勤務など柔軟な勤務体系も可能とし、更にベビーシッターや家事代行サービス、タクシーを利用する場合の補助など、働きやすい環境整備に努めています。

社会の一員として

当事務所では、予備試験合格者・ロースクール生のインターンのほか、京都大学や一橋大学の法科大学院からの単位認定制エクスターンシップの受入れ、各大学での講演を実施しています。そのほか、当事務所に所属する弁護士の約半数が、大学での非常勤講師等の教職を経験しており、法教育を通じた「恩送り」にも力を入れています。

また、LGBTとアライのための法律家ネットワー



(後列左から)岸川修、植木麻里、中村圭佑、江上明子、伊藤隆大
(前列左から)定塚誠、鯉淵健、森倫洋、松井博昭

ク(LGBTQの方々をサポートする法律家の団体)、フリーランス・トラブル110番といった団体などでのプロボノ活動や、弁護士会での活動も推奨・応援しております。

開設5周年を迎えるに当たって

当事務所は、皆様に支えられながら2024年4月には開設5周年を迎えます。この5年間で、クライアントの皆様や同業・隣接業種の先生方より様々な案件をご依頼・ご紹介いただき、事務所としても成長を重ねてくることができたことについては、感謝の念に堪えません。

皆様に改めて感謝するとともに、今後も一層の努力をして参りたい所存です。今後とも、企業関係の紛争・トラブルでお困りのことがあれば、ぜひ、お気軽にご連絡いただければ幸いです。



アイエイ弁護士法人(第一東京弁護士会)
AI-EI 法律事務所
弁護士数:16名(2024年1月1日現在)
代表社員:弁護士 森倫洋(第一東京弁護士会)
〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-2
内幸町東急ビル9階
TEL:03-6205-8444(代表)
URL:https://www.aieilaw.co.jp/

AI-EI法律事務所は、2019年に代表の森倫洋弁護士を中心とする大手法律事務所出身者らによって設立された、企業紛争・企業トラブル解決のためのブティックファームです。現在、裁判所、行政庁、研究機関、大手総合商社、金融機関、ベンチャー企業、外資系企業等での執務経験のある弁護士16名が所属しており、多種多様な経験を活かし、クライアントへのサービス提供に全力を尽くしています。

梅田総合法律事務所

経験と実績に裏打ちされた訴訟・紛争案件の強みと スタートアップ関連法務への注力

訴訟・紛争案件における専門性

1. 訴訟・紛争案件の経験と実績

当事務所では企業法務全般を取り扱いつつも、一貫して、訴訟・紛争対応に力を入れ、当該分野において、大規模事務所などと比較して圧倒的に多数の、多様な案件を取り扱ってきました。

例として、電機、小売り、不動産、建設、保険、電力、ガス、廃棄物処理、娯楽、IT、医療その他数多くの事業分野について訴訟・紛争案件の取扱い経験があります。より具体的には、環境分野（土壌汚染、産業廃棄物関連の案件など。環境学分野の博士号を有する弁護士が在籍）、医療分野（医療過誤、高度な医療知識が必要になる人身傷害に関する損害賠償事件など。医師資格を有する弁護士が在籍）、知財（不正競争防止法に基づく差止請求訴訟など）、株主代表訴訟（会社側、株主側とも）、PL（製造物責任）関係、その他ビジネスに関する複雑な訴訟（契約締結上の過失、M&Aに伴う法人格否認の法理が問題となった案件など）を取り扱い、実績をあげてきました。

その結果、クライアントから、特にビジネスに関する深い理解や法的構成・訴訟戦略に関する慎重な検討が求められるような複雑な訴訟において絶対的な信頼をいただいております。裁判所からも、適切な訴訟を遂行する事務所として信頼されると自負しています。

2023年4月には、大阪高検次席検事や大阪地検特捜部財政経済係主任などの要職を歴任した八澤健三郎弁護士が入所し、その幅広い知識と経験を活かして、企業統治、危機管理、不正調査や企業刑事法務などの分野において、今まで以上に高度な法的サービスを提供しております。

2. 予防法務・攻めのアドバイス

当事務所では、訴訟・紛争案件の経験を活かし、予防法務（契約や業務運営に関する助言を通じて紛争を予防する法務）にも力を入れています。

具体的には、当事務所では、契約等に関する助言を行う際には、豊富な訴訟・紛争案件の経験をふまえ、単に「紛争になるリスクがある」というような抽象的な指摘ではなく、具体的にどのような紛争がありえるのか、そのリスクはどれくらい高いのか、そのリスクを低減させるためにはどのような条項にすればよいか等を具体的に指摘するようにしています。また、万が一訴訟になった場合に備えてどのような証拠を残しておくべきかも含めて助言し、法的リスクを乗り越えるための攻めのアドバイスを提供しています。

スタートアップ関連法務への注力

1. 大企業・CVC・VCおよびスタートアップの支援

当事務所では、シリコンバレーやイスラエルのVC（ベンチャーキャピタル）に外向経験のある弁護士が中心となってスタートアップチームを組成し、その人数は2023年12月現在13名です。

具体的な活動として、大企業・CVC（大企業の投資部門等）・VCがスタートアップに出資する際の法的支援、大企業と海外企業を含むスタートアップとの間の実証実験や共同研究開発などの協業の支援、大企業が海外を含むVCファンドにLP出資する際のサポートなどの大企業・投資家側での支援のほか、多くのスタートアップやアクセラレーターの支援も行っています。

大企業側・スタートアップ側のいずれも支援している経験を活かし、クライアントの利益を最大化するための最適な解決策をアドバイスしています。

2. CVC支援

ア 簡易迅速な法務DD、契約書レビューの実施
スタートアップ関連法務の中でも特に重視している業務のうちの1つは、CVCによるスタートアップ投資における法務面のサポートです。

一般的に、CVCはプロフェッショナルVCに比べると意思決定過程が遅くなりがちで、そのために投資機会を逃してしまうことも少なくありません。そこで、当事務所がスタートアップ投資時の法務DDや投資契約書等のレビューを行う際には、実務におけるマーケットスタンダードをふまえて、重要な点に焦点を合わせた形で実施します。その結果については、簡潔なサマリーの形でクライアントにお示しすることで、社内決裁や投資委員会などの意思決定のスピードが格段に早まったとの評価をいただいております。

なお、当事務所では、場合によってはタイムチャージではなく定額報酬でお引き受けするなどの対応により、弁護士費用を予算の範囲内に収めつつ高いレベルの法的サービスを提供できるように努めています。

また、日本でもJ-KISSなどのコンバーティブル・エクイティ（後に株式に転換される権利等）による投資の機会が増えてきています。クライアントがそうした形式に不慣れな場合には、オフィスまで出向いて役員を含めた担当者にレクチャーを行うこともあります。

イ 海外のスタートアップとの連携の支援

近年、日本の大企業が海外のスタートアップとの間で、実証実験、共同研究開発、ひいては出資などの契約を英文で締結する機会が増えてきています。

当事務所では、そうした英文契約のレビュー・修正などにも対応しています。また、必要に応じ、スタートアップ法務に精通している米国やイスラエル等の現地の法律事務所とも連携して対応をすることもあります。

3. インハウスサービスの提供

当事務所では、スタートアップ、中小企業、および大企業の中のスタートアップとの連携を行う部門などを対象として、一定の稼働量に達するまで定額で法務機能の包括的な支援を行うサービスである「インハウスサービス」を提供しています。

当該サービスにより、従来の顧問業務と比較し



て、より包括的かつスピーディーな法務サービスを提供し、スタートアップ等の法務リスクを最小限にしながらその事業展開を後押ししています。

当事務所としては、引き続き、スタートアップに関連する法務に関するワンストップサービスを通じてCVC・スタートアップなどのクライアントを支援し、日本におけるスタートアップのエコシステム全体を活性化させることを目指して活動してまいります。

梅田総合
UMEDA SOGO LAW OFFICE
法律事務所

梅田総合法律事務所
弁護士数:32名(2023年12月現在)
代表弁護士:加藤清和(大阪弁護士会)
大阪事務所
〒530-0003
大阪府大阪市北区堂島1丁目1番5号
関電不動産梅田新道ビル12階
東京事務所
〒106-0032
東京都港区六本木6丁目8番28号 宮崎ビル3階
TEL:大阪事務所 06-6348-5566(代表)
TEL:東京事務所 03-6447-0979
URL:https://www.umedasogo-law.jp/
https://www.umedasogo-startup.com/
(スタートアップチームHP)
Mail:mail@umedasogo-law.jp

梅田総合法律事務所は、弁護士32名を要する東京と大阪に拠点を有する総合法律事務所です。1987年の設立以来、約30年以上にわたり、グローバルに活躍する上場企業から中小企業、小規模なモノ作り企業まで、幅広いクライアントに対し、高度なリーガルサービスを提供しています。

お問い合わせ先
TEL:06-6348-5566
Mail:mail@umedasogo-law.jp

OMM法律事務所

“Client First”
—技術に裏付けられた諦めない姿勢を基本理念に、
真に“強い”と評価される弁護士が集まる
法律事務所を目指して

経営支配権争いなどに強み

OMM法律事務所は、裁判・係争(会社訴訟・非訟を中心とした企業活動に関わる案件)、経営支配権争いに関わる案件(内紛、敵対的企業買収、委任状争奪戦、社長解任等)、企業不祥事対応、会社法、金融商品取引法、民商法を中心とした企業活動に関する法律問題への対応を取扱い分野とする事務所です。なかでも経営支配権争いに関わる案件については、新聞報道や判例誌に掲載されるような案件を複数取り扱っております。

クライアントは、上場企業や上場を目指すベンチャー企業、投資ファンドなど、幅広い層から御依頼いただいております。依頼件数は、会社訴訟や経営者間紛争等の難解な案件等を中心に、数多く寄せられています。顧問先も100社を超え(上場企業、ベンチャー企業、外資企業、ファンド)、ニューヨーク州弁護士の資格を有する弁護士の参画により、英語案件も増加しています。

2020年9月から10月にかけては、多数の上場会社の株主総会運営の在り方について大きな影響を及ぼし、長年にわたって慣行化していた株主総会運営に係る不正の改善を迫るものとして、大きく報道された問題を海外ファンド側で手掛けました。2021年から2022年にかけては、有事導入型買収防衛策の発動の差止めが裁判で争われた案件

を複数手がけ、その裁判例は同意なき買収(敵対的買収)の実務に少なからず影響を与えました。

2023年も、上場企業のプロキシファイト(委任状勧誘戦)の案件を複数、提案株主側(攻め側)と株主側(防衛側)を受任するなど、設立7年目のまだ若い事務所ではありますが、着実に実績を重ね、信頼いただける実力を蓄えてきました。

日本経済新聞がまとめた2022年の「企業法務税務・弁護士調査」の弁護士ランキングでは、大塚和成弁護士が、「企業法務全般(会社法)総合ランキングトップ20弁護士」にランクインしていました。

血の通った企業法務

「経営支配権に関する案件は、企業の命運、社長や役員、従業員の将来など、企業に関わる人たちの“人生そのもの”を左右する仕事です。複雑な人間関係を整理し、理解し、どうしたら彼らに納得してもらえるか、心をくぐります。法律家としての基礎的な知識と経験をフル活用し、机上論ではない“生の事実”から生じる利害対立や当事者の感情・思いを受け止めて事態を進める——“人間力、総合力”も厳しく問われる仕事です。いわば、“血の通った企業法務”に関わるわけです。そこに、やりがいと面白さを感じます」(弁護士大塚和成)

当事務所には“勝ちへのこだわりが強い弁護士”、言い換えれば“諦めずに最後までやりきる弁護士”が集結しています。勝つために必要な、綿密に考え抜いた起案、それを可能にする判例・文献調査、証拠の収集・読み込み——そうして組み立てた論理構成・見立てなどを随時、所内で議論する。そんな“弁護士の基本”を大事にしています。この基本をもって、最後までやり抜いた時、仮に負けたりしても(逆説的ですが)クライアントの納得と信頼が得られた時、言い表せない充実や達成感で満たされることを、私たちは知っています。

笑顔をつけない風通しのよさ

当事務所の設立は2018年。まだ新しい組織です。所属弁護士は51期3名、64期2名、65期1名、74期1名、76期1名の8名。今後、65期～76期以降の若手と、60期前後の経験弁護士に加わっていただき、“組織の土台づくり”をしていこうとしているところです。これから参画いただく弁護士の方にも、より良い組織にしていこうとの意見を積極的に述べていただき、あなたにとっても私たちにとっても気持ちよく仕事ができる、“健全な緊張感のある、風通しがよい組織”を一緒につくっていきたくと思っています。

弁護士の業務は、利益衝突が先鋭化した厳しい局面に直面することも多いといえます。そうすると、いつの間にかしめつけ面になっているときがあります。当事務所では、このコロナ禍であるからこそ、「笑顔をつけない！」を合言葉に、所員一同、業務に邁進し、クライアントの皆様と接しています。

今後の展望／“一騎当千”の弁護士が集まる“強い”と評される法律事務所を目指して!

当事務所の基本理念は、「常に依頼者の最善の利益を実現する“Client First”—技術に裏付けられた諦めない姿勢」。

真に“強い”と評される法律事務所を目指しています。繰り返しになりますが、弁護士としての基本を忘れないこと、何よりも“決して諦めずに最後までやり抜く姿勢”を大事にしています。法律という武器を自在に駆使する、経営者のための“プロBLEM SOLVER(問題解決者)”として、紛争の解決にとどまらず、平時の戦略法務・予防法務に関しても、あらゆる事態を想定して助言を行っていきたく考えます。

そして、それを支えるのが、法律家・弁護士としての技術です。

一人ひとりが“一騎当千”で、プロフェッショナルリズムを発揮し、徹底したリサーチと法的思考でクライアントの問題解決に挑む気概が必要です。



そうして“法のプロフェッション集団”として、他の事務所にはできない案件処理方針を構築し、クライアントに質の高いサービスを提供し続けていきたいと考えております。

末筆になりますが、年が明け、まだ来ぬ春が待ち遠しく感じられますが、皆様におかれましては、お身体をお大事になさってお健やかに過ごしていただければと願っております。



OMM Law Office
 Our works go down history

OMM法律事務所

所属弁護士: 弁護士大塚和成、弁護士米盛泰輔、弁護士大塚あかり、弁護士榎木智浩、弁護士中田吉昭、弁護士市橋卓、弁護士桑田航及び弁護士鈴木義仁(8名)
 問合せ先: 弁護士榎木智浩(第一東京弁護士会)
 〒102-0093
 東京都千代田区平河町2丁目2番1号
 TEL: 03-3222-0330(代表)
 FAX: 03-3222-0331
 URL: <http://www.omm-law.com>
 Mail: info@omm-law.com

OMM法律事務所は、「“Client First”—技術に裏付けられた諦めない姿勢」を基本理念に、会社法・金融商品取引法分野を中心として裁判・係争(会社訴訟・非訟を中心とした企業活動に関わる案件)を主な取扱い分野とする法律事務所です。特に、経営支配権争いに関わる案件について豊富な経験を有しているという特色があります。

柏木総合法律事務所

創設以来約65年の実績に基づき、 国内外のクライアントのニーズに応えます

柏木総合法律事務所の理念

当所は、1959年に弁護士柏木薫(故人)により開設されて以来、「一流の法律のプロフェッション」であるべく、一人一人の所属弁護士が、訴訟、商事仲裁、民事調停事件などを責任をもって遂行でき、企業のかかえる様々な案件への的確なアドバイスができるよう、研鑽と経験を積み重ねることを重視しており、企業法務に関するあらゆる分野で責任を果たして参りました。



これまで、国内大手企業や、国内外の中堅・中小企業から、事業取引や各種訴訟・仲裁等の代理等、多種多様な法律相談やコンプライアンス問題と紛争解決のご依頼をいただいております。そのニーズに応じて参りました。

弁護士の構成

当事務所に所属する弁護士のバックグラウンドの多様性は他の事務所にない特色であると考えています。弁護士登録と同時に加入した弁護士だけでなく、民間企業、国家公務員、国内大手法律事務所・外資系法律事務所での勤務経験者が多く在籍し、それぞれの経験や人脈を活かしながら活躍しています。

また、各弁護士が企業法務、知的財産、渉外法務、労務等の専門分野を持ち、そうした個々の優れた専門知識が集約され、事務所としての「総合力」となっています。

主な業務内容

(1) コーポレート

大企業、中小企業を問わず、企業法務全般を取り扱っております。

例えば、上場企業であれば、株主総会、取締役

会、各種委員会、経営会議等の準備、運営支援、事務局対応業務の外、金融商品取引法、上場規程その他関連業務(有価証券報告書、臨時報告書、内部統制報告書、CG報告書、サステナビリティ報告書、統合報告書等検討など)を取り扱っております。また、所属弁護士が社外取締役、社外監査役、企業倫理委員会等の委員を務めております。

また、会社関係規程類(定款、取締役会付議基準、株式取扱規程、内部者取引規程、情報管理規程、就業規則、独占禁止法遵守マニュアルその他)の整備・改正の支援、各種業法対応を含むコンプライアンス体制の確保、各種取引契約書の審査、社内研修の講師(贈収賄防止、独占禁止法遵守、民法、会社法、金融商品取引法その他の法令、施行規則改正など)などのご依頼にも対応しております。

このほか、内部通報の窓口や、内部通報があった場合の調査、労働問題への対応、第三者委員会(不祥事対応、M&A)なども取り扱っております。

(2) 訴訟

企業間訴訟を中心に、企業対個人訴訟など常時取り扱っております。

企業間訴訟では、例えば、債務不履行責任、契約不適合責任等に基づく損害賠償請求事件、会社法関係事件(株主代表訴訟、株主権確認請求、株主総会決議不存在・無効確認請求等)、各種請負関係事件(発注者・元請間、JV間、元請・下請間の工事代金、損害賠償等)、知的財産関係事件(特許権侵害訴訟、商標権侵害訴訟等)、業務委託費や売買代金等の債権回収(抵当権実行、取立訴訟、財産調査等)などを取り扱っております。

企業対個人訴訟としては、例えば、労働事件(解雇無効確認請求、残業代請求、労災民事訴訟等)などを取り扱っております。じん肺訴訟、アスベスト訴訟などの集団訴訟については、被告側代理人として長年取り組んでおります。

このほか、不動産関係事件(建物明渡、賃料請求、用益権等)や、家事事件(遺留分、離婚、面会交流等)、行政関係事件(補助金、取消訴訟等)などにも対応しております。

このように、取り扱っている訴訟の対象は多岐にわたっております。

(3) 国際商事仲裁

80年代から国際商事仲裁事件を数多く取り扱っ

ており、外国法事務弁護士が常時1名在席しております。

現在在席している外国法弁護士(原資格国:米国ハワイ州)は、在日経験が25年を超えており、日本語も堪能です。

さらに、昨年4月に、イングランド・ウェールズ弁護士(Solicitor)の資格保有者を顧問に迎え、体制の強化を図りました。

(4) その他

企業法務を取り扱う中で、個人的な信頼を得て、経営者や従業員、その親族などから、離婚、相続、遺言書作成やその執行などの依頼を受けることもあります。

借地借家を巡る紛争や、地方公共団体の債権回収などにも取り組んでいます。

若手弁護士の育成

若手弁護士の育成については、特定のパートナーではなく、案件ごとにそれぞれの担当パートナーと組み、徹底したマンツーマン教育を行っています。また、若手弁護士は各パートナーに付き、依頼者のもとへ共に外向き、事件受任から終結までのすべてを学びます。

パートナーは、事件はもとより、事務所経営のノウハウに相当することまで、若手に学んでもらうべく尽力しています。

当事務所のこうした考え方に共感し、事務所の将来を担おうという気概のある方と、ぜひ共に働きたいと、事務所員全員がそう望んでいます。

柏木総合法律事務所

弁護士数:13名、外国法事務弁護士1名、イングランド・ウェールズ弁護士1名(2023年11月末現在)
代表弁護士:福井 琢(第二東京弁護士会)
黒河内明子(第二東京弁護士会)

〒105-0002
東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル8階
TEL:03-5472-5050
URL:https://www.kashiwagi-law.co.jp/
Mail:email@kashiwagi-law.co.jp

当事務所は、1959年4月に弁護士柏木薫(故人)が有楽町に「柏木薫法律事務所」を開設し、虎ノ門(西新橋一丁目)を経て、1996年7月に現在の港区愛宕に移転しました。2009年1月にパートナーシップ制に移行し、現在、代表者2名を含む7名のパートナーにより運営しております。

弁護士法人Global HR Strategy・GHR法律事務所

外国人雇用に関する法務・労務を中心業務とする ビジネス・イミグレーション・ローファーム

外国人雇用と法的リスク

私たち弁護士法人Global HR Strategyは、企業法務としてはあまり馴染みのない外国人雇用に関する法務・労務を中心業務としております。

2022年10月時点において、労働施策総合推進法28条1項に基づく「外国人雇用状況の届出」の対象となる外国人労働者数は約182万人となりました。これは、2007年に届出が義務化されて以降、最高値となっています。

このように外国人雇用が増加し、職場での多様性が高まることは、組織の競争力を高めることにつながると考えます。

他方で、外国人雇用は「出入国管理及び難民認定法」(入管法)や「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(技能実習法)という、企業法務ではあまり取り扱われてこなかった出入国管理関係法令のコンプライアンスが大きな課題となります。

そして、出入国管理関係法令に関するコンプライアンスは、入管法違反に基づく刑事処分と許認可の欠格事由、技能実習法に基づく行政処分等、事業活動の継続に大きな影響を生じさせる課題も多く存在します。



私たち、弁護士法人Global HR Strategyでは、従来、企業法務分野では重点的に取り扱われることが少なかった出入国管理関係法令に関するコンプライアンスを中心業務として、業務を通じて適正な外国人雇用の推進に貢献したいと考えています。

弁護士法人の成り立ち

弁護士法人Global HR Strategyは2020年12月に設立された、新しい法人です。

弁護士法人Global HR Strategyおよび同法人が設置するGHR法律事務所に所属する弁護士は5名で、在外経験や外国にルーツのある弁護士が集まり、外国人雇用分野というこれまで企業法務では取り扱われることが少なかった分野において、従来の企業法務の高度な水準でのプロフェッショナル・サービスを提供することを目的に、2020年12月に弁護士法人を設立し、2021年6月に東京都港区赤坂に事務所を開設しました。

所属する弁護士はそれぞれ、外国人雇用に関する実務経験のみではなく、送出国であるベトナムやカンボジアへの長期赴任経験や、外国人雇用において登場頻度の高い公益法人について内閣府公益認定等委員会事務局にて審査業務に従事した経験、異なる文化への理解等、外国人雇用分野を理解するために必要な研鑽を積んできました。

また、大手法律事務所での執務経験がある弁護士が複数在籍することで、M&A等のコーポレート・トランザクションに付随する外国人雇用についてのデューデリジェンスの実施や、トランザクション実行時に付随する入管法上の手続を行う等、企業法務の実務感覚を前提として外国人雇用分野の法務・労務でのサービス提供が可能となっています。

取扱業務

弁護士法人Global HR Strategyは、「外国人雇用の全ての法定手続の専門家」であることを目標にしております。

そのため、外国人雇用の起点となる在留資格に関する在留諸申請についても、弁護士が受任し、出入国在留管理局への取次業務を行っています。

また、労働施策総合推進法28条1項に基づく外国人雇用状況の届出や、帰国時の年金保険に関する脱退一時金の請求、同手続に関する源泉徴収税の還付等、外国人雇用特有の法的手続についても業務として対応しております。

外国人雇用に関連するものとして、その他に、外国人雇用に関する法人の設立(例：事業協同組合の設立等)、外国人雇用に関する許認可の取得(例：有料職業紹介業の許可、監理団体の許可、登録支援機関としての登録等)や、不法就労助長罪等の入管法違反事件と許認可の欠格事由に関する刑事手続対応、行政手続対応等、外国人雇用における使用者側の手続のみならず、外国人雇用を支援する事業者側の手続についても対応しております。

このような、在留諸申請や許認可の得失を弁護士法人自らワンストップで行うことで、在留諸申請や許認可に対して理解を深めることができると、外国人を雇用するクライアントや外国人雇用を支援するクライアントの皆様と実務感覚や現場感を共有して執務することが可能となっており、これが弊法人の強みであると考えております。

実績と展望

弁護士法人Global HR Strategyは設立して3年の大変若い法人ですが、上場企業を含む多くの法人について、継続的な業務を提供しており、日常的な外国人雇用に関する業務を提供しております。

また、在外子会社を含めた人の国際移動スキームの設計実行等の戦略レベルでの実務経験や、マスコミで報道される大規模事件における代理人や弁護人を務める等、有事の危機対応レベルでの経験も積んでおります。

新たな取組みとしては、2023年7月にCompliance as a Service (CaaS) モデルのデジタルツールである「外国人雇用の法務部クラウド」(外国人雇用関連の情報提供ポータルサイト)をリリースし、顧問先へ無料でアカウントを配布しております。2022年9月より公開しております、どなたでも閲覧可能なナレッジ共有サイト「外国人雇用相談室」(<https://ghrlab.com>)に加え、新たにスタートしたこのポータルサイトは、時系列でまとめられた公的機関の最新情報や各種資料の即時配信・法令情報をわかりやすく解説した動画の掲載等、様々なサービスを通じて、よりスムーズな情報の入手・ナレッジの取入れを可能にし、外国人を雇用する企業の課題解決や業務の正確性の向上、効率化を実現しています。また、新たなCaaSモデルのデジタルツールとして、外国人雇用に関するe-Learningシステム「外国人雇用の学校クラウド」の提供準備もすすめております。

今後も、外国人雇用分野に注力し、更なるデジタルツールの開発・提供を含む各種業務を通じて、法令遵守を第一に、働く人にも雇用する人にとっても望ましい就労場所を増やしたいと考えています。そして、その先にある、日本が多様性に満ちた社会になることに貢献したいと考えています。

Global HR Strategy

弁護士法人Global HR Strategy (東京弁護士会)
GHR法律事務所
弁護士数:5名(2023年11月末現在)
代表弁護士:杉田昌平(東京弁護士会)
〒107-0052
東京都港区赤坂2丁目19番8号
赤坂2丁目アネックス2階
TEL:03-6441-2996
URL:<https://www.ghrs.law/about/>



在外経験を有する弁護士や外国にルーツのある弁護士が、外国人雇用分野というこれまで企業法務では取り扱われることが少なかった分野において、企業法務で求められる高度な水準でのプロフェッショナル・サービスを提供することを目的に、2020年12月に設立された弁護士法人であり、2021年6月に現在の所在地である東京都港区赤坂に事務所を開設。

お問い合わせ先
<https://www.ghrs.law/contact/>

スパークル法律事務所

多くの法分野に精通し、横断的なアドバイスを提供
～すべての企業に適切なリスク管理を～

弁護士が提供する価値の最大化を目指す 「次世代型」の法律事務所

スパークル法律事務所は、「次世代型」の法律事務所を目指して、2021年4月に設立された新しい事務所です。

企業法務を主に扱う国内法律事務所のパートナーとして、多数の上場企業や外資系グローバル企業のクライアントの案件に携わってきた三谷革司弁護士を中心に、志を同じくする弁護士が集っています。

「AIやChatGPTなどテクノロジーはどんどん進化しており、多くの企業では、テクノロジーを活用した事業展開が当然の前提となっています。しかし、企業の事業を支えるべき立場の日本の法律事務所では、まだまだ積極的なリーガルテックの活用が進んでいるとは言えません。依頼者にとって最適なアウトプットをよりスピーディに提供するためには、弁護士自らもテクノロジーを使いこなして作業を効率化し、クリエイティブに頭を働かせることが必要だと考えています。」(三谷弁護士)

プライム上場企業からスタートアップまで 多岐にわたる企業法務

スパークル法律事務所では、プライム上場企業からスタートアップまで、ステージの異なるクライアント企業からの幅広い企業法務にまつわる相談に対応しています。

「弁護士になって以降、多数の株主総会支援や企業買収等の契約交渉、その延長線上での紛争解決(訴訟・仲裁・調停)に携わってきました。クライアントの業務分野は様々ですが、特徴的なところでは、製薬・医療機器等のヘルスケア分野や、業態ではメーカー、商社などが多いかと思えます。

近年は、起業する経営者の方からの依頼も多く、スタートアップ企業からの依頼やIPO準備なども扱うようになりました。

「弁護士が企業にとって頼れるリーガルアドバイザーであるためには、多くの法分野の業務に経験があり、横断的なアドバイスができることが必要であると考えています。」(三谷弁護士)

このような、企業法務分野を幅広く扱っている点と三谷弁護士の知見に惹かれて参画した一人が、津城耕右弁護士です。

「私は元々、企業法務のみならず一般民事事件も扱う事務所に所属していたのですが、経験を積むうちに企業法務に専念したいと考えるようになりました。三谷弁護士の様々な情報発信を見て、スパークル法律事務所での企業の方々のお役に立つことができると考え、入所を決めました。入所してからは、会社法のみならず、日常的に様々なご相談をいただきます。ご相談には最新のトピックスに関するご相談も多くあるため、アンテナを高くもつことを意識し、最新の情報を収集しながら対応させていただいています。」(津城弁護士)

リスクマネジメント分野の拡充

2023年4月には、弁護士事務所および外資系金融でのキャピタル・マーケッツ、M&A、証券化、法務部の運営、コンプライアンス業務、外資系の海外本社・リージョン本社での経験等、豊富な経験を有する齊藤真琴弁護士が参画し、金融分野が強化されたほか、リスクマネジメントへ対応する体制が強化されました。

「法的解釈についてのアドバイスだけでなく、企業のリスクマネジメントに広く貢献することがこれからのリーガルサービスで重要だと考えてい

ます。企業内で法務部が使っている時間は、直接的な法解釈より、むしろリスクマネジメント・ガバナンスという観点のものが多いです。それだけ会社にとって重要な問題であり、この部分をしっかりと、正面からサポートしていこうと考えています。」(齊藤弁護士)

齊藤弁護士は、リスクマネジメント・サービスの一環としてコンサルティング会社であるファースト・コンパスを設立し、意欲的な活動を行っています。

クライアントフレンドリー

スパークル法律事務所は、少人数であるからこそ、問題の解決策を共に考える「クライアントフレンドリー」という姿勢を大切にしています。

「クライアントの事業やカルチャーをしっかりと理解し、信頼関係を構築することが大事だと考えています。そして、一見、難しそうな案件でも、徹底して取り組み、何とか実現する方法やロジックがないか、考え抜く姿勢を忘れないようにしたいと考えています。」(三谷弁護士)

「次世代型」への「挑戦」と今後

新しいものへ「挑戦」しようという気風も共有されています。弁護士業務においては、AI契約書レビュー・サービスや、オンライン書籍閲覧サービスなどを導入するとともに、ライフスタイルに合わせたリモートワークも活用されています。事務所内会議での自動音声入力の活用やSNSでの発信等、テクノロジーを積極的に活用しようという「挑戦」も自然に起きています。

「私自身が、新しいモノ好きという面もあるのかもしれない。」(三谷弁護士)

「リモートワークの環境も整えられており、在宅で業務を行うことも可能です。通勤の負担が減ることで業務や家事に割く時間を確保することができ、重宝しています。」(津城弁護士)

「『スパークル』とは、英語で『輝く』という意味です。設立地の神田淡路町の冬空に、ひときわ美しく輝くイルミネーションのように優れた才能が集



齊藤真琴弁護士 三谷革司弁護士 津城耕右弁護士

まる場でありたいという思いが込められていると言います。

「法律事務所の価値の源泉は、有能な人材の集合体であることにあります。弁護士、パラリーガル、スタッフを問わず、才能がある人材が集まる場となり、クライアントにハイクオリティかつ洗練されたリーガルサービスを提供できるよう努力していきたいと考えております。向上心とアントレプレナーシップを持ち、我こそはと思われる方の参画をお待ちしております。」(三谷弁護士)



SPARKLE LEGAL
TOKYO

スパークル法律事務所

弁護士数：3人(2023年11月末現在)
代表弁護士：三谷革司(第一東京弁護士会)
〒101-0063
東京都千代田区神田淡路町2-105
ワテラスアネックス1205
TEL:03-6260-7155
URL: <https://sparkle.legal>
Mail: info@sparkle.legal

各種SNSにて事務所情報発信中!

X(twitter): https://twitter.com/SPARKLE_LEGAL
Note: <https://note.com/sparklelegal>
Facebook: <https://www.facebook.com/sparkle.legal>

創・佐藤法律事務所

**私たちは、抽象的な法律論に満足するのではなく、
企業の高い成長を支援し続ける
プロフェッショナルファームです。**

当事務所のHistory

当事務所は2015年にパートナー弁護士の斎藤創によって設立、2019年に創・佐藤法律事務所と改称されて以来、IT、サービス業、小売業など各種上場企業・中堅企業や所謂PEファンド(プライベートエクイティファンド)やVC(ベンチャーキャピタル)といったファンドをクライアントに、M&A、ベンチャー投資、新規事業支援、IPO支援、ジェネラル・コーポレート等幅広い業務に関する法的アドバイスを提供しております。当事務所は、様々な業界における多くのクライアントを支援し、ビジネス、金融、テクノロジーが交錯する複雑な法規制上の問題を解決してきました。

現在は、港区赤坂と千代田区丸の内には2つのオフィスを構えており、赤坂オフィスは主にフィンテックやブロックチェーン等を活用したプロダクトに対するリーガルアドバイスを中心とし、丸の内オフィスはM&A投資やファンド関連業務を中心として、それぞれサービスを展開しております。

当事務所のMission・Vision・Value

当事務所が目指すのは、クライアントの意思決定プロセスを最も熟知した法律事務所としてクライアントの目的に応じた最適なリーガルサービスを提供することです。そのため、丁寧に担当者からヒアリングを実施してクライアントの事業への理解を深め、案件に関わっていく姿勢を重視しています。パートナー弁護士の佐藤は、「法的リスクを指摘した上でリスクを取れるかビジネスジャッジを徒らに求めたり、コストがかかる対案を示したりする程度ではアドバイザーとして不十分でしよ

う。例えば、M&A後の労働条件の設定一つとっても、事業計画への理解がなければ、人的資源の不足など契約内容と事業計画の乖離に気づくことができません。事業計画への理解と協働が、クライアントの収益に貢献するアドバイザーとして不可欠と考えています。」と語ります。

当事務所のクライアントワークの傾向

中小企業庁が開始したM&A支援機関登録制度に登録するM&Aのアドバイザーファームが急激に増えており、彼らが案件を掘り起こすことによって、日本のM&A市場全体は依然として拡大傾向にあります。このような中、当事務所でもM&Aの当事者であるプライベートエクイティファンドや買い手企業又は売り手企業を代理することがさらに多くなっており、このようなクライアントは、直接当事務所にコンタクトし当事務所をリーガルアドバイザーとしてアサイン頂くこともあれば、所謂FA(Financial Advisor)様やM&Aの仲介業者様から当事務所をご紹介頂き、リーガルアドバイザーを務めさせていただくことも近年格段に増加しております。

当事務所は、M&Aを中心としたディールに多数関与させていただいておりますが、その大半がFA様や仲介業者様を中心とした他のプロフェッショナルの皆様とフォーメーションを組んでディールに取り組んでおります。また、このような、他のプロフェッショナルの皆様との間でできたネットワークを活用し、M&Aにあたっては当事務所から他のプロフェッショナルの皆様に対して案件をご紹介させていただくなど、他のプロフェッショナルの皆様と双方向でM&A業界を活性化のための取り組みをさせていただいております。

また、CVC(コーポレートベンチャーキャピタル)に関する組成の案件も引き続き増加しております。コーポレートガバナンスコード等によって上場株式への直接投資のハードルが高くなる中、本業とのシナジーを意識しながら資金を活用する手法として近年活発化してきた印象があります。当事務所は、PEファンドやVCへの法的な助言を多数行う法律事務所として知名度を有することからこのような企業のニーズに対応するサービスとしてCVC組成プロジェクトチームを有しております。

近年の傾向への対応

近年は、当事務所においても、D to C(Direct to Consumer)・EC事業を行う企業が関与するM&Aが増加しております。EC事業においては、その取り扱う商品によって適用ある法令が異なりますし、ECモールを取り扱う業者との間の約款から生じるリスクも存在しております。パートナー弁護士の佐藤は、「直近では、生成AIに関するサービスといったテクノロジーの分野が急速に盛り上がって来ています。これに伴い、新規事業や投資のご相談もあります。」と語ります。

当事務所の世界的な評価

パートナー弁護士の斎藤創は、Chambers Asia Pacificにおいて日本のFinTech弁護士、Best Lawyers rankings 2024において日本における金融機関規制法とFinTech分野の弁護士として、パートナー弁護士の佐藤は、Best Lawyers rankings 2024において日本におけるCorporate and M&A Law分野の弁護士として、それぞれランクインしています。また、近年、Legal500において、FinTech及びInvestment Funds領域でLeading



Firmとして選出されています。弁護士の砂田は、「私はPEファンドのパートナーでもあるが、ファンド関連業務に関する当事務所の弁護士のスキルは日本でも最高水準と考えている。」と語ります。

今年も志を同じくするプロフェッショナルが参画し、当事務所のサービスの質と幅はより一層強固なものとなっております。



創・佐藤法律事務所

弁護士数:9名、外国弁護士2名(2023年11月末現在)
代表弁護士:佐藤有紀(丸の内オフィス)(第一東京弁護士会)
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階937区
TEL:03-6275-6080
Mail:plc@innovationlaw.jp

当事務所は、涉外・大手法律事務所出身の弁護士が立ち上げたブティックファームです。ファンド・上場企業・中堅企業によるM&A、新規事業開発に関するリーガルサービスの提供、またベンチャー企業・スタートアップ支援を主として行っています。

高井総合法律事務所

難題の解決に積極果敢に挑む

「法廷弁護士」として積極果敢に難題に挑む

当事務所は、「依頼者のニーズに応えるべく、どんな難題が待ち受けようとも積極果敢に解決に向けて尽力すること」を理念に掲げています。

まず、従来型の紛争解決の中心である訴訟の場において、十分な結果を出すことができる「法廷弁護士」であることをモットーとしています。訴訟案件は、その前段階で解決を図ることができなかった複雑な案件が多くなります。そうした難しい案件においても勝ち切ることができる、あるいはより良い解決へ導けるよう、日々研鑽を積んで

います。他の事務所の弁護士から訴訟案件のご依頼をいただくことや、高裁事件の対応のご依頼を受けることもあります。

中小企業法務、事業承継・事業再生の局面におけるM&Aの実績

当所の取扱案件の特徴として、「中小企業法務」が挙げられます。当所は、代表者である高井章光弁護士が、大手法律事務所で大企業法務を経験したのち、20年以上、大企業法務のほか、中小企業法務にも注力してきました。日本企業のうち、大企業は1%未満にすぎず、残りは中小企業が占めています。しかし、中小企業法務を取り扱っている法律事務所は多くありません。「中小企業法務」を業務分野として謳っていても、実際は大企業向けの企業法務が中心であるところも少なくないのが現状です。中小企業における組織運営、労務、契約、知的財産権、M&A、事業承継の各分野には、中小企業特有の紛争解決・予防ニーズが多く存在します。当所では、こうした各分野において、それぞれの中小企業の発展段階や企業規模に応じたサービスを提供しています。なお、高井章光弁護士は、日本弁護士連合会にて日弁連中小企業法律支援センター事務局長を経験し、日本商工会議所の経済法規委員会委員を務めるなど事務所外にも中小企業法務に関わっております。

このように企業法務・中小企業法務では、常に新しい課題に取り組むとともに、関連専門家との連携を積極的に行うことで、クライアントに総合的な解決を提供することに努めています。特に近時は重要な法改正が相次いでいますので、担当者の方からのお問い合わせに対し迅速かつ丁寧に対応することを心がけています。

また、事業承継・事業再生にも高い実績があり

ます。当所の理念である、積極果敢に解決に向けて尽力する精神は、多くの事業再生に携わり、逆境からの対応に慣れていることも影響しています。昨今は、コロナ禍の影響や跡取りの不在によりサプライチェーンに影響が生じたことを契機とするM&Aも多くなっています。売り手企業が債務超過であれば事業再生と組み合わせたM&Aが必要となり、複雑な手法を駆使することが求められます。

建設・不動産事業、再開発事業に注力

当所は、企業規模・業種にかかわらず幅広い案件を取り扱っていますが、近時は建設・不動産事業にかかる案件も多くなっています。特に、再開発事業にかかる相談が日本全国から寄せられています。不動産売買にかかる権利調整・不動産管理等のほか、デベロッパー事業者からの相談・交渉対応に取り組んでいます。

今後の展望

現在は弁護士5人で仕事をしておりますが、今後はより弁護士数を増やし、それぞれの弁護士が専門分野を持ちつつも、全員が法廷で結果を出ることができる「法廷弁護士」であることに拘り続けるとともに、様々な解決方法を駆使することができる弁護士事務所でありたいと思っています。

社会環境は日々変化し、企業が直面する課題・紛争は多様化・複雑化しています。変化に対応できる迅速性とフットワークを持ち、会計士や税理士、他の事務所とも密に連携していくことで、クライアントに総合的な解決を提供していきます。



高井総合法律事務所

弁護士数:5名(2024年1月現在)
代表パートナー:高井章光(第二東京弁護士会)
〒105-0003
東京都港区西新橋1丁目15番5号 内幸町ケイズビル9階
TEL:03-3519-7800
FAX:03-3519-7804
Mail:tsogo.daihyo@tsogo.net
URL:http://tsogo.net

高井総合法律事務所は、大手事務所を経験した高井章光弁護士が須藤・高井法律事務所を経て、2016年に設立した事務所です。若い事務所ですが、これまでの長期間の経験を土台として、新しい問題に果敢に挑んでおります。不動産・再開発事業を得意とする野口隆一弁護士が2020年に参画し、事務所全体として、企業法務、中小企業法務、取引紛争交渉、訴訟、M&A、再開発事業、建築・不動産関連紛争、労働紛争、事業承継、事業再生等幅広く対応しております。

【「中小企業法務」に関連した著作】

- 『中小企業法務のすべて(第2版)』
(2023年、共著、商事法務)
- 『コロナ禍の中小企業支援と弁護士の役割』
『コロナ禍の中小企業と法変化』収録
(2022年、共著、神戸大学出版会)
- 『事業承継法務のすべて(第2版)』
(2021年、共著、きんざい)
- 『中小企業等の健全な経営に関する新しいガイドラインの課題と展望』
(2020年、共著、商事法務)
- 『中小企業の事業承継と事業再生』
(2018年、パネルディスカッション、商事法務)
- 『取引先企業の事業承継への直接的・側面的支援の具体策』
(ビジネス法務2018年1月号)



代表弁護士 高井章光

ネクセル総合法律事務所

法務部・知的財産部出身の弁護士が多数集結し、クライアントニーズにきめ細やかに対応する

法務部・知的財産部出身の弁護士が多数在籍

弊所には、企業の法務部・知的財産部での職務経験や出向経験がある弁護士が多数在籍しております。各弁護士は、これまでの職務経験をクライアント企業にご提供するサービスに活かすよう常に心掛けております。

例えばですが、企業の法務部と、外部の法律事務所は、いずれも企業の利益のために法務を取り扱うという大枠では共通するものの、企業の内部力学に即した調整を前提とした対応をせざるを得ない法務部のご担当者様と、ある程度は独立した専門家という立場で知見を提供することができる法律事務所所属の弁護士とは、具体的な案件への取り組み方は微妙に異なる場合がございます。

弊所では、端的に外部専門家としての知見を提供することに終始することなく、クライアント企業のご担当者様の悩みを意識しつつ、ご納得頂けるきめ細やかなサービスを提供するように心掛けております。

クライアント企業からは、取引範囲の拡大や出向業務のご相談等を頂く機会が増えており、弊所の業務に対する姿勢が評価されているものと自負しております。

スタートアップの継続的支援から知的財産業務全般のサポートまで

弊所は、継続的に緊密なサービスを提供することにより、真にクライアントニーズに寄り添った支援をご提供できるという考えに基づき、クライアント企業とは法律顧問、知的財産顧問という形で契約を締結することが多く、その結果として業容を拡大させて参りました。

代表の成川弁護士が知財ブティック系法律事務所出身であり、弊所設立当時、比較的若手で小回りの利く弁護士だったということもあり、クライアント企業の大多数は、法務部や知的財産部をまだ設置していないスタートアップ企業や技術系の中小企業が占めておりました。

スタートアップに対する支援は、上場までの蓄積や専門的知見を有した人材を要する上場企業に対する支援と異なり、契約書の雛形整備からはじまり、IPOやM&A等のエグジットというスタートアップ特有のゴールを目指した中長期計画に即したものとなります。弊所開設当初からご依頼頂いているクライアント企業の多くは、IPOやM&Aを経て新たなステージに進まれており、弊所もクライアント企業の新たな課題や挑戦を継続的に支援する機会に恵まれております。

また、近時増加傾向にある業務としては、知的財産関連のアドバイスを中心に据えた知的財産顧問業務があります。スタートアップに限らず、知的財産部の専任者を採用するリソースがないという企業に対して、弁護士及び弁理士のチームで、定期的に経営陣や技術担当者との壁打ちを行い、知的財産の出願方針に関するアドバイスや競合企業への対応方針をはじめとする知財戦略を継続的にアドバイスしております。クライアント企業には、いわば知的財産部の外部委託のようなサービスと捉えるとわかりやすいと説明しております。

弊所は、知的財産権の出願を担当する複数の弁理士が在籍しており、様々な技術分野の特許出願等にも対応できますので、ディスカッションにより定まった出願戦略に即して、ワンストップで権利取得までのサービスをご提供することも強みと考えております。



(後列左から) 福井弁護士、葛谷弁護士
(前列左から) 金子弁護士、成川弁護士、吉永弁護士(英国)

技術関係争・クロスボーダー係争等、多数の係争実績

先述のとおり、弊所では法律顧問・知的財産顧問という形で業容を拡大してきた経緯がありますが、さらに近時の傾向としては、顧問先に限らず、様々なクライアント企業から、多彩な分野の係争案件に関してお声掛け頂いており、係争案件の取扱い実績が増えているということが挙げられます。

弊所では、バイオテクノロジー・化学等を専攻していた弁護士や弁理士、システムエンジニアとしての業務経験がある弁護士等、技術的知見を有する専門家が多数在籍しております。これら専門家の技術的知見という強みを有効活用することができるタイプの係争、例えば、知的財産権に関する係争、IT・AIに関する係争、契約不適合やPLに関する係争等について、ご相談を頂き、見通しをご提示した上でご依頼頂いております。

一例となりますが、技術的な事項を立証するための実験方針や実験手法等について研究開発部のご担当者様とディスカッションを行い、入念に立証戦略を立てた案件、クライアント企業のITシステムの活用状況を把握し、情報システム部等と連携して社内情報を収集した上で営業秘密侵害やシステム開発訴訟を進めて行く案件等に対応しております。

加えて、弊所は知的財産部を有することから、日常的に各国の法律事務所・特許事務所と連携を

行っており、係争時にも比較的容易にチームを組成できることも強みとなっております。近時は、知的財産権に関する国際併行訴訟、外国法人の責任範囲が問題となる訴訟等、クロスボーダーの係争案件数が顕著に増加しております。

クライアント企業のニーズに即した実効的な係争戦略をご提案し、かつ、一定の評価をして頂いているからこそ、取扱い件数が増加しているという自負がございます。

今後もクライアント企業のニーズに対応したきめ細やかなサービスを提供していきたいと考えております。



ネクセル総合法律事務所
NEXEL PARTNERS

ネクセル総合法律事務所

弁護士数: 16名(うち英国弁護士1名、提携弁護士1名)、
弁理士数4名(2024年1月1日現在)
代表弁護士: 成川弘樹(第一東京弁護士会)
〒108-0073
東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル22階
TEL: 03-5427-5830
URL: <http://nslaw.org/>

ネクセル総合法律事務所は、知財ブティック系法律事務所出身の成川弁護士が2014年に開設した成川総合法律事務所を前身とする法律事務所です。現在、知的財産、コーポレート、スタートアップ支援を業務の3本柱に据え、プラクティスを積み重ねております。

のぞみ総合法律事務所

「専門性×総合力」で迅速かつ柔軟な対応

～依頼者に寄り添う協調力で、企業価値毀損防止だけでなく、企業価値向上にも貢献する～

のぞみ総合法律事務所の概要

のぞみ総合法律事務所は、1995年に設立され、49名(注)の弁護士が在籍する都内の法律事務所です。

当事務所は、依頼者の「のぞみ」を叶え、依頼者に笑顔で帰っていただくことを常に目指しています。そのために、「高い専門性」、「迅速かつ柔軟な解決力」、「依頼者に寄り添う協調力」および「明るく前を向く推進力」を理念として掲げて、日々業務に取り組んでいます。2024年からは、事務所オフィスを麴町から永田町に移転させ、これまで以上に、依頼者の皆様に良質なリーガルサービスを提供いたします。

当事務所では、企業法務全般を取り扱っており、業務分野は、コーポレート・M&A、コンプライアンス・危機管理、独占禁止法・競争法、金融、名誉毀損対応、労働法、行政事件、刑事弁護、エンターテインメント・スポーツ、スタートアップ支援、国際法務等、多岐にわたります。

(注)2023年12月末現在。外国法事務弁護士1名および出向により登録抹消中の弁護士を含む。

多様な経験を踏まえた専門性に強み

(1) 行政当局への出向経験等を踏まえた高い専門性

当事務所の強みの1つは、行政当局等への出向経験者等を多数擁していることです。当事務所には、検察庁、日本銀行、金融庁、証券取引等監視委員会、公正取引委員会、消費者庁、個人情報保護委員会、国税不服審判所、地方公共団体等の行政当局等での執務経験を有する弁護士が多数所属しています。

当事務所では、そうした豊富な経験をもとに、各分野において、机上のものにとどまらない活きた専門性の追求を常に目指しており、当局対応・規制対応等の分野において、当局実務を踏まえた迅速かつ有機的な法的サービスの提供を行っています。

(2) インハウス・社外役員経験を踏まえた助言、企業派遣によるサポート等

当事務所には、インハウス(社内弁護士)や社外役員の実験を有する弁護士も多く在籍しています。そこでの経験を踏まえ、VUCAと呼ばれる変化の激しい環境下における企業活動において、企業価値の毀損防止だけでなく企業価値の向上にも貢献すべく、企業実務に即した助言等を行っています。

また、弁護士の企業派遣(企業内法務人材としての出向)も積極的に行っており、当該企業における法務人材の一員として、当該企業のニーズに即した専門性と総合力で裏打ちされたサポートを行っています。

コンプライアンスを支える危機管理対応と実践的な社内研修に強み

当事務所は、危機管理対応とコンプライアンス・センスを鍛える社内研修の両輪で、クライアントのコンプライアンス推進を強くサポートしています。

危機管理対応においては、行政当局等での執務経験や豊富なメディア対応の経験等を有する弁護士を中心に、調査活動やメディア対応等において実践的なサポートを提供しています。近年でも、大規模な会計不正や談合事件の調査から、企業犯罪や贈収賄の特捜部事件弁護、不祥事発生時のメディア対応やSNS上での名誉毀損・誹謗中傷対応まで、危機管理案件を幅広く取り扱っています。

また、当事務所では、社内研修を通じた役員・

管理職・従業員それぞれのコンプライアンス・センスの醸成も重視しています。社内研修では、クライアントごとに、経営陣の意識や現場に即した事例・説明を採り入れたり、模擬記者会見を設けるなど、研修内容を作り込み、聴講者が自分事として捉える研修となるよう、力を入れて取り組んでいます。

国際法務における総合的なサポート

当事務所では、米国法務、韓国法務、東南アジア法務、ヨーロッパ法務を中心に、総合的なサポートを提供しております。具体的な業務としては、クロスボーダーM&Aやジョイントベンチャー案件等のコーポレート業務から日々の英文契約書のレビュー、グローバルコンプライアンスポリシーの策定などグローバルな単位での会社運営に関するアドバイス、国際仲裁・国際調停による紛争解決まで幅広い業務を取り扱っています。

米国法務に関しては、米国ロサンゼルスにオフィスを設置しており、日本と米国の弁護士資格を有する弁護士2名が所属しています。また、2022年には、国際仲裁等を主な取扱業務とする外国法事務弁護士(スイス・EUにて弁護士登録)を、2023年には日本企業での勤務経験もある韓国法務弁護士(外国法事務弁護士未登録)を新たに迎え入れ、クライアントの皆様の幅広いニーズに対応できる体制を備えております。

異なる専門性が交差する複雑な案件にも総合的に対応

当事務所は、硬直的な部門制を敷いておらず、案件ごとにベストなメンバーを組成しており、異なる複数の専門性が交差する案件についても、必要十分なメンバーによる総合力で、ワンストップでの迅速かつ柔軟な解決に努めています。

例えば、当事務所ではスタートアップ企業の支援にも力を入れています。スタートアップ法務においては、法規制に関するリサーチ、規制当局との折衝、M&AやIPO・資金調達、海外進出などの「攻め」の法務から、社内体制構築、社内規程整備、契約書作成、株主総会等の機関業務、労務対応、危機管理などの予防的法務、さらには紛争・



2024年1月移転予定の新オフィス前で

訴訟対応といった「守り」の対応まで、幅広い分野の経験・見識が要求されます。当事務所では、各分野に専門性を有する弁護士が柔軟にチームを組み、その総合力でワンストップ対応を行うことにより、総合的・有機的なサービスを提供しています。

また、規制対応においても、行政当局出向経験者を多数擁する当事務所の専門力と総合力が発揮されています。例えば、金融事業者における独占禁止法対応では、金融庁及び公正取引委員会それぞれの当局の規制実務に知見を有する弁護士でチームを組成して、当局目線を踏まえたアドバイスを提供しています。

今後も、こうした当事務所の特長を活かしながら、“Best for the Client”を目指し、クライアントの皆様に寄り添い、共に成長しながら、歩を進めていける存在でありたいと考えています。

のぞみ総合法律事務所

弁護士数:49名(外国法事務弁護士1名を含む)(2023年12月末現在)
代表弁護士:矢田次男(第一東京弁護士会)
〒102-0093
東京都千代田区平河町2丁目16番1号
平河町森タワー11階・12階(受付)
※2024年1月10日移転予定
TEL:03-3265-3851
URL:https://www.nozomisogo.gr.jp/

のぞみ総合法律事務所は、東京都千代田区および米国ロサンゼルスにオフィスをもつ、企業法務全般を取り扱う総合法律事務所です。「依頼者の「のぞみ」を叶える専門家集団」として、「高い専門性」「迅速かつ柔軟な解決力」「依頼者に寄り添う協調力」「明るく前を向く推進力」からなる「のぞみの理念」を胸に、質の高いリーガルサービスの提供を追求しています。当事務所へのお問い合わせは、当事務所ウェブサイトのお問い合わせフォームまでご連絡ください。案件や法律相談のご依頼のほか、セミナー・社内研修の講師依頼や当事務所ニュースレターに関するお問い合わせも受け付けています。オンラインでのご相談にも対応しています。



弁護士法人ひかり総合法律事務所 ひかり総合法律事務所

豊富な経験と多様な経歴を有する弁護士の相互連携により、多様化・複雑化するクライアントのニーズに対応、知財戦略を軸にスタートアップを支援する知財総合サービス (IP Boost Japan) を展開

クライアントのひかり輝く未来を実現

ひかり総合法律事務所は、ICT技術を利用して弁護士業務を迅速化・ネットワーク化することを意図するとともに、高度に専門的かつ総合的なリーガルサービスを提供することで、クライアントのひかり輝く未来を実現するという理念の下に、1995年4月に「ひかり総合法律事務所」の名で発足しました。発足以来、クライアントの利益を徹底的に追求して最善の方策を提供するということを強く意識してまいりました。平成27年1月には、弁護士業務の継続性を確保するため、弁護士藤原宏高は「弁護士法人ひかり総合法律事務所」を設立しています。

豊富な経験・多様な経歴を有する弁護士による対応

当事務所に所属する各弁護士は、それぞれが得意分野をもち、日々研鑽を重ねています。裁判官や検察官出身者が在籍するとともに、上場企業や弁護士会の役員経験者も所属しておりますので、多様化・複雑化するクライアントのニーズに対し、様々な局面から事件を分析し、適切な見通しの下に最善の方法を選択することが可能です。

取扱分野は、知的財産法、ICT関連、企業法務（顧問業務、会社関係訴訟、契約書作成・交渉、社外取締役・社外監査役、株主総会指導、M&A/事業承継/事業再編等）、企業不祥事対応/コンプライアンス/コーポレートガバナンス、労働法（人事/労務関係）、個人情報保護、不動産・建築関係事件、税務案件（査察調査/税法違反関

係）、国際取引/海外進出、民事介入暴力、一般民事法務、刑事弁護と多岐にわたっております。

当事務所の弁護士数は35名を超えており、各弁護士が扱っている分野は、様々な法律分野を網羅していることから、相互に協力し連携することで、事務所全体で大規模案件を含む種々の案件に対応できる体制を整えております。

他士業や海外事務所との提携によるワンストップサービス

特に弁護士法人ひかり総合法律事務所では、総合的なリーガルサービスをワンストップで提供することを重視しており、国内の法律事務所・会計事務所・税理士事務所等との連携はもとより、中国上海市の錦天城法律事務所、知的財産関係事務所としては台湾の最大手である台湾国際専利法律事務所(TIPL0)、同じく知的財産関係事務所として韓国で有名な特許法人多来、米国ハワイ州の大塚・アソシエイツ有限責任法律会社、オーストラリアゴールドコーストのMBA法律事務所とも提携しており、国際的な案件についても対処が可能です。

積極的な公益活動への取組み

また、当事務所所属の弁護士は、使命である、基本的人権の擁護と社会正義の実現を体現するべく、弁護士業務のみならず、所属弁護士会の委員会活動のほか、裁判所から任命を受けた調停委員等の職務、仲裁人としての活動、公的機関の委員に就任するなど、さまざまな分野の公益活動に積極的に取り組んでいます。



藤原宏高弁護士



武田昇平弁護士

充実した知財リーガルサービス

当事務所は、設立当時より、特許権や商標権、著作権、不正競争防止法に関するご相談を受けており、知財紛争・裁判実務の経験豊富な弁護士が多数在籍しております。また、弁護士法人ひかり総合法律事務所代表社員の藤原弁護士は第二東京弁護士会知的財産法研究会の代表幹事を長年務めていると共に、パートナーの武田弁護士は、弁護士業務の傍ら大学院博士課程で知的財産権を研究する等、研究会や学会等を通じて、日々研鑽を積んでおります。さらに、経済産業省の知的財産政策室や、特許庁審判部に出向している弁護士も在籍し、法改正や、最新情報の取得が可能な体制となっております。知的財産法に関する長年の経験を有するとともに最新の法改正への迅速な対応を踏まえた上で、経営資源としての知的財産を複合的かつ有機的に活用するという知財ミックスを見据えたリーガルサービスを提供致します。

知財戦略総合サービス (IP Boost Japan) の展開

新たな価値創造に直結する知財投資・活用は、企業の競争力の確保において、今後ますます重要となります。社会のデジタル化の進展から、技術を機動的に社会実装する必要性は一層高まり、スタートアップの躍動は、日本社会の活力の鍵となります。そこで、競争優位性を失いつつある日本を知財力で元気にしたいとの思いから、弁護士法

人ひかり総合法律事務所では、これまでの知財リーガルサービスにとどまらず、外部の知財戦略支援や、アイディエーション支援の専門化と連携し、戦略的知財総合サービス (IP Boost Japan) を令和5年12月に立ち上げました。知財戦略経営、技術、法律にかかる知見を有機的に繋ぎ融合させることで、これまでにない多角的見地からの戦略的な知財サービスのご提供が可能とな

っております。詳細は、下記QRコードよりサービスサイト (<https://hikari-law.com/ipj/>) をご覧ください。



IP Boost Japan

ひかり総合法律事務所

弁護士数:37名(2023年12月現在)

弁護士法人ひかり総合法律事務所

代表弁護士:藤原宏高(第二東京弁護士会)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-22

第一秋山ビル6階

TEL:03-3597-8702

URL:<https://hikari-law.com/>



高度に専門的かつ総合的なリーガルサービスを提供することで、クライアントのひかり輝く未来を実現するという理念の下、1995年4月に発足。企業法務、知的財産サービスに定評があり、複雑かつ大規模な紛争案件において多くの実績をあげている。

弁護士法人樋口国際法律事務所

国際案件にも強いジェネラリスト 信頼関係に基づく真に身近なパートナー

気軽なコミュニケーションを通じた 「かかりつけ」弁護士として 紛争の予防と解決に資する

今、ご利用の弁護士には、本当の意味で遠慮や気兼ねなくご相談ができていますか？ せっかく顧問契約をして固定費を支払っているのに、気軽な相談をしにくいという話をよく耳にします。

顧問料は保険料ではなく、日常的なサービスへの対価です。弁護士は、早めに相談することで真価を発揮します。有事の際はもちろん、平時にも気軽なコミュニケーションを取ることで紛争を予防することができます。

当事務所は、クライアントの真のパートナーとして寄り添い、どんなときも、どんなことも、忖度なくご相談いただける存在でありたいと考えます。

経営者は孤独です。特に一人で判断しなければならない中小企業の経営者は尚更です。そんな皆様の信頼できる話し相手でありたいと思います。また、大企業にも「日常使い」しやすいとご好評をいただいております。案件に応じて大手事務所と併用いただくことも多くございます。

中小企業の国際ビジネスを支援して 日本経済に活力を与える

当事務所のサービス分野は多岐にわたりますが、国際ビジネスのサポートをひとつの柱としています。英文による各契約の作成や交渉、外国企業とのM&Aや紛争対応、外国拠点の設立などにつき、ワンストップでサポートしています。ニューヨーク州の資格も有する代表弁護士は米国での勤務経験もあり、国際法曹団体での活動等も通じた独自の国際的なネットワークを築いております。対応

エリアは、北米に限らず、欧州、アジアの主要国に、信頼できるローカルパートナーがおり、案件に応じた協働が可能です。

この分野で特に注力しているのが中小企業の支援です。国内需要が縮小傾向にある日本において、技術ある中小企業が存続、発展していく鍵は海外展開にあると考えます。しかし、大規模または外資系の事務所以外で、国際案件に対応できる事務所は限られているため、そこへの法的サポートが不足しています。当事務所には、国際ビジネスの経験も語学力もない方もよくご相談に来られますが、基本的な心構えから丁寧に説明させていただいております。

すでに実績がある企業はもちろん、これから国際ビジネスに挑戦しようという企業も親身にサポートし、リスクを最小限にとどめ、発展に寄与したいと考えています。

サービスの品質はもちろん、スピード、 バランス感覚、合理的な費用体系を重視する

専門家としてサービスを高品質に保つことは当然ですが、クライアントの伴走者として、ビジネスに沿ったスピード感とバランス感覚が極めて重要であると考えます。

依頼した弁護士の反応が遅いという不満をよく耳にしますが、ビジネスあつての弁護士業務ですから、弁護士がビジネスのスピードを阻害することはあつてはなりません。

また、弁護士に相談しても、教科書的な回答しか得られず、結局は自分で判断しなければならないという声も多いです。それは、担当の弁護士が自分の責任で意見を述べられないことにも起因するかもしれませんが、弁護士は、単に法的意見を述べるだけではなく、ビジネスの実情に照らし、

クライアントに現実的な指針を与えるところまで踏み込むことで、存在意義が生まれると考えます。

そして、弁護士費用は高いとのイメージを持っていますが、それは一律でのタイムチャージが理由であることが多いといえます。当事務所では、事案に応じて固定制や上限を設けたり、複数の弁護士が同時にチャージすることによる高額化を抑制するなど、費用の合理化に努めています。柔軟な費用設計は、独立系事務所ならではのメリットといえます。

一般企業法務、紛争解決から国際案件まで ~求められるジェネラリストに~

(1) 幅広い対応分野

当事務所の対応分野は多岐にわたります。上記の国際案件はもちろん、コーポレート、各種取引契約、人事労務、知的財産、不動産、そして紛争解決まで、企業の運営や取引に伴って一般的に生じる一連の不安や悩みを解消いたします。

当事務所は少数精鋭のジェネラリストです。

弁護士業界、特に大規模事務所では分野の専門化が進んでいる中、当事務所は、各分野の全てにおいてそのような専門家と同等であると申し上げるつもりはありません。しかし、どのような案件でもワンストップで相談できる存在は引き続き求められていると感じています。特別な知識やノウハウが必要な案件については、責任をもって適切なチームを組んで対応いたします。

(2) 紛争解決の経験を踏まえた紛争予防

当事務所は、訴訟等の法的手続を含む紛争解決にも日常的に取り組んでおります。

弁護士の専門化に伴い、自身では裁判所には行かないという弁護士も増えていきます。M&A専門の弁護士はM&Aのみを業務とし、紛争となった場合は訴訟専門の弁護士が対応する、といった分業も進みつつあります。それは、高度な案件に対応するには適する場合もありますが、契約交渉をはじめとする紛争の予防にあたり、紛争を自ら経験しているかどうかは、とても重要な意味を持つと考えます。

医者と同様に、弁護士は、病气(紛争)になってからではなく、それを事前に予防する役割が重要です。紛争を防ぐには、法的手続へと進んだ場合



樋口一磨弁護士(代表パートナー)
99年慶應義塾大学法学部卒。03年弁護士登録。
07年米ミシガン大学LLM。08年ニューヨーク州弁護士登録。
22年公認不正検査士登録。メディアへのコメント・出演多数。

を含めた将来のシミュレーションが重要となりますが、そこでは実際の紛争対応の経験が生きてきます。

当事務所では様々な状況に対応いたしますので、どのような案件でもお気軽にお問合せください。

弁護士法人樋口国際法律事務所

弁護士数:5名(2023年11月末日現在)
代表弁護士:樋口一磨(東京弁護士会)
〒101-0041
東京都千代田区神田須田町1-2-1
カルフル神田ビル7階
TEL:03-5207-3337
URL: <http://www.higuchi-law.jp>
Mail: info@higuchi-law.jp

国内:コーポレート/コンプライアンス/M&A/フランチャイズ/人事労務/知的財産/IT/各種契約(外資系企業との交渉を含む)/訴訟、調停等による紛争解決

国外:外国企業との供給契約、販売店契約、ライセンス契約、フランチャイズ契約、合弁契約等/外国企業とのM&A/外国現地法人の設立支援/外国企業との紛争解決(米国、欧州、アジアの主要国に広く対応)

©所属弁護士による主な著書等(共著含む)

『中小企業海外展開支援 法務アドバイス』(経済法令研究会、2013)、『International Commercial Agency and Distribution Agreements』(Wolters Kluwer、2017)、『ポイントがわかる!国際ビジネス契約の基本・文例・交渉』(日本加除出版、2019)、『中小企業法務のすべて(第二版)』(商事法務、2023)、ほか多数。

代表の樋口弁護士はメディア出演も多数。

ひふみ総合法律事務所

企業の挑戦と有事の危機対応を 厚くサポートするスペシャリスト集団

全弁護士が省庁・企業・大手法律事務所 知見を積んだスペシャリスト集団

当事務所の弁護士は、全員が、省庁やメーカー、金融機関等の企業への所属・出向、大手法律事務所での豊富な経験を通じて、それぞれの得意分野を磨いてきたスペシャリストです。各分野に関する十分な専門知識を有しているのはもちろんのこと、依頼者や相手方となる省庁・企業のモノの考え方、内部の決裁の仕組みなどにも習熟しており、交渉や争訟をより迅速かつ的確に解決に導くことができますと自負しています。また、近時はこうした知見をより活用すべく、ルールメイキング分野にも注力しています。

法務機能のアウトソーシングサービスなど、 徹底したクライアントファースト

当事務所は、クライアントの利便性を重視し、業務の進め方においても、クライアントファーストの精神を貫いています。

変化の早い分野では、従来のように、社内の事業部門の意見を法務部が取りまとめて法律事務所を訪問し、その相談結果を社内に持ち帰って報告し、それを踏まえてまた社内で検討する、といった進め方では、スピード感が十分ではありません。こうしたケースでは、むしろ当事務所の弁護士が社内会議に参加し、企画のブレインストーミング段階からアドバイスしています。

また、突発的な重大案件(企業不祥事等)や法務部員の転職などで一時的に法務スタッフが不足する企業に対しては、当事務所メンバーが会社に訪問し、あるいはリモート環境にて、日常の法務業務(社内の法務相談、契約書作成・レビュー)に対応するなど、法務機能のアウトソーシングサービ

スを提供しています。当事務所は、国内外の大手企業に長く勤務した兼子良太弁護士等、インハウスローヤー経験を有する弁護士を多く擁し、企業における法務部が果たすべき役割を熟知しています。

業務全般にレスポンスの早さを重視しており、メールやウェブ会議はもとより、Slack やLINE、Chatwork でやり取りすることもあります。

クライアントと二人三脚で、専門性の高さと、徹底した敷居の低さ・クライアントファーストの両立を心掛けています。

危機管理業務における多数の実績

当事務所の弁護士は、多くの企業不祥事案で、調査委員会の委員や補助者を務めた実績を有しています。

例えば、矢田悠弁護士は、証券取引等監視委員会への出向中に、調査・検査で対象先への立入、ヒアリング、デジタル・フォレンジック等を活用した経験を活かし、粉飾・不正会計事案やインサイダー取引事案、性能偽装事案を中心に、多くの上場会社の調査委員会委員を務めています。

また、当事務所では、危機管理業務に関して、事後の紛争対応までワンストップで対応することを強みとしています。近年頻発している性能偽装事案では、取引先との間で必ずといっていいほど民事賠償の問題が発生します。また、不正会計事案では、株主が、開示されていなかった企業不祥事によって下落した株価を損害として訴訟を起こす“証券訴訟”が増加しています。このように、不祥事発生が訴訟に直結する事例が多くなっていることから、企業不祥事について企業側に立ってアドバイスする際には、不祥事発生の当初から訴訟

リスクを低減できるよう心掛けています。

訴訟弁護士としての豊富な 経験に基づく「紛争解決力」

当事務所の弁護士は、これまで様々なジャンルの訴訟・紛争案件を多数経験してきました。

例えば、小島冬樹弁護士は、大手法律事務所の中でも伝統的に紛争解決に強みを有する森・濱田松本法律事務所に長年在籍し、同事務所のパートナーとして訴訟プラクティスグループの中心を担った経験を有しています。

昨今では、弁護士の専門分野の細分化が進み、法廷にはほとんど立たないという弁護士も珍しくない状況です。しかし、訴訟をはじめとする紛争解決分野は、証拠の収集・分析、的確な法律構成の構築、裁判所を説得するための表現力、尋問技術等においてマニュアル化が困難であり、特に経験がモノをいう分野です。当事務所の弁護士は、企業にとって最も危機的な局面の1つである訴訟・紛争の場面において、豊富な経験に基づいた技術を駆使して、クライアントとともに全力で戦い抜きます。

金融分野において新サービスの設計から 紛争解決、反社会的勢力対応まで ワンストップで対応

当事務所の柱の1つは、金融分野です。番匠史人弁護士は、金融庁で金融機関や保険会社の検査実務に携わった経験を、また、矢田弁護士は、証券取引等監視委員会での金融商品取引法関係の調査・検査と、銀行法関係の立法作業に携わった経験を有しています。これらの金融規制及び実務に関する幅広い知識・経験に基づき、新サービスの導入につき、制度設計、当局折衝から検査対応に至るまで、当局目線を意識したアドバイスを提供しています。高橋可奈弁護士は、森・濱田松本法務所のファイナンス部門で経験を積み、米国への留学経験や外資系企業でのインハウスローヤーの経験も有しており、金融分野の複雑な契約やク



矢田 悠弁護士

小島冬樹弁護士

番匠史人弁護士

ロスボーダー取引にも対応が可能です。松原由佳弁護士は、西村あさひ法律事務所の事業再生部門や出向先の銀行で経験を積み、経営再建局面での金融機関との交渉等も得意としています。

さらに、前述のように当事務所の弁護士は、長年にわたり様々なジャンルの訴訟・紛争案件を多数経験しており、サービスの設計や契約書の作成といった予防法務分野だけでなく、いざ取引先や顧客との間で紛争が生じた場合の対応についても、得意としています。反社会的勢力対応やAML/CFT 対応についても、チェック体制の構築等の制度設計の場面のみならず、具体的な顧客対応までワンストップで承っています。

ひふみ総合法律事務所

弁護士数: 10名(2023年11月末現在)
所属弁護士: 番匠史人(第二東京弁護士会)、矢田 悠(第二東京弁護士会)、小島冬樹(第二東京弁護士会)、高橋可奈(第二東京弁護士会)、川口綾子(東京弁護士会)、松原由佳(東京弁護士会)、兼子良太(東京弁護士会)、神村泰輝(出向中)、金 竜貴(第一東京弁護士会)、篠田春樹(第一東京弁護士会)
〒102-0083
東京都千代田区麹町4-5-21 VORT紀尾井町8階
URL: <https://123-law.jp/>

ひふみ総合法律事務所は、金融・危機管理・企業間争訟で実績を重ねた矢田悠弁護士と番匠史人弁護士が、2018年に設立した事務所です。2021年1月から、訴訟・紛争解決分野に実績のある小島冬樹弁護士がパートナーとして参画し、現在はパートナー3名、カウンセラー及びアソシエイト7名の計10名の弁護士が在籍しています。

お問い合わせ先

TEL: 03-6261-3170

Mail: info@123-law.jp

フォーサイト総合法律事務所

ベンチャー・スタートアップの資金調達、 IPO準備・審査対応から上場企業法務・M&Aまでを シームレスに対応

ベンチャー・スタートアップ企業とIPO

当所は、上場企業および上場準備企業を主たるクライアントとして、基本的に顧問弁護士という立場で(一部、社外役員として関与している会社もあります)、IPO(新規株式上場)やM&A案件を中心に手掛けています。

IPOは企業が飛躍的な成長を遂げるための有力な手段の1つです。当所では、蓄積された知見や経験等をふまえ、資金調達やストック・オプションの発行、上場審査で企業に求められるコンプライアンス体制(労務管理、知財管理、情報管理、広告管理、その他)およびコーポレート・ガバナンス体制の整備、監査法人や証券会社等の指摘事項への対応、上場審査対応への法的助言等のリーガル・サポートを行っています。

その結果、当所開設以来、直近12年間で80社以上の顧問先及び社外役員関与先(以下「顧問先等」といいます)がIPOを果たされました。ここ数年、わが国の年間IPO件数(TOKYO PRO Marketは除きます)は80社から90社程度の水準で推移しています(2021年は125社でしたので例外です)が、当所の顧問先等は、毎年、一定数のIPOを達成しています。その他、現在、IPOを準備している顧問先等は数十社あります。クライアントは、証券会社、監査法人、信託銀行、印刷会社、IPOコンサルタントや士業の方等のIPO関係者から紹介されることが多いことから、IPO関係者からこれまでの実績が高く評価されているものと自負しています。

当所の顧問先は、IT、AI・IoT、ロボット、セキュリティ、VR/AR・エンターテインメント、バイオ・ヘルスケア、HR、不動産、外食、エネルギー、

宇宙など多岐にわたります。ITを駆使してイノベーションを起こしたり、テクノロジーを開発したりする、Tech系企業も多く、AIの研究・開発をしている会社、企業で使用する様々なシステムをSaaS(Software as a Service)で提供している会社、遠隔診療や電子カルテ等を提供するヘルスケア関連の会社、再生医療を提供する会社からウェブサイトに対するサイバー攻撃を防御するサイバーセキュリティサービスでIPOを果たした会社もあります。その多くは、ベンチャー・スタートアップ企業ですが、中には、一度、大半の株式をプライベート・エクイティ(PE)ファンドに売却し、その後にIPOを目指す企業や、創業数十年の老舗企業もあります。

当所では、上場申請を行う期(申請期)の2期前(直前前期)くらいからご依頼いただく顧問先が多いですが、視座の高い会社などはシリーズA(ベンチャー・キャピタルから本格的に資金調達する最初のラウンド)やシリーズB(同じく2番目のラウンド)から顧問弁護士のご依頼をいただくこともあります。

顧問先上場企業の増加

当所では、IPO後もそのまま顧問契約を継続するのが通常で、上場前後を問わずシームレスに対応しています。そのため、毎年、上場企業の顧問先等も増加しています。成功している企業は例外なくIPOを果たしていることを実感しています。

上場後は、事業や人事労務や知的財産等に関する通常の相談のほか、他社との業務提携や資本提携、ディスクロージャーやインサイダー取引関連の相談に乗る機会も多く、株主や株主総会の対応・対策等も行っています。



M&A、資本提携及び出資案件の広がり

また、IPO後、オーガニックな成長に加え、さらなる飛躍のための成長戦略の一手として、M&Aが選択されることも多く、当所では、スキームの策定(株式譲渡、合併、会社分割、事業譲渡、株式交換・株式移転、第三者割当による新株発行)・スケジュール策定・管理、法務デュー・デリジェンス(労務DDや知財DDも含みます)、秘密保持契約(NDA)、基本合意書(MOU)、株式譲渡契約書や事業譲渡契約書といった契約書の作成等を行っております。最近では顧問先ではない上場企業や大企業、PEファンドからのM&Aの依頼も増えています。

また、株式譲渡、事業譲渡、株式交換等だけでなく、第三者割当による新株発行等マイノリティ出資案件も多く手掛けてきました。

その他、持株会社(ホールディングス)化や組織再編のための株式移転や会社分割等も手掛けています。昨今、上場後にホールディングス化を進める企業が増えていますが、スキームとしては大きく株式移転と会社分割の2つがあります。前者の株式移転では、株式移転により新たに創設された親会社のテクニカル上場が必要となります。これは上場会社が組織再編行為などによって上場廃止となる問題を回避するための制度ですが、改めての審査が必要であったり証券コードが変わってしまったことから、よく検討して選択する必要があります。後者の会社分割は、上場企業が上場したままホールディングス化でき(再度の審査

手続がない)、かつ事業譲渡などに比べて契約等の承継が容易なため、選択されることが多いという印象です。

M&A案件は、もともとM&Aコンサルティングファーム・M&A仲介会社や公認会計士からの紹介が多かったのですが、ここ数年は、IPOした顧問先からの依頼が急増しています。また、当所の評判をお聞きになったファンドや大企業のM&A部署からのご依頼も増加しています。こういったM&A案件は、ここ数年、

大小合わせて毎年数十件の案件を手掛けていて、年々増加しています。最近では、上場企業を対象会社とするM&Aに関わる機会も増えてきました。

他方、セルサイド案件も目立つようになってきました。IPOを目指す過程でM&A(売却)に切り替える経営者、事業を作っては売却するシリアルアントレプレナー(連続起業家)、一旦、発行済株式総数の過半数から3分の2程度を売却しつつ、その上でIPOを目指す経営者などもいらっしゃいます。

また、株式の譲渡先も事業会社だけではなくPEファンドを活用するケースも増加しています。

当所としましては、IPOとともに、M&Aにも注力していきたいと考えています。

フォーサイト総合法律事務所 Foresight Law Office

フォーサイト総合法律事務所
弁護士数:20名(2023年12月末現在)
代表パートナー弁護士:大村健(第二東京弁護士会)
〒100-0011
東京都千代田区内幸町1-2-2 日比谷ダイビル15階
TEL:03-6457-9481
URL:https://www.foresight-law.gr.jp/

当所は、弁護士20名と司法書士1名が所属し、上場企業及び上場準備企業に関する企業法務を中心に手掛け、顧問先は、IT、AI・IoT、ロボット、セキュリティ、VR/AR・エンターテインメント、バイオ・ヘルスケア、HR、不動産、外食、エネルギー、宇宙等のベンチャー・スタートアップが多い。直近12年間で、80社以上の顧問先等がIPOを果たしている。そのほか、毎年数十件のM&A案件を手掛ける。

お問い合わせ先
TEL:03-6457-9481

弁護士法人PLAZA総合法律事務所

「法務・会計プラザ」という土業の専門家集団を形成し、 中小企業・個人にワンストップサービスを提供する

真の問題解決の実践を理念に 依頼者の将来の利益につなげる

「安心と納得の質の高い法務サービスを提供する」をキーワードに、正しい問題解決を実践してお客さまの安定と発展に貢献するという「真の問題解決の実践」を基本理念に掲げています。「真の問題解決」とは何か。裁判は勝つか負けるかのどちらかです。1回の裁判で、いずれの結果に終わっても当事者である法人や個人の一生までが終わるわけではありません。勝つにしろ負けるにしろ、裁判後のことまで深く考える必要があります。もちろん、勝って利益を得られることがベストです。最悪の結果は負けて損害を被ることです。しかし現実には、勝ったのに悪くなったり、負けても良くなったりすることが多々あります。私たちは、勝って悪くなるよりも、負けても良くなるほうに価値があると考えています。一時の負けを、その後の経営や人生にどれだけプラスにつなげられるか。ここに思いをはせて、依頼者の将来の姿を見出すことが、私たちの変わらない基本スタンスです。

依頼者のワンストップサービスのために 土業の専門家集団を形成して運営

基本理念の実現のために、法律事務所だけでなくできることは限られています。「真の問題解決」をワンストップで実現するために、1993(平成5)年から「法務・会計プラザ」という土業が同じ場所でサービスを提供する場を築きあげてきました。弁護士・司法書士・公認会計士・社会保険労務士・不動産鑑定士・行政書士・中小企業診断士など、8つの独立した土業事務所がひとつの場所に集い、連携しています。30年近くにわたって、お客さ

まのさまざまなニーズに応える総合的なサービスを1カ所で提供できる体制を構築してきました。法務・会計プラザは、プロ集団として、お互い自己研鑽と結合・協力の思想により、40人近い国家資格者を含めた100人以上のスタッフ規模に成長してきました。

東京=札幌の2拠点体制で それぞれの強みを磨く

当事務所の特徴のひとつとして、東京=札幌の2拠点体制ということがあります。札幌事務所は1981(昭和56)年に開業。弁護士太田勝久の個人事務所がそのはじまりです。地元・札幌では総合法律事務所として、歴史とブランド力があります。企業法務がメインですが、相続案件や離婚、交通事故といった個人案件も少なくありません。一方、東京事務所は2012(平成24)年に開設した新しい事務所です。企業法務に加え、事業承継・M&A、事業再生・倒産の分野を専門的に取り扱う、いわゆるブティック型事務所になっています。企業再生の分野ではこれまで100件近くの案件を担当してきました。

どちらの事務所も、主な顧客層は中小企業です。法務部を独自に設置できない企業に、高いリーガルサービスを提供することが、昔からの事務所の変わらないポリシーになっています。ちなみに太田と小幡は親族です。「太田・小幡総合法律事務所」という名称で、10年近く連携して弁護士業務と事務所運営を担ってきました。

デジタル化、クラウド化AI ツールを 積極導入して全国に対応

東京=札幌という2拠点体制をベースに、全国各地の案件に対応しています。そのため、デジタ

ル化の推進には力を注いでいます。10年前からテレビ会議を導入し、現在ではオンライン会議システムZoomに落ち着き、毎日の朝礼や個別案件のミーティングなどにフル活用しています。所内のコミュニケーションを良くするために、Chatwork

も早期から導入。スタッフとのやりとりはもちろん、お客さまとの連絡にも使っています。このツールを使うことで、お互いやチームの意思疎通がすばやく効率的になり、スピード化につながっています。地方のクライアントでは、1回もリアルに会うことなく、オンラインで月1回の定期会議を進めている企業もあります。お互い、画面を見ながら情報を共有し、その場で議事録も作成できるため時間を節約できます。

一昨年はAI(人工知能)を使って契約書のチェックを行うクラウドサービスも導入しました。これによって東京=札幌間の物理的距離をまったく感じない、事務所ノウハウの一元化が進んでいます。コロナ禍によって弁護士もテレワークが一般化したことで、情報セキュリティの面も強化。個人案件はもちろん、スタッフが取り扱うデータも含めて、全てのデータをクラウドに移行しました。漏えいの心配がない高い安全性を実現しています。

共に学び成長する事務所へ 専門特化し社会課題を解決する

現在の法人は2020(令和2)年5月に、「PLAZA総合法律事務所」へと改称いたしました。1つの「場」に集い、専門家の英知を結集して問題を解決するという我々の想いが社名に込められています。札幌事務所には、弁護士のほかに、行政書士・社会保険労務士が在籍しています。東京事務所にも、同じフロアに会計事務所・司法書士事務所が入居し、ワンストップ型のサービス提供を行っています。こうした「共同で力を合わせて問題解決に当たる」というのは組織の文化です。個の力から、チーム力を重視した体制をより強化しています。その



東京事務所



札幌事務所

一環として、事務所の内外から講師を招き「ビジネスセミナー」を定期開催。顧問先企業とともに、最新トピックを皆で学んでいます。また、当法人は160社を超える企業と顧問契約をしております(2023(令和5)年11月現在)。顧問サービスのひとつとして、月刊「ビジネス法務」を配布し、事務所のメールマガジンにおいて記事を解説しながら法務情報を共有しています。

より深く、専門特化したサービスを提供できるよう、一般社団法人北海道事業再生サポートプラザという法人も立ち上げました。食品業界・社会福祉法人・自動車教習所といった専門性の高い分野に集中し、各分野のスペシャリストとして貢献できる体制も強化しています。社会はますます高度化・複雑化していきます。弁護士が単独でできる時代ではなくなっています。あらゆる土業や各分野のプロフェッショナルと協働し、足元に横たわる社会問題の解決と、中小企業の発展に貢献する事務所でありたいと思っています。

弁護士法人
PLAZA総合法律事務所

弁護士法人 PLAZA 総合法律事務所

弁護士数:7名(2023年11月1日現在)
代表弁護士:小幡朋弘(第二東京弁護士会)
東京
〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目1番14号
日本橋加藤ビルディング6階
TEL:03-6262-7720(代表)
FAX:03-6262-7721
札幌
〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西4丁目1番地
道銀ビル7階
TEL:011-222-3251(代表)
FAX:011-222-5127
URL:https://hk-plazalaw.com
Mail:plazalaw-info@hk-plaza.co.jp

ベンチャーラボ法律事務所

大企業とベンチャーの架け橋に

大企業とベンチャー双方への理解

大企業とベンチャー企業やスタートアップ企業（以下「ベンチャー」といいます）では、意思決定のスピード感やスタイル、コンプライアンス意識など、多くの点が異なります。ベンチャーは立ち上げの際に、ビジネスモデルのチェック、取引先や顧客との契約、資金調達、知的財産権の確保など法的支援が必要であるにもかかわらず、資金が乏しいため弁護士のサポートを受けられないことが多いのが実情です。当事務所では、なるべく早い時期からベンチャーを支援できるようさまざまな工夫をしています。

当事務所では、これまでのベンチャー支援の実績に加え、淵邊弁護士が多くの大企業を代理してきた経験から、双方のニーズに応えられる強みがあります。また、IT企業のインハウスとして活躍してきた佐橋文平弁護士（第一東京弁護士会所属）も、DXやIT関連の案件やIPO支援案件に積極的に取り組んでおります。

大企業とベンチャーのM&Aやアライアンス

大企業とベンチャーがM&Aやアライアンスを行うケースが増えています。大企業はベンチャーの技術や成長力を取り込み、ベンチャーは大企業が持つ資本力や顧客チャネル、サプライチェーンなどのネットワークを使って成長を加速させ、大企業とベンチャーとがそれぞれにM&Aやアライアンスの効果を期待します。しかし、こういったWin-Winの関係を構築できた成功例は少数です。

大企業としては、相手方であるベンチャーに対しポイントを絞ったデューデリジェンスを行い、



淵邊善彦弁護士



佐橋文平弁護士

ベンチャーの強みや弱みを理解した上で交渉し、実行後のプロセスやビジネスモデルの確立に留意する必要があります。また、大企業にとっては、ベンチャーとのM&Aやアライアンスにおいて有利な契約を結べば成功ではありません。契約の主目的であった技術が実は第三者の権利を侵害していたり、キーパーソンの退社、コンプライアンス違反、ベンチャーの倒産などが発生したり、さまざまなリスクが付きまといまいます。そのため、この分野に豊富な経験を有する弁護士のサポートが求められています。

リーガルマインドの重要性の発信

大企業もベンチャーも、マネジメント層にリーガルマインドのある人材が増えることが、企業の成長やコンプライアンス体制の確立につながります。そういった人材の育成を目的とする、一般社団法人日本CLO協会の理事に淵邊弁護士が就任し、多くの企業の役員や社員の研修も実施しています。

日弁連の中小企業の国際業務の法的支援に関するワーキンググループでは淵邊弁護士が座長を務め、全国各地の中小企業や弁護士の国際取引に関するスキルアップを支援するなど、企業・弁護士双方の人材育成に努めています。

また、東京、横浜、鹿児島などのスタートアップ支援プログラムについても、メンターを務めるなどしてサポートしています。

さらに、経営者や現場社員も広くリーガルマイ

ンドを持つことが重要と考え、木村容子弁護士（東京弁護士会所属）による左頁のような4コマ漫画やイラストを通じた親しみやすい情報発信も行っています。この4コマ漫画のキャラクターは、「ビジネス法務」誌で約2年間にわたり連載した「マンガで学ぼう!! 法務のきほん」に登場しています。

当事務所ではベンチャー支援を軸に、日本企業のリーガルマインドの向上や競争力の強化にも貢献していきたいと考えています。



ベンチャーラボ法律事務所
 弁護士数:3名(2023年11月末現在)
 代表弁護士:淵邊善彦(第一東京弁護士会)
 〒107-0062
 東京都港区南青山2-22-17 センテニアル青山5階
 TEL:03-6434-5251
 URL:https://venture-lab.net/

ベンチャーラボ法律事務所は、主にベンチャー・スタートアップ・中小企業のパートナーとして支援を目的とした事務所です。2019年1月に開設し、今年で6年目を迎えました。現在はパラリーガルや事務員を含め5名が所属しています。企業が日常的に必要な法務業務に加えて、新規ビジネスの相談や知財、税務、財務、IPO支援など、今まで培ってきた知識と経験や人脈を活用し、各分野の専門家と連携したトータルなベンチャー支援を行っています。

お問い合わせ先
 Mail:info@venture-lab.net



桃尾・松尾・難波法律事務所

人事労務に関する支援

—総合力と専門性に基づく企業活動全体を見据えたアドバイス—

企業活動における労働法務

1. 人事・労務におけるリーガルサービス

企業活動において、人事・労働関係の観点からの考慮は避けて通ることはできません。有用なビジネスモデルも、それを支える人材がなくては実現せず、その背景としての人事制度やその適切な運用なくしては、企業活動の長期的な成功を見込むことはできません。状況を踏まえた制度の確立やその適切な運用、従業員に対する説明とその納得というプロセスを経て初めて、そういった制度が有機的に運用されることとなります。

また、国境を超えたビジネス展開を模索する場合には、現地の法制を踏まえた対応が必要となります。日本企業が海外に進出する場合はもちろん、海外企業が日本に進出する場合も、日本の法制度を適切に理解した上で、日本の法制度のもと、母国での制度をどの程度日本に持ち込むことができるか、また、日本の労働実務を踏まえて、母国での制度をどの程度持ち込むことが適切であるかという判断を行うこととなります。労働法制は、法体系によって概ねの傾向はありますが、各国独自の規制が存在することの多い分野であり、また、仮に制度として法的に実施可能な内容であっても、現地での雇用慣行に照らして受け入れられない内容は、採用等において支障を来す可能性があるため、慎重な整理と柔軟な対応が必要となります。

当事務所では、これらの様々な局面において、国内外のクライアントに対し、そのニーズに沿ったリーガルサービスを提供しています。

2. 労働分野で必要な多角的知見と当事務所の強み

日本の労働法分野では、近時、公的な制度変更が頻繁にあり、また、最高裁判所の判例を通じた

規範の変更も多く見られます。時代の流れとともに、論点についての考え方が変更され、また、全く想定していなかった新たな論点が生じることも多くあります。これらをフォローするのは当然ですが、企業活動を前に進める観点から、最新の下級審裁判例の動向も見つつ、難しい判断をせざるをえないことも多いと思われます。さらに、労働法務において最も重要な法律は労働基準法を中心とする労働関係法令ですが、これらのみで問題が完結することは多くなく、様々な法分野の知見が必要となります。

この点、当事務所の特色の一つとして、個々の弁護士がそれぞれの専門性を備えつつ、一般的なコーポレート業務や顧問業務の経験も豊富に有している点があります。労働分野における特色や専門性を踏まえつつ、クライアントによる企業活動全体の一環として合理的な内容のアドバイスを提供することができるという点は、当事務所の強みの一つであるといえます。

以下では、労働法務に関して、当事務所で扱った具体的なテーマをいくつかご紹介します。

3. 執行役員制度に関するアドバイス

会社の成長過程等で度々ご相談を受けるものとして、執行役員制度に関するものがあります。執行役員は、会社法上の役員と、労働法の規律対象である労働者との間の中間的な存在であり、その制度設計にあたっては、企業が当該制度を必要とするニーズ等に沿った合理的な検討が必要です。実務上はよく利用される制度ですが、その法的な整理については明確でない部分も多く、また、会社内においても制度設計や運用にあたって疑問が生じることは少なくないように思われます。委任型・雇用型のいずれの制度を導入するか、また、導入するとして、執行役員にどのような役割を期

待するか、既存の役員や従業員との関係をどのように整理するかといった点は、それ自体必ずしも法律論ではない場合もありますが、法的な観点を踏まえて検討を行うことが必要といえます。また、制度制定後においても、状況の変化による制度変更や、運用に際してのご相談等を取り扱う例があります。制度制定に先立つ論点整理段階からご相談をいただき、制度構築や適切な運用に向けてアドバイスをさせていただくこともあります。

4. 私傷病を抱える従業員への対応

従業員が業務を原因としない健康問題を抱えてしまった場合についての対応も、近時ご相談いただくテーマの一つです。健康問題には様々なものがあり、身体的又はメンタルヘルス上の問題か、また、その程度(業務に与える影響)、傷病の治癒可能性等に応じて対応方針は異なりますが、悩ましい判断を伴うケースもあります。多くの場合、会社としては、法令遵守等の観点から重要なポイントを押さえ、また、紛争に発展してしまった場合の帰結等も踏まえつつ、個々の従業員の状況に照らした対応を検討することになりますが、状況の変化や従業員側の反応も考慮して、合理的な解決に資するようなアドバイスを心がけております。

5. 紛争手続への対応

紛争となってしまった場合の対応についても、当事務所は豊富な経験を有しております。労使関係を巡る紛争においては、会社(使用者)側が立証責任等の観点から有利とはいえない状況にあることが多いものの、立証活動等を通じて判断権者である裁判所等の理解を真に得ることができれば、有利な内容の解決を引き出せる可能性があります。そのためには、早期にご相談いただくことや、それに先立つ平時の備えを万全にしておくことが重要ですが、会社が置かれた状況や会社のご意向を踏まえ、その状況において必要かつ合理的なアドバイスを提供することが肝要であると考えており



乾 正幸弁護士

高橋 優依弁護士

田口裕太弁護士

ます。

以上の他、当事務所では、従業員によるパワハラ等の秩序違反行為への対応、労務管理の講習、通報窓口対応等のリーガルサービスを提供しており、いずれの領域においても、企業の在り方を踏まえた総合的かつ実践的なアドバイスを提供するように努めております。また、個人情報保護法や独禁法等、他の専門的な視点からの検討を要する場合には、当事務所の弁護士同士が連携をとりながらクライアントのご要望に沿った横断的なアドバイスを行っております。

桃尾・松尾・難波法律事務所

弁護士数等: 弁護士56名、アドバイザー1名、
外国弁護士2名
代表弁護士名: 内藤順也(第一東京弁護士会)
〒102-0083
東京都千代田区麹町4-1 麹町ダイヤモンドビル
TEL: 03-3288-2080
URL: <https://www.mmn-law.gr.jp>
Mail: mmn@mmn-law.gr.jp

当事務所は、訴訟・仲裁、会社法、独占禁止法、M&A、倒産法、事業再生、労働法、知的財産権、コンプライアンス等、あらゆる分野にわたってリーガルサービスを提供しております。クライアントの業種や業態も、国内・外資系を問わず、国際的な大企業から投資ファンド、ベンチャー企業等の中小企業、さらには個人まで、多岐にわたっております。

当事務所では、多くの弁護士が留学経験を持ち、グローバルな商取引、M&Aや紛争等にも対応しております。さらに、当事務所は、全世界約150都市の法律事務所が参加する国際的なローファームのネットワークである「INTERLAW」に所属しているため、海外弁護士の協力が必要な案件にも適時に対応することが可能です。

山下総合法律事務所

「生成AI」など最先端の課題に、ジェネラリストとしての対応力で挑む

ルールのない分野で、最適解を探す

—設立から8年目を迎えられましたが、環境の変化を感じる部分はありますか。

山下：当所は私が2016年8月に設立し、現在では15名の弁護士と1名の外国弁護士(中国)が所属しています。おかげ様でクライアントも取扱案件も拡大していますが、この間、クライアントの競争環境やビジネス環境がものすごく変わってきていて、ルールがない中で最適解をどう探すか、あるいはルールをどう作っていくかという依頼が増えてきています。今までの企業法務の経験を生かしつつ、どのようなルールが社会の平和や一致などの価値の尊重につながるのか、弁護士もその辺りの感覚が優れていなければならないと最近感じています。

新規ビジネスを「倫理観」を持ちサポート

—新規ビジネスへのサポートにも熱心に取り組まれているそうですね。

山下：最近生体認証のサービスをする企業で、画



像を入れて新しいデータを作る生成AIの技術に関するサポートをさせて頂いていますが、そこでは著作権のみならず肖像権・プライバシーの問題が出てきます。私達も契約・規約を作成する中で、何をどこまで許して、どこまで許さないかという判断は、非常に悩ましいです。なるべく依頼者のやりたいビジネスを尊重しながら、適切なプラクティスにつながるようにしていきます。事業者だけが使いやすいルールでは、利用者が安心できず、結局健全な業界発展にはつながりません。利用者も安心できるルールメイキングを行うことが重要だと思っています。

—キーワードとして、「倫理」があるのですね。

山下：技術の発展を受け、既存の法律や法的枠組みでは整理しきれない案件が増えていきます。その中で重要となるのは倫理や人権感覚であり、常識的かつ妥当な着地点です。その意味で、関わる人全員の利益に叶う価値の実現を目指していくことは、あらゆるビジネス法務の分野において大切にする必要がある視点ではないかと考えています。

吉田：私は当所に移って1年半が経つのですが、当所では依頼者の事情に寄り添う意識を強く感じます。もちろん弁護士なので法律面の検討はしっかり行いますが、法律以外の点でどう対応していくのか、企業の事情や、倫理観・価値観も汲み取って考える姿勢が強いと思います。

山下：お節介なんでしょうね(笑)。

星野：事務所全体として、こうしたチャレンジングな分野が増えてくるのは、喜ばしいと思います。クライアントのニーズに応えるという側面も当然ありますが、一方で社会的な見られ方であるとか、弁護士としてどう対応するのか、など本当にさまざまな側面から考えて対応することが求められるので、企業の新規事業のみならず官公庁などの



吉田燎平弁護士



山下聖志弁護士



星野颯太弁護士

関わりを通じてルールメイキング的なトピックに深く関わられるのは、この事務所の強みだと思います。

海外の知見利用や、リスク管理を支援

—企業の海外展開のサポートについてお聞かせください。

山下：私達は企業の海外展開のサポートに長く携わっており、なかでも最近では海外インセンティブ付与の取扱いが急増しており、また古くて新しい問題である海外子会社管理にも10年以上にわたるノウハウの蓄積があります。

星野：日本に籍を置く企業が海外に居住する外国人を雇うことにはまだ労働法の違いなどのハードルがあります。また報酬面でも、金銭に加え、会社としての一体感を高める観点からインセンティブとして株式報酬を渡すことが想定されますが、海外に居住する人に行う際には、法制・税制からのさまざまな検討が必要になります。そこで、海外の法律事務所とスムーズに連携しながら、海外居住者への株式報酬の付与に際しての課題解決に係るプロセスを首尾一貫してサポートしています。

—海外グループ会社のリスク管理についてはいかがですか。

吉田：海外子会社となると、外国の法令が関わりますし、物理的に離れているので、日本の親会社の目が届かない部分が出て来ます。注意すべきなのは、外国の子会社に関する事で、ほぼすべての行為が日本で行われている場合にも、海外の法令が適用される場合があることです。日本で想定されるより大きいリスクが降りかかる可能性があるというところで、海外子会社の管理は軽視してはいけません。

もう1つ重視しているのはリスクベース・アプローチです。直近で手掛けたM&Aの案件では、企業が保有する個人情報問題となったのですが、すべての国の個人情報保護法制をいきなりすべて守ろうとすると現実的に厳しいので、問題となり得るリスクが高い国から、優先的に検討するという考え方で対応しました。海外の法令に違

反してそれが発覚した際に、どの程度の確率で調査され、違法性が問われ、制裁があるのか等を踏まえてリスクを見極め、優先的に対応すべき問題に重点を置いて考えることが大切になります。

さまざまな案件に関わり、個人を磨く

—貴所の良さはどのような所でしょうか。

吉田：1つは、若手が携われる業務分野の広さです。当所では、若手のうちから、M&Aや訴訟など分野を決めて専門性を極めていくというよりは、本当に幅広い分野の案件に関わりながら専門性を発揮できる分野を強化していきます。もう1つは、上場企業等のクライアントの案件ながら程よい規模感の案件に入れることが多いことです。全体像を見渡せる力をつけられる点は恵まれていますね。

山下：当事務所では、さまざまな分野の案件に関わることが、弁護士が人の気持ちに寄り添い、多面的な解決の方法を身に付ける助けになると考えています。そもそも人間は単純ではないですし、現代の事案は複雑化する一方です。幅広い分野を手掛けるジェネラリストとして、既存の枠組みに捕らわれない解決方法へと取り組みながら、クライアントの大事な案件進捗と心情に寄り添っていく。変化と変革の時期にこそ頼れる弁護士の集まりであり続けたいと願っています。

山下総合法律事務所

弁護士数：弁護士15名・外国人弁護士1名(2023年11月現在)
代表パートナー：山下聖志(東京弁護士会)
〒104-0031
東京都中央区京橋二丁目7番14号
ビュレックス京橋7階
TEL:03-6268-9511
URL:https://www.y-lawoffice.com

ユアサハラ法律特許事務所

120年の歴史を有する国内有数の法律事務所
 一企業法務・知財訴訟・国際案件を得意とするビジネス・ファームのパイオニア

120年の歴史と実績

1902年創立の当事務所は、企業法務・知財業務・国際案件を扱う総合ビジネス・ファームとして国内外に知られています。

これまで、当事務所は、大型の買収案件、100億円を超える知財訴訟なども含めて、国内法務業界で確かな実績を残しています。

中小企業である依頼者にも、設立から、各種契約、労務に至るまで様々な法律問題に対して、きめ細やかなサービスを提供しております。

企業法務

企業法務は当事務所の中心的な取扱業務であり、多様な分野及び複雑な事実や技術の理解を要する案件へも対応できる体制を整えています。

1. 紛争解決・訴訟対応

紛争解決業務は、当事務所が長年注力してきた主要業務の1つです。多様な事業分野での訴訟、交渉、調停、仲裁等の紛争解決案件を取り扱っています。

2. 会社法・M&A

各種企業に関わる種々の法律相談や、各種規程の作成・変更、株主総会や取締役会の指導・運営・議事録等の作成業務を行っています。企業買収、事業買収、株式取得等のM&A・企業再編、合弁契約についても豊富な経験を有しており、知財や先端技術に関わるデュー・ディリジェンスなどでは、特に強みを有しています。

3. 商取引・各種契約

代理店契約、業務委託契約、製造委託契約、不動産取引、秘密保持契約等の各種取引契約から、

個々の業種に特有な契約まで、作成、点検、相談案件を幅広く取り扱っています。特に、各種製造業、商社、流通・小売業、IT、アパレル等の分野の取引に関しては、豊富な経験を蓄積しています。消費者向けビジネスにおける消費者契約法や特定商取引法等に関する事業者の立場での御相談にも対応しています。

4. 労務

主に使用者側の立場において、労働法に関わる種々の法律相談、就業規則や各種社内規程の作成・変更、労務対応等を取り扱っています。また、労働紛争については、労働審判・訴訟において、使用者側の立場で数々の紛争案件の代理をしてきました。

5. 独禁法・景表法・下請法ほか競争法関連

新製品開発や各種契約、企業同士でのプロジェクトや事業連携の場面などで問題となり得る独禁法や下請法、新規ビジネスの企画・展開の場面で問題となりやすい景品表示法について、法律相談、意見書作成、当局との対応に関する代理を行っています。

6. IT・AI・インターネット

IT・AI・インターネット関連で発生する各種法律問題、システム開発・ウェブサービス・電子商取引など技術の理解が必要な案件についても、当事務所は技術的知識を有した弁護士を擁し、迅速・的確な法務サービスの提供を行っています。

7. 個人情報保護関連

企業の事業活動にとっては欠かせない顧客や従業員の個人情報保護について、各種の法律相談や社内規則、契約問題を取り扱っています。

8. 企業危機管理・製造物責任・不祥事対応

突発的な危機や不祥事等(情報漏えい、製品事故等)が発生した際の対応や調査に関する多角的



(後列左から)瀬戸一希 末吉剛 伊達智子 吉野海希 高橋聖史
 (前列左から)深井俊至 大平茂 飯村敏明 大西千尋 磯田直也(全て弁護士)

な相談にも対応しています。

9. 薬機法(旧薬事法)

医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法(旧薬事法))に関する調査・助言等及び医薬に関わる特許案件の対応を行っています。

知財業務

知財高裁元所長弁護士及び理工系を専攻した弁護士を擁して、知財に関する様々な案件を取り扱っています。特に、知財訴訟は、当事務所が最も得意とする業務です。

知財紛争予防のための問題検討や鑑定、各種知財取引契約、各種社内規則の作成・助言から、知財紛争の交渉、訴訟、特許庁での審判、税関における輸出入差止における代理まで、豊富な経験を有しています。

1. 知財紛争の予防・解決

特許権・商標権・意匠権・著作権の侵害案件や不正競争など、知財紛争の予防・解決に取り組んでいます。紛争となる前の検討や鑑定から、紛争予防のための製品の改良、知財契約作成や、交渉、訴訟まで、豊富な経験に基づいて助言及び代理をしています。特許庁における審判から裁判所における侵害訴訟、審決取消訴訟の代理まで万全な態勢を整えています。

また、外国でのアクションを必要とする場合には、国際法務のネットワークを通じてグローバルな対応の支援も行っています。

2. 知財契約

知財ライセンス契約、譲渡契約、担保契約、共同開発契約、秘密保持契約など各種契約の作成・

点検や法律相談業務を行っています。豊富な知財紛争の知識と経験を基に、紛争予防の観点からも適切な助言を行っています。

3. 職務発明

職務発明対価(利益)請求に関する従業員との紛争や社内規程の作成、報奨制度の設計に関する法律相談について幅広く対応しています。

国際案件

当事務所は、世界約100カ国にメンバー事務所を有する国際法律事務所ネットワーク Terralex 及び欧州を中心とした国際法律事務所グループ Unilaw のメンバーとして、海外の多数の法律事務所と緊密な協力関係を有しています。これにより、国際的案件についても、迅速・的確かつきめ細やかに顧客のニーズに答えています。

外国法に基づく契約等のレビュー、外国法に基づく意見聴取、現地専門家とのチーム化による交渉、訴訟その他の法的対応、許認可・行政対応などにおいても、上記ネットワークを通じて、依頼者のニーズに対応しています。

SINCE 1902
YUASA AND HARA
 ユアサハラ法律特許事務所

ユアサハラ法律特許事務所

弁護士数:13名(2024年1月1日現在)
 広告責任者:深井俊至(東京弁護士会)
 〒100-0004 東京都千代田区大手町2丁目2番1号
 新大手町ビル206区
 TEL:03-3270-6641
 FAX:03-3246-0334
 URL:https://www.yuasa-hara.co.jp

1902年創立の当事務所は、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士という専門家がそれぞれ中心となった法律部、特許部、商標意匠部、会計部から構成されている。企業法務・知財業務・国際案件を扱う総合ビジネス・ファームとして国内外に知られ、特に訴訟案件の対応に強みを有する。国内外に多くの依頼者を有し、迅速・的確な法務サービスの提供をモットーに、法務業界で確かな実績を残している。また、中小企業である依頼者にも、設立から、各種契約、労務に至るまで様々な法律問題に対して、きめ細やかなサービスを提供している。

弁護士法人淀屋橋・山上合同

クライアントのOnly Oneパートナー

私たち、弁護士法人淀屋橋・山上合同は、顧客にとって常に「Only One」の存在でありたいという信念を持ち、「世界中の人々のあらゆる法的ニーズに応える」を事務所理念として掲げています。かかる理念の下、クライアントと密なコミュニケーションをとる大阪発祥の総合法律事務所として、クライアントの様々な法的ニーズに即した唯一無二のサービスを提供しています。

当事務所の歴史

当事務所は、創業から60年以上の歴史を持つ、大阪・東京を拠点とする総合法律事務所です。現在に至るまでに、隣接法律専門職種の確保・連携、留学を含む海外への弁護士の派遣や官公庁・企業への出向等、自己研鑽と業務システムの確立等、地理的・分野的に適用可能な法的サービスの範囲を広げ、事務所理念の実現に向けて努力してきました。

クライアントの「Only One」であるために

1. あらゆる法的ニーズへの対応

当事務所は、日々の法律相談から訴訟等の紛争に至るまで、顧客のあらゆる法的ニーズに迅速かつ確実に対応します。企業法務や紛争対応以外にも、事業再生、不正調査、M&A、労務管理、知財戦略の支援なども強みとしており、目まぐるしく変化する時代においても、長年の歴史の中で培った専門性を強みに、「プロフェッショナル×最先端」を追求し続けています。

普遍的な法的ニーズである、企業法務支援や紛争対応に加え、例えば、近年増加しているインバウンド対応、ベンチャー支援、ヘルスケア法務、

税務戦略、スポーツ法務など、様々な領域での支援実績も有しています。

2. 多様なバックグラウンドを有した

人材による支援

当事務所には、様々な国で留学や勤務を経験した弁護士や日本国内の企業、公的機関を含む官公庁への出向経験を有する弁護士が複数在籍しています。

国際的な視点では、米国、オランダ、ASEAN諸国、韓国、中国、台湾、香港等様々な国・地域での実務経験を有する弁護士が所属しており、カリフォルニア州やニューヨーク州の弁護士資格保有者も在籍しています。さらに、これらの国や地域に限られずに海外での実務経験を有する弁護士を中心として、諸外国の法律事務所と幅広いネットワークを有しており、企業活動がグローバル化の中で生じる国際的な案件にも幅広く対応しております。

また、スタートアップを含む事業会社、さらには、地域経済活性化支援機構 (REVIC) 等の公的機関や、金融庁・内閣府等の官公庁へ出向した弁護士より、時代に合わせた法務ニーズのフィードバックを受け、クライアントへの還元を行っています。

さらに、裁判官や検察官の経験を有する弁護士や大学教授も在籍し、複雑な訴訟や不祥事案件への対応も得意分野としております。また、当事務所の女性弁護士の在籍率は23% (2023年11月末現在) と日本の弁護士女性比率19.6% (日本弁護士連合会、弁護士白書2022) よりも高くジェンダーの多様性を確保しており、近年は企業の社外役員に就任するなど活躍の場を広げています。

当事務所では、案件ごとに、これら多様なバックグラウンドを有する弁護士を適材適所で活用し、



事務所全体でビジネス支援にあたります。

クライアントに寄り添う ～幅広いクライアント層に対する 幅広いサポート業務～

当事務所は、大阪発祥の事務所として、1,000社以上の顧問先を有し、企業法務だけではなく、企業活動の中で生じ得る役員や従業員の個人のトラブルにも対応しています。

幅広いクライアント層に対しては、当事務所の規模だからこそ実現する機動性と柔軟性により、クライアントが、その時々で必要としている支援を行います。個別の案件対応だけでなく、顧問業務、勉強会の共催、企業への出向、訪問法律相談、メーリングリストによる最新の法務事情の提供、社内研修・セミナーの開催などを通じて、関係性を深め、クライアントが直面する課題にタイムリーに対応しています。

最後に

企業法務部の皆様にとって、最適な弁護士事務所をパートナーとすることはビジネスの発展にお

いて不可欠です。当事務所は、企業の方々の最良のパートナーとなり、常に唯一無二のサービスを提供できるよう今後も精進していく所存です。お困りの際は、ぜひ私たちにご相談ください。

弁護士法人 淀屋橋・山上合同

Yodoyabashi & Yamagami Legal Professional Corporation

弁護士法人 淀屋橋・山上合同
 弁護士数: 70名 (うち台湾弁護士1名) (2023年11月末現在)
大阪事務所
 〒541-0046
 大阪府大阪市中央区平野町4丁目2番3号
 オービック御堂筋ビル9階
 TEL: 06-6202-3355 (代表)
東京事務所
 〒100-0005
 東京都千代田区丸の内2-3-2
 郵船ビルディング4階
 TEL: 03-6267-1200 (代表)

お問い合わせ先
 URL: <http://www.yglpc.com/>
 Mail: info@yglpc.com

レックス法律事務所

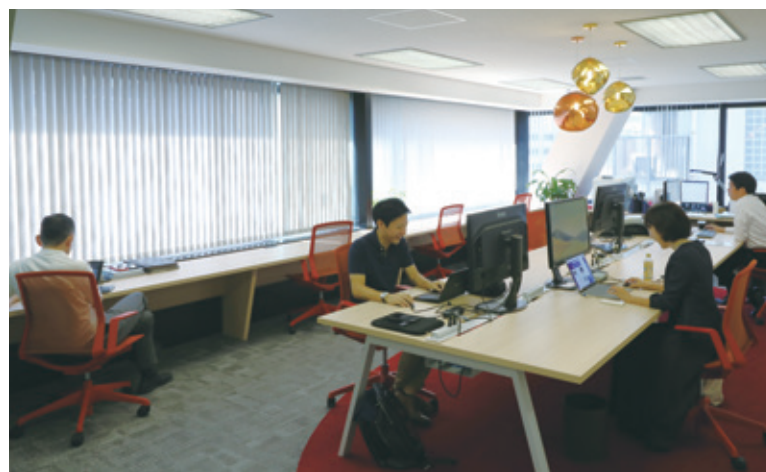
いかなるライフステージにおいても
お客様のために最良のパフォーマンスを発揮できるよう
多様な執務環境を提供

企業法務全般を網羅

当事務所は、依頼案件の大部分が企業からの相談で占められています。企業規模は中小企業から日本を代表する大手企業まで様々です。また、企業のアーリーステージであるスタートアップ企業のサポートから、企業の再生、廃業に至るプロセスまで、それぞれの分野に長けた弁護士が、日々依頼者の相談に対応しています。

スタートアップ企業のサポートに関しては、契約書検討や取締役会・株主総会対応といった一般的な企業法務に加え、新規ビジネスの適法性検討、各種手法を用いた資金調達、法務業務全般の支援などスタートアップ特有の法務ニーズへの対応実績があります。

M&Aの分野においては、幅広い規模と業種の案件をご依頼頂いており、法務・人事労務デューデリジェンスを中心に、株式譲渡契約書等の作成およびレビューから一連のクロージング手続まで



フリーアドレスで開放的な執務スペース

サポートしています。

事業再生の分野においては、各都道府県の中小企業活性化協議会を始め、金融機関、税理士や会計士などの専門家などからのご紹介で、窮境に陥った事業会社の再生をサポートしています。事業会社の事業価値の毀損度合いに応じ、準則型私的整理手続、法的整理手続の選択を行い、最適な形で事業の再生を実現できるようアドバイスを行っています。

そのほか、知的財産法、労働法などの専門分野に長けた弁護士を擁し、ワンチームでお客様に対して最適なリーガルサービスを提供できるよう、日々研鑽に努めています。

多様な執務環境の提供

私たちは、各弁護士が様々なライフステージにおいても最良のパフォーマンスを発揮できるように、いかなる職場環境や執務体制を事務所が用意すべきか、常に考え、あるべき形を模索しています。

例えば、十分なセキュリティを保ちつつファイルをクラウド上で管理し、各自の直通電話もIP電話とすることなどで、2018年の事務所設立当初からリモートワークを実現しています。育児や家事と仕事の両立のため、自宅で仕事をする方が集中できるといった人は、積極的にリモートワークを実践しています。

一日中スーツ姿に革靴で過ごすことが、必ずしも集

中力の維持、向上に適さないのであれば、カジュアルな服装で執務を行うことも、何ら問題はありません。依頼者との打ち合わせの有無やその日の気分に応じ、各自が適切と考える服装を選んでいきます。

朝の方が仕事に集中できる人もいますし、夜の方が頭が冴える人もいますので、出退勤に制限も設けていません。

執務環境が自由であるため、事務所の執務スペースは、固定席を設けず、フリーアドレスにしています。当事務所の代表者にも専用の机やブ

ースはなく、アソシエイトと同じ机に座り、アソシエイトと同じロッカーに私物を保管しています。

私たちは、準備書面の起案などは、周囲から遮蔽された静かなスペースで集中して行うことが望ましいと考え、フリーアドレスの執務スペースとは別に、起案専用のブースを用意しています。

更に、休憩をしたいときには、仕事から離れてリラックスができるよう、卓球台のある休憩スペースも備えています。休憩スペースは、スタッフのお子さんが、学校帰りにお母さんの仕事の終わりを待つ場所としても利用されています。

持続可能な組織づくり

弁護士事務所は、得てして、トップ1人の弁護士の仕事量に依存する組織になりがちです。このような弁護士事務所は、トップの弁護士と運命を共にする傾向にあり、お客様に対して継続的にリーガルサービスを提供することは難しくなります。そこで、私たちは、お客様と将来に亘って伴走させていただくパートナーとなるために、持続可能な組織づくりを目指しております。

当事務所は、創業してまだ5年ですが、20年、30年先を見据え、弁護士事務所としての最適な人員構成を常に意識し、採用活動を行うと共に、人材教育に努めています。

弁護士のキャリアプランも、フレッシュマン、ジュニア・アソシエイト、シニア・アソシエイト、ジュニア・パートナー、シニア・パートナーと経



増田薫則弁護士 古谷誠弁護士 大宮立弁護士

験年数に応じたステージに分類し、各ステージに応じてステップアップを図れるよう、様々な工夫を設けています。

組織の在り方に完成形はなく、より良いものにするべく全弁護士で議論し、取り組んでいるところです。こうした理念に共感し、それを更に発展させる意欲を持つ弁護士の参加を心待ちにしています。



LEX LawOffice.

レックス法律事務所

弁護士数:8名(2023年10月31日現在)
代表弁護士:大宮 立(東京弁護士会)
〒102-0083 東京都千代田区麹町四丁目3番29号
VORT紀尾井坂6階
TEL:03-6205-7315(代表)
URL:http://www.lexlaw.jp/

当事務所は、企業法務を中心とし、それぞれの取扱分野で豊富な経験を持つ弁護士で構成されており、お互いに協力しながら、お客様に対し最適な解決策を提案し、事務所全体として最高のパフォーマンスを発揮できるよう、日々研鑽しています。

私たちは、人員の採用、教育を重視することはもちろん、各弁護士が担当している案件に関する日常的な意見交換、案件の処理内容やリサーチ結果を共有することなどを通じて、組織力を高め、組織としての持続性を確保することによって、私たちに信頼して下さるお客様に対し、長期にわたり安定的に最良のサービスを提供し続けることを目指しています。

弁護士法人ALG&Associates

高品質のリーガルサービスを提供。
顧客満足のみならず、「顧客感動」を目指します。
バンコクオフィスを設置してASEAN地域へ進出。

企業価値の最大化に寄与・貢献する

各分野の専門知識をもった弁護士が集う「総合病院型」の法律事務所を目指し、弁護士金崎浩之により設立。若手弁護士を積極的に採用して成長してきた特徴を活かし、所内では自由闊達な意見交換を繰り返す文化が浸透しており、従来の古い考えや方法にとらわれずにお客様のニーズに合致したリーガルサービスを提供することに努めています。



個人に対してのみならず、企業法務までリーガルサービスと位置づけることにより、中小企業から大企業に至るまであらゆる企業にとって利用しやすいリーガルサービスを設計、開発し企業に提供しています。企業法務において弁護士は評論家であってはならず、企業や役員の方々の参謀・ブレインとなって行動すべきであると自覚しています。

企業の参謀・ブレインの役割

新規事業を立ち上げる際、弁護士が自己のリスクヘッジを主として図った意見を出すような文化は弊所にはありません。

勿論、新規事業に伴う法務リスクは提示していきますが、その法務リスクを回避できる手段やアイデアを提案し、企業や役員の方々にとっての参

謀・ブレインとしての役割を志向していきます。

また、予期せぬ形で紛争になってしまった場合でも、敗訴リスクを提示して自己保身するといった文化も弊所にはありません。

その紛争の背景のみならず企業文化を含めた事実関係を理解することに努め、どのような法的構成を主張すれば、その訴訟を勝訴に導けるかという観点から訴訟戦略を検討します。

敗訴リスクが高いと説明され、下級審では敗訴判決が出されているような場合であっても、勝訴の可能性を見出し、高裁・最高裁で勝訴を取得した事案も現に存在し、豊富な経験があります。

過去の裁判例や弁護士とはこうあるべきという既成概念に捉われることなく、常に新しい価値観を生み出すべく、あらゆる既成概念に挑戦し続け、新しい価値観の下で豊富な経験を蓄積し、そのノウハウをあらゆる企業に提供し続けていきます。

企業法務を弁護士に依頼することは、コストをかけるに過ぎないという企業の一般的な常識を変えるべく、企業法務はリーガルサービスであることを自覚した上で、企業価値の最大化に寄与・貢献することを理念とし、その実現を目指します。

弁護士法人ALG&Associates

弁護士数:96名(2023年1月4日現在)

代表弁護士:金崎浩之(東京弁護士会)

片山雅也(東京弁護士会)

〒163-1308

東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー8F

宇都宮、埼玉、千葉、横浜、名古屋、大阪、神戸、姫路、福岡、広島、
バンコクの12拠点からリーガルニーズに迅速対応しております。

お問い合わせ先

TEL:0120-128-067 (企業法務問い合わせ窓口)

URL:<https://www.avance-ig.com/>

尾城法律事務所

ITに強みを持つ法律事務所

当事務所の強み

当事務所は、ITに強みを持つ法律事務所です。ITというと何やら難しい技術の話のように思われるかもしれませんが、ITはあくまでツールであり、ITをどのように経営に活用するかであるとか、ITを活用したサービスをどのように提供していくかといったビジネスの理解がより重要です。当事務所の強みは、産業としてのITやIT業界の業界慣行を深く理解し、法的に的確な分析をした上で、妥当な解決策を提案できるところにあります。

新規事業の立上げサポート

DX(デジタルトランスフォーメーション)という言葉が浸透したように、いまやあらゆる産業においてITを無視することはできません。また、いわゆるITベンダーにおいても、既存のSIだけに依存するのではなく新しいビジネスの創出をしようとする動きが活発です。そのような場合、新しいビジネスのビジネスモデルを検討し、顧客やパートナー会社との契約書等として落とし込む必要がありますが、IT特有の難しさがあり、既存の法務の体制では対応に苦勞することも少なくないようです。

当事務所では、このような企業に対して、ITに対する知見を活かした迅速かつ確かなサービスを提供しており、「話が早い」との評価をいただいています。

また、後述するように紛争解決に豊富な経験を有しており、訴訟を見越したアドバイスができることも当事務所の強みです。



代表弁護士 尾城亮輔

紛争解決

DXが進展する中でもシステム開発はいまだリスクの高いプロジェクトであり、一定の割合で失敗し紛争化してしまいます。このようなシステム開発紛争は、裁判所でも十分な経験が蓄積されていないこともあり、代理人弁護士の力量が問われる紛争類型といえます。

当事務所は、システム開発紛争の豊富な経験を有し、司法研究所から裁判官向けの講演を依頼されるなど高い評価を得ており、ポイントを押さえた主張立証でクライアントのために戦い抜きます。また、システム開発紛争は、関係資料が大量になり、弁護士報酬が高額になりがちですが、効率的な活動をすることで、合理的な報酬と質の高い訴訟活動を両立できる点も、当事務所の長特です。

尾城法律事務所

弁護士数:1名(2023年12月1日)

代表弁護士:尾城亮輔(第一東京弁護士会現在)

〒104-0033

東京都中央区新川2-6-4 大藤ビル5階

TEL:03-6280-4261

URL:<https://www.ojiro-law.com/>

Mail:ryosuke.ojiro@ojiro-law.com

金杜法律事務所 (King&Wood Mallesons)

日中の法実務に明るい経験豊富な弁護士チーム
アジアの本部から世界にワンストップで

金杜のあゆみ

金杜法律事務所 (King&Wood Mallesons) は1993年に北京に設立された中国最大規模の法律事務所の1つです。2012年にはオーストラリア最大規模の国際法律事務所・Mallesons Stephen Jaquesと国際連盟を結成し、本部はアジアに置き、世界に32オフィス、3,000名以上の弁護士を擁する世界規模でリーガルサービスを提供しています。



金杜東京オフィス

King&Wood Mallesons 法律事務所・外国法共同事業(以下「東京オフィス」)は2004年に東京で設立され、日本法および中国法業務を取り扱っています。中国企業のアウトバウンド投資ブームに伴い、東京オフィスは、中国企業の日本における投資およびM&Aプロジェクトを成功に導いてきました。東京オフィスの弁護士は、日中両国の法文化、商文化を熟知する強みを生かし、専門的なリーガルサービスの提供はもちろん、取引双方の相互理解の懸け橋となって、より円滑にプロジェクトを成功に導くお手伝いをさせていただきます。

日本業務チーム

金杜の日本業務チームは、日中間ビジネスや投資、貿易(税関・輸出管理)、コンプライアンス(独占禁止・商業賄賂防止など)、紛争解決の分野において豊富な経験を重ね、大型かつ複雑な案件対応する能力および優れたノウハウを蓄積してきました。日本業務チームには日本語に堪能な弁護士が多数在籍しており、北京、上海、広州、深セン、

珠海、成都、東京の7拠点によるチームワークで、日本企業のニーズに応じながら、複数拠点で柔軟に対応する体制を整えています。

日本業務チーム代表者の劉新宇は、中国政法大学大学院特任教授、中国人民大学税関・外貨法研究所共同所長、北京外国語大学国際制裁・輸出管理研究センター共同委員長、中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)仲裁人なども務め、多方面で活躍しています。

金杜法律事務所 (King&Wood Mallesons)

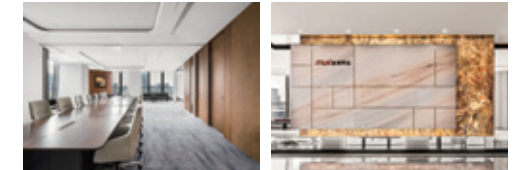
弁護士数: パートナー(中国)470名、弁護士など専門人員(中国)1,900名、パートナー(グローバル)710名、弁護士など専門人員(グローバル)3,000名(2023年11月現在)
代表弁護士: 日本業務チーム 劉新宇(北京市弁護士会) 北京本部

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心東棟18階
東京オフィス
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-2-3
丸の内二重橋ビル21階
TEL: 03-5218-6711
URL: <https://www.kwm.com/cn/ja>
Mail: liuxinyu@cn.kwm.com

お問い合わせ先
Mail: liuxinyu@cn.kwm.com

金誠同達法律事務所—日本業務部門

長年にわたって
日系企業を対象とする
中国法全般の
サービスを提供



金誠同達法律事務所の日本業務部門は、日本の渉外法律事務所の数々の伝統的な長所を可能な限り受け継いでいるとともに、中国の法律事務所ならではのフットワークの軽快さと地理的な優位性を存分に発揮し、良質のきめ細かい法律サービスをクライアントの皆様々にタイムリーにお届けすることができるよう心掛けております。

複雑なデータコンプライアンス案件においても常にクライアントの視点と利益を最優先に

サイバーセキュリティの分野におきましては往々にして、各回の実施細則の公布が上位法の立法と実施よりも遅くなる傾向にあります。よって、中国ビジネスを展開しておられる日系企業の皆様にとりましては、どのように対応していけばよしいのかというのが一つの抜いづらい課題になっているものと思われまます。

「弊所の弁護士らは、多くの多国籍企業の法律顧問として、政府の監督管理の実状にかんがみ、クライアントの実際の需要と現状を的確に把握した上で、理論と経験を実務に応用し、正確かつ運用可能なデータコンプライアンス案件への対応策をオーダーメイドさせていただくことができますよう日頃から細心の注意を払っています。」(趙雪巍弁護士)

重点法の改正をリアルタイムにフォローすることで、より付加価値の高い法律サービスを実現

中国におきましては、2022年の独禁法の改正以降、反不正当競争法の改正も検討が重ねられていくところであり、中国にビジネスを展開しておられる日系企業の方々が、競争法にかかわるリス

クに格別の注意を払っておられます。「弊所には競争法を専攻した弁護士らが多数在籍し、長年にわたって競争法の研究にいそしみ、多くの案件への参加を通じて実務と理論の経験を豊かに積み重ねています。」(張国棟弁護士)

また、2023年の中国における会社法の重大な改正の到来に伴い、新たな三審稿におきましては企業の株主出資責任の強化を始め、株主特に少数株主の権利への保護を補強するよう調整が行われます。中国にてご活躍中の日系企業の皆様にとりましては、これらの法律の変革への綿密な注意、そしてこれに基づく企業発展戦略のご調整が、極めて肝要な課題となって参ります。「一つの経験豊富な商業法務チームとして、弊所は終始一貫して、より一層の商業価値を帯びた法的ソリューションをクライアントの皆様にご提供することができるよう努めております。」(金英蘭弁護士)

金誠同達法律事務所

北京・上海・深セン・合肥・杭州・南京・広州・青島・成都・三亜・西安・瀋陽・済南・大連・鄭州・香港・東京
弁護士数: 2000名超(2023年9月末現在)
代表弁護士: 趙雪巍、張国棟、金英蘭
所属弁護士会: 北京弁護士会、上海弁護士会

北京本部
〒100004
中国北京市朝陽区建国門外大街1号国贸大厦A座10階
上海事務所
〒200120
中国上海市浦東新区世紀大道88号金茂大厦18階
TEL: 8610-5706-8008(北京本部 日本語対応可)
URL: www.jtn.com/JP
Mail: jp@jtn.com

ソシアス総合法律事務所

ソシアス(仲間)のために 全力を尽くす

恵比寿ガーデンプレイスにある法律事務所

——所名に込められた思い・事務所理念を教えてください。

高橋：所名のソシアス(SOCIUS)は、ラテン語で「仲間」を意味します。私は大規模事務所で長く勤務をしていたのですが、大人数で1つの案件に取り組んでいると、どうしても自分がどのような役割を果たしているのかが見えにくくなってしまいます。共に働く「仲間」の顔が見える環境で、「仲間」であるクライアントと密なコミュニケーションを取りながら、きめ細やかなサービスを提供したいと考え、当事務所を設立しました。

また、所名には、私たちの事務所が、クライアントにとっても、所員にとっても、心が落ち着く「Social Oasis(ソーシャル・オアシス)」であってほしいという思いも込めています。典型的なオフィス街ではなく、恵比寿のガーデンプレイス内にオフィスを置いているのも、堅苦しさを無くしたいためです。

大規模事務所の経験を、 機動性高くリーズナブルに

——業務分野・強みをお聞かせください。

大塚：一般企業法務、M&A、ベンチャー支援・株式公開支援、不動産取引・不動産ファイナンス、労務、知的財産、民事訴訟、離婚・相続、刑事弁護等、幅広く取り扱っています。

パートナー3人の専門分野であるM&A・国際取引(高橋)、不正調査・訴訟対応(大塚)、倒産・個人情報関連(梶原)には特に強みがあります。大規模事務所における豊富な経験・ネットワークを生かしたサービスを、少数精鋭ならではのチーム



ワークと機動性、リーズナブルなコストで提供しています。弁護士数も6名となりましたので、今後はよりマンパワーが必要な大規模案件にも取り組んでいきたいと考えています。

梶原：所員間の交流を目的とした所内イベントの実施等により全員が気兼ねなくコミュニケーションを取っているため、お互いのことをよく理解し、仕事上の連携も密にできており、その点が事務所の強み・魅力になっていると思います。案件について真剣に議論を交わし、後になって共通の思い出として共に振り返ることができる仲間がいることはとても貴重ですし、日々やりがいを感じながら仕事をしています。

クライアントとの関係、 事務所内の関係をより強く

——今後の展望・若手弁護士の教育体制を教えてください。

高橋：仲間が多いことで活気が増し、取り扱うことができる案件の幅も広がりますので、人数は徐々に増やしていきたいと思っています。若手弁護士には、いろいろな案件を担当してもらい、様々な分野の知見・経験を積める環境を整えています。

ソシアス総合法律事務所

弁護士数:6名(2023年10月末現在)
代表弁護士:高橋 聖(第一東京弁護士会)
〒150-0013
東京都渋谷区恵比寿4-20-7
恵比寿ガーデンプレイス センタープラザB1
TEL:03-6416-9416
URL:https://www.socius.gr.jp/

弁護士法人高井・岡芹法律事務所

日本の労働環境の 変化を後押しする

半世紀にわたり多様な労働問題を扱う

当所は、半世紀にわたり使用者側の人事労務を専門に取り扱っています。私(岡芹)が入所したときは、労働組合対応が業務の大半でした。現在は、解雇・雇止めといった従来の問題に加え、ハラスメントやメンタル不調、問題社員対応といった個別労働紛争が多く発生し、就業規則の変更や事業所の廃止・会社分割といった組織再編に伴う人員調整・人員異動等の組織的労働法にかかる業務も増えています。労働組合対応も、社外の合同労組対応にかたちを変え増加傾向にあります。

有事・平時における最良の助け手として

クライアントの状況を理解し、法律をあてはめ的確な判断をすることは当然のこととして、平時・有事の両面で、クライアントにとって「有利な状況をつくる」助け手でありたいと考えています。

平時においては、紛争を見据えた人事・労務管理上の施策を提案しています。特に、組織的労働法の分野では、施策を失敗してしまうと、紛争になった際に勝利するのは難しいため、常日頃の手当てが一層重要です。

有事においても、事実関係をよくヒアリングし、不利にならないような事実整理を行ったうえで、主張を組み立てています。一般民事と比べ、労働紛争は、弁護士の事実整理や理論構成の仕方でも勝敗が逆になることが多々あると感じます。

また、先例どおりの拘り定規的な主張を展開して敗訴する例を見ることも少なくありません。日々改正・変更のある労働法令・裁判例に通暁していることを前提として、個々のクライアントの業務



内容や時代の趨勢を的確に捉え、先例との違いや日本の労働環境の変化を、裁判所に説得的に説明することを心がけています。

情報発信を通じた研鑽

弁護士全員が執筆や講演等の情報発信にも力を入れています。情報発信をする際には、自分が経験してきたことだけでなく、他者の経験・情報から勉強することが必須となります。この過程が非常に重要な研鑽の機会であると考え、若手にも積極的に取り組むよう推奨しています。企業法務を弁護士に依頼することは、コストをかけるに過ぎないという企業の一般的な常識を変えるべく、企業法務はリーガルサービスであることを自覚した上で、企業価値の最大化に寄与・貢献することを理念とし、その実現を目指します。

日本の労働環境の変化を後押しする 事務所を目指して

日本の労働生産性が低いこと、それが競争を生み出さない年功序列・終身雇用制度に起因していることは否定できません。この先10年、20年で職務型賃金制度の導入、雇用の流動化はますます進むでしょうし、次世代のためにも進んでいかなければならない。当所も、こうした変化を後押しし、時流をつくる事務所でありたいと考えています。

弁護士法人高井・岡芹法律事務所

弁護士数:12名(2023年12月1日現在)
代表弁護士:岡芹健夫(第一東京弁護士会)
〒102-0073
東京都千代田区九段北4-1-5 市ヶ谷法曹ビル902号室
TEL:03-3230-2331
URL:https://www.law-pro.jp/
Mail:from.web@law-pro.jp

田村法律事務所

事業承継問題に対する総合的な支援

～これまでに築き上げてきた価値を未来に繋ぐお手伝い～

当事務所の特徴

当事務所では、代表弁護士自らが、家業の事業承継問題に当事者として取り組んできたという経緯があるため、主に中小企業を対象に、事業承継に関する法務サービスを提供することに注力しています。

法務課題が発生する以前からの伴走

事業承継のご相談を頂く場合、少なからず、もう少し早い時期に弁護士が関与していれば、クライアントの希望をより良く叶えられたのではないかと感じることがあります。また、社会全体でM&Aの成約数が増加しているためか、弁護士による適切なデューデリジェンスが行われていけば発生しないような紛争案件のご相談が増加していると感じます。

そこで、当事務所では、弁護士の関与が不十分なために生じている事業承継の失敗事例を少しでも解消したいと考え、一般的な法務サービスを提供するのに先立って、事業承継の検討直後からクライアントとの伴走を開始し、クライアントが法務課題を認識する以前から事業承継に携わることを大切にしています。

今後の取り組み等

最近、地方議員の方や、地方銀行の方とお話しさせて頂く中で、地域特有の問題を孕む事業承継問題が生じつつあるというご相談を頂くことがあります。

例えば、当事務所が所在する東京都新宿区では、

一定の地域に様々な印刷関連の業者が集中しており、比喩的に言えば、町自体が印刷物を製造する工場として機能している状態にあります。そして、この工場を支える一つひとつの業者において、

事業承継の問題があり、ある会社が独自に事業承継に成功したとしても、他の会社が事業承継に失敗してしまうと、製造工程に必要な一部分が機能せず、事業承継に成功したはずの会社の経営も厳しい状況に陥ってしまいます。そして、結果として町全体で育んできた印刷業の町というビジネスの土壌が、文化と共に消失してってしまうという問題です。

このような問題は、日本各地にあると感じており、その解決には、法務課題への対応力だけでなく、その地域が培ってきたビジネスを次世代に活かしたいという思いが不可欠と考えています。当事務所では、今後、このような思いに共感してくれるパートナーとの連携を増やしなが、これまで育まれてきた地域に根ざしたビジネスの価値を未来へ繋ぐサービスにも注力していきたいと考えています。

田村法律事務所
 弁護士数:1名(2023年11月1日現在)
 代表弁護士:田村和之(東京弁護士会)
 〒160-0022
 東京都新宿区新宿1-14-1 岩永ビル3階
 TEL:03-6908-8504
 URL:https://tamura-lawoffice.com



代表弁護士 田村和之

リアークト法律事務所

強い法務組織の構築を支援し、M&A・資金調達・事業承継等の新たなステージに合わせて伴走する法律事務所



左が松下翔弁護士、右が鈴木克哉弁護士

クライアントと共創し、共に成長するリーガルパートナー

クライアントにとって最良の仕組みを構築し、問題解決の道筋を提案できる、唯一無二の事務所となることを目指して立ち上げた事務所です。

「リアークト」(「リーガル (Legal)」と「アーキテクト (Architect)」を組み合わせた造語) という事務所名には、あらゆる問題に対して法律を用いて解決の道筋を提供するという当事務所の意志が込められています。

当事務所が大切にしていることは、新たなIT技術を有意に使い分けながら、クライアントと適切な方法で密にコミュニケーションを取って信頼の維持増進に努めること、専門知識を有することはもちろん、弁護士として高い倫理観を持つこと、そして、時流を捉えつつ、クライアント、弁護士の双方が行う新たな挑戦を促進することです。

法務組織の構築やスモールM&Aのサポート

当事務所の特徴として、一般的な法律顧問業務を提供するだけでなく、法務組織の構築支援やスモールM&Aの支援を行っていることが挙げられます。

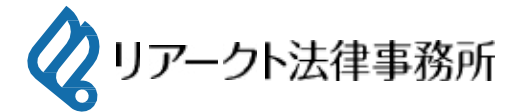
法務組織の構築支援とは、

- ①法務組織(法務部)がなく、これまでは経理部・総務部等の他部署が何となく法務を担当していたものの、そろそろ法務部を作りたいという会社において、どのように法務組織を構築していけばよいかをアドバイスしたり、
- ②「法務部」という組織はあるものの、想定していた運営ができていないような会社に対して、法務部のあり方や組織運営の方法をアドバイスするサー

ビスです。中小企業から上場会社のグループ会社等、会社規模、人員、業務に応じて最良の法務組織を構築し、運営するための各種支援を行っています。

また、変化が激しい現代において、企業の新たな進化を促すM&Aは、大企業だけでなく、むしろ、中小企業にこそ必要であると考えています。そこで、中小企業の事業を買いたい、売りたい等の意向を正しく実現するために、法的な視点にとどまらず、ビジネス的な観点も勘案したスモールM&Aに係る総合的な支援を行っています。

そのほか、当事務所では、多数の訴訟事件を取り扱うほか、事業者の破産事件に強みを有しています。また、創業社長(オーナー社長)の退任(事業承継)や廃業はもちろん、将来の相続に向けた信託構築のご相談など、社長の懐刀としてあらゆる相談にご対応しています。



リアークト法律事務所

弁護士数:2名(2023年12月1日現在)
 弁護士:鈴木克哉、松下翔(いずれも第一東京弁護士会)
 〒102-0073
 東京都千代田区九段北4-1-5 市ヶ谷法曹ビル602
 TEL:03-6261-1161
 URL:https://learcht.com/
 Mail:contact@learcht.law

リアークト法律事務所は、2022年4月に設立された事務所です。クライアントが直面した問題を解決することは勿論、それにとどまらず、なぜその問題が生じたのかという点についてまで掘り下げて検討し、本質的な解決策を提供するための問題提起を行い、必要に応じて今ある状態を最良な状態に再構築すると共に、問題解決のための仕組みを構築するための提案を行うことを目標としている。主な取扱業務は、法務組織支援、スモールM&A・事業承継、事業者破産、訴訟/紛争対応、相続など。

弁護士法人Y&P法律事務所

大手税理士法人、コンサル会社と連携したM&A、株式関連業務、民事信託、相続・事業承継分野等の総合型サービスを提供

組織概要

当事務所は、国内最大級の税理士法人である山田&パートナーズおよび東証プライム上場の総合コンサルファームである山田コンサルティンググループ株式会社のそれぞれと緊密に連携、協業しており、各組織の関連業務について法務の側面から業務提供・サポートを行っています。

上記各連携を生かし、M&A組織再編、株式紛争、海外資産関連業務、信託、相続資産承継、税務を得意分野としています。

役務提供実績

M&A関連業務につき、税理士・コンサルタントと連携して恒常的に対応しており、知見が蓄積されています。プランニングの段階から関与することで、税務、財務、法務等の観点から総合的なアドバイスを行い、顧客企業にとって最適な方策をご提案しております。

また、M&Aや組織再編前の段階において、株価算定、税務検証等を行いながら、少数株主との株式買取交渉代理、スクイーズアウト等を実施し、顧客企業に代わって分散株式集約等関連サービスも力を入れています。

顧客企業ないし企業オーナー等の保有する海外資産につき、移転・承継に伴い生じる法的手続きについて、アメリカ、中国、シンガポール等の東・東南アジアの税理士法人コンサル会社の海外支店、現地専門家と連携しながら、現地法、言語の壁によりお悩みの顧客の問題に対処しています。



弊所の今後の展開

ファミリーガバナンスサービスに注力しており、株式を次期後継者に単独相続させるのではなく、分散した状態を維持しつつ、株主間契約・信託・種類株などを利用して、ファミリー全体で事業を支える仕組みを構築しています。

株主間契約書作成業務は、M&Aでのマイノリティ出資・合弁会社組成・投資契約・ファミリーガバナンス組成のご相談が増え、ニーズが高まっていることから、迅速な対応かつ各顧客の状況に応じたオーダーメイドの契約書の作成対応を行っています。カーボンニュートラル関連業務について、今後のさらなる顧客のニーズの高まりに備えています。

弁護士法人Y&P法律事務所
 弁護士数:25名(2023年9月現在)
 代表弁護士:平良明久(東京弁護士会)
 〒100-0005
 東京都千代田区丸の内1-8-1
 丸の内トラストタワーN館9階
 TEL:03-6212-1663
 URL:https://www.y-p-law.or.jp/

書籍紹介&セミナー紹介



●石寺・山中総合法律事務所

労働時間規制の法律実務 (第2版)
石寺信憲[編著]
山崎佑輔、土橋泰成、古川将也、
佐藤亮太、石寺大介[著]



労働時間をめぐる労務に関して、法改正の歴史的経緯、判例の蓄積などをふまえて深みのある解説を展開する。さらに、コロナ下で変革を迫られる雇用の将来像についても言及。

9,130円(税込)
2022年5月
中央経済社
A5判/1132頁

賃金規制・決定の法律実務 (第2版)
石寺信憲[編著]
河合美佐、佐藤亮太、石寺大介[著]



労基法を中心とした法規制及び判例の蓄積の詳細な検討を基礎に、実務上の論点を明快に解説。さらに「賃金決定と人事制度」の章でわが国の企業文化にあった賃金決定を論ずる。

9,460円(税込)
2022年10月
中央経済社
A5判/1136頁

集团的労使関係の法律実務
石寺信憲[編著]



従来、対企業内組合であった集团的労使紛争。近年は、社外の合同労組・ユニオンなどとの交渉が実務の中心となっている。歴史的経緯をふまえて最新動向の捉え方までを論じる。

6,600円(税込)
2023年9月
中央経済社
A5判/688頁

●AI-EI法律事務所

DIVERSITY AND INCLUSION
松井博昭、江上明子、
面山 結 (日本法パート)[著]



ダイバーシティ&インクルージョンをテーマにした法律論文誌。日本法パートではハラスメント規制の概要(Outline of Harassment Regulations in Japan)について英文で解説。

Webサイトで公開中
2023年8月
LEXOLOGY
136頁

Chambers Technology & Outsourcing 2023
松井博昭、竹腰幸綱、
中野裕朗 (日本法パート)[著]



テクノロジー&アウトソーシングをテーマにした法律論文誌。日本法パートでは職安法、派遣法、フリーランス新法の概要について英文で解説。

Webサイトで公開中
2023年11月
Chambers
241頁

Chambers Employment 2023
松井博昭、植木麻里、
面山 結 (日本法パート)[著]



労働法をテーマにした法律論文誌。日本法パートでは、コロナ、リモートワーク、競争禁止義務等の論点について法規制及び裁判例を英文で解説。

Webサイトで公開中
2023年10月
Chambers
1231頁

●弁護士法人レオユニテッド銀座法律事務所

実務が変わる!
Q&A 民事裁判手続IT化
東京弁護士会法友会[編][共著]



法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会の中間試案まで盛り込み、最新の制度を余すことなく網羅し解説。今後IT化されていく民事裁判実務に対応するための実践の手引書。

3,630円(税込)
2021年4月
ぎょうせい
A5判/296頁

パワーハラスメント実務大全

東京弁護士会
法友会[編著][共著]

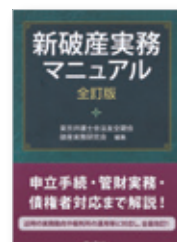


パワハラに関する体制整備、紛争予防対応やトラブルの事案解決のために使用者側が把握、対応すべきパワーハラスメントに関する事項を網羅した実践の専門書。

4,510円(税込)
2021年4月
日本法令
A5判/499頁

新破産実務マニュアル(全訂版)

東京弁護士会法友会
破産実務研究会編集[共著]



平成29年改正民法、民事執行法等、最新の法令・実務に対応。破産申立て、免責・復権、管財実務、債権者対応など、広範な破産手続の実務面を網羅する専門書。

5,170円(税込)
2023年2月
ぎょうせい
A5版/480頁

●柏木総合法律事務所

実務 英文契約書文例集(第2版)
黒河内明子、ムンキ・チャイ[著]



様々な契約に共通する一般条項と、厳選した契約書21文例を収録。全条項の和英対訳に加え、ベテラン弁護士による実務解説も充実。国際取引実務をサポートする好評実務書、民法(債権関係)改正も踏まえた第2版。

4,840円(税込)
2017年7月
日本加除出版
A5判/488頁

最新 債権法の実務
債権法実務研究会[編]



改正民法施行後の債権の取扱いや契約の法律実務について、具体的なケースを想定したQ&Aでわかりやすく解説。改正による現行の実務への影響や留意点を簡潔に解説。元法制審議会民法(債権関係)部会委員の弁護士と、司法研修所教官経験者や行政職経験者の弁護士による編集で確かな内容。

9,900円(税込)
2017年
新日本法規出版
B5版/全1巻808頁
加除式書籍

マテリアルズ国際取引法(第3版)

澤田壽夫、柏木昇、杉浦保友、高杉直、
森下哲朗、増田史子[著]



国際取引に関する法令、契約書、判例等を盛り込み、それらを体系的に位置づけながら国際取引法を解説するテキスト。企業法務や外国での教授の経験を踏まえながら、国際取引法の現実の仕組みと機能を明らかにし、生きた国際取引法を学べるよう工夫した。収録資料を厳選し、最新に改めた第3版。

3,300円(税込)
2014年4月
有斐閣
B5判/270頁

●One Asia Lawyers Group/弁護士法人One Asia

問題不動産 対応マニュアル
編集/問題不動産対応実務研究会
代表:松宮浩典、江副哲、國分吾郎



売却や管理に支障のある不動産について、様々な事例を解説し、利用できる法制度や手続など押さえるべき知識をQ&A形式で掲載。実務に役立つ文例・書式も多数掲載する、問題不動産対応の決定版。

13,200円(税込)
2023年12月
新日本法規出版
B5判/800頁
加除式書籍

Q&Aアジア・オセアニアの個人情報保護規制と実務

One Asia Lawyers Group/
弁護士法人One Asia[著]



アジア・オセアニア地域を中心とした個人情報保護規制について、論点となる項目をQ&A形式で整理。域外適用、越境データ規制などのリスクに備え、各国法の理解ができる1冊。

9,570円(税込)
2022年9月
中央経済社
A5判/812頁

南アジアの法律実務

弁護士法人One Asia
南アジアプラクティスチーム[著]



投資規制、会社制度、労働法、清算法制、競争法、知的財産法、不動産法制、紛争解決制度など、南アジア各国の関連法制度を詳細に解説。当該地域への進出を検討している実務家必携。

5,940円(税込)
2021年9月
中央経済社
A5判/472頁

遠藤輝好法律事務所

弁護士数:1名
〒101-0051
東京都千代田区神田神保町1-7-12
巖松堂ビル9階(最寄駅:神保町駅)
TEL:03-3518-9951
URL:https://eklo.jp/

Plain living and high thinking.
華美を求めず「高らかに思考する」。

学生が気軽に質問に来られるような「学生ラウンジ」のような事務所です。

●高井総合法律事務所

継続的取引における担保の利用法
高井章光[著]



3,740円(税込)
2020年9月
商事法務
A5判/328頁

取引を円滑に進めるための担保権の利用方法について、担保権についての初歩的な解説から、各業種別の取引の場面における対応方法まで、図や書式をもって説明した実務書。

ゼロからわかる事業承継・M&A90問90答
植木康彦、高井章光、榎林一典、宇野俊英、上原久和[著]



2,860円(税込)
2020年4月
税務研究会出版局
A5判/440頁

中小企業を中心として問題化している「事業承継」問題について、法務、税務、実務対応につき、一問一答方式にてわかりやすく解説した書籍。

ゼロからわかる事業再生60問60答
植木康彦、高井章光、榎林一典[編]
野口隆一、犬塚暁比古、柳澤憲吾[執筆]として参加]



2,750円(税込)
2021年6月
税務研究会出版局
A5判/320頁

事業再生の実務について、民事再生などの法的な手続だけでなく、中小企業活性化協議会などの私的整理についても概説した書籍。

●ひふみ総合法律事務所

反社会的勢力対策の法律相談
第二東京弁護士会 民事介入暴力対策委員会[編](編集委員:番匠史人、矢田悠 ほか)



4,840円(税込)
2023年07月
青林書院
A5判/336頁

特殊詐欺、暗号資産の悪用、SNS・ネット誹謗中傷、サイバー攻撃対応など、令和の「シン・反社」対策。従来型の反社対応から半グレ・アウトローなどへの対応策まで網羅解説。

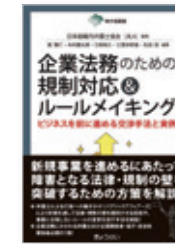
事例シミュレーション新債権法の実務
弁護士・裁判官の視点に基づく解釈と運用
法曹フォーラム[編著](執筆:小島冬樹 ほか共著)



5,940円(税込)
2023年12月
ぎょうせい
A5判/504頁

新債権法下の実務において、弁護士と裁判官が実際に経験した論点について実務指針を提示。具体事例を基に研究会の白熱議論を再現し、ここにしかない情報が豊富に掲載。

企業法務のための規制対応&ルールメイキング
日本組織内弁護士協会(JILA)[監修]
里雅仁、木村健太郎、江崎裕久、江黒早耶香、矢田悠[編著]



3,850円(税込)
2022年3月
ぎょうせい
A5判/264頁

新規事業を進めるにあたって障害となる法律・規制の壁を撤回させるための技術や、事業に合致しないルールの変更を促す手法を具体的な事例を基に解説する。

●のぞみ総合法律事務所

内部通報システムのすべて
結城大輔、福塚侑也ほか[著]



3,300円(税込)
2023年9月
金融財政事情研究会
A5判/284頁

2022年6月に施行された改正公益通報者保護法を踏まえ、実務的ポイントを網羅した1冊。改正関連の実務設計上の論点とともに、内部通報対応マニュアルとしてのQ&A形式による実務解説が中心。

全訂版 ビジネスを促進する独禁法の道標
白石志忠[監修]
大東泰雄[執筆]として参加]



4,950円(税込)
2023年2月
第一法規株式会社
A5版/C2034/432頁

公取委勤務経験のある弁護士が、公取委「流通・取引慣行ガイドライン」等を解説。企業法務部や弁護士が遭遇しやすい、判断に迷うケースの解決策も提示。

保険代理店の内部監査事例
吉田桂公[著]



1,760円(税込)
Kindle版(電子書籍):1,725円(税込)
2023年2月
2023年6月
金融財政事情研究会
四六版/188頁

金融庁検査官の経験を有し、弁護士として保険代理店の内部監査に携わってきた著者が、保険代理店の態勢向上に資する「課題事例」「参考事例」を網羅的に解説した1冊。

●ベンチャーラボ法律事務所

実践 会社役員のための法務ガイド
淵邊善彦[著]



3,740円(税込)
2021年8月
中央経済社
A5判/304頁

主に役員が知っておくべき企業法務に関わる50のテーマを厳選。ビジネスの現場で活用できる法的な知識や、事業を進める上でのリーガルセンスを身につけることができるガイド。

困った時にすぐわかる!トラブル対策のコツ
経営者になったら押さえておくべき法律知識
淵邊善彦[著]



1,980円(税込)
2021年3月
第一法規
四六判/160頁

企業の成長過程でよくある法的トラブルの場面別に、ストーリーによる事例、解説、重要法令、チェックリストで学び、最低限押さえておくべき法律知識がわかる基本解説書。

トラブル事例でわかるアライアンス契約
交渉から終了までのポイントと契約条項例
淵邊善彦[著]



3,080円(税込)
2020年11月
日本加除出版
A5判/264頁

アライアンスに関する法的知識をコンパクトに解説した上で、トラブル事例を紹介し、その解決法や予防法を検討。著者の経験した案件や裁判例をもとに構成した49事例について、条項例を交えて解説。

●弁護士法人樋口国際法律事務所

ポイントがわかる!国際ビジネス契約の基本・文例・交渉
樋口一磨[著]



3,190円(税込)
2019年9月
日本加除出版
A5判/272頁

秘密保持、売買・供給、販売店・代理店、生産委託という登場頻度の高い国際契約につき、標準的な条項例、立場に応じた留意点、交渉のコツまで、ポイントをわかりやすく解説。

中小企業法務のすべて(第2版)
日本弁護士連合会 日弁連中小企業法律支援センター[編](樋口一磨が執筆]として参加)



4,400円(税込)
2023年2月
商事法務
A5判/392頁

中小企業支援において必要不可欠な法務全般に関し、経験豊富な弁護士により詳細かつ網羅的に解説した実務書。

奥・片山・佐藤法律事務所

弁護士数:25名
〒100-0013
東京都千代田区霞が関三丁目2番6号
東京倶楽部ビルディング8階(最寄駅:虎ノ門駅)
TEL:03-6550-8121
URL:https://okslaw.jp/

奥・片山・佐藤法律事務所は、ストラクチャードファイナンスその他の金融法務、各種不祥事対応その他のコンプライアンス法務、M&A・事業承継・事業再生案件、使用者側労務対応などの企業法務全般について法的サービスを提供しております。また、交渉・紛争案件等の一般民事事件、家事事件等についても取り組んでいます。

● 桃尾・松尾・難波法律事務所

キャリアプランニングのための
企業法務弁護士入門
松尾剛行[著]



2,530円(税込)
2023年12月
有斐閣
四六判/234頁

公共政策法務やリーガルテック等の新しい企業法務も含む、新人・若手のための企業法務弁護士の業務の概説書・入門書。

クラウド情報管理の
法律実務(第2版)
松尾剛行[著]



3,960円(税込)
2023年9月
弘文堂
A5並製/354頁

企業におけるクラウド導入・利用の場面を想定し、そこに生じる様々なリスクと、それらに対応するために必要な法務知識を「情報管理」の観点から整理・解説しました。

ChatGPTと法律実務
AIとリーガルテックがひらく弁護士/法務の未来
松尾剛行[著]



2,200円(税込)
2023年8月
弘文堂
四六判/370頁

现阶段のChatGPTについて、その技術的制約やリスクを踏まえつつ、弁護士や企業法務といった法律業務においてどのように活用していくべきかを解説しました。

● 弁護士法人 Y&P 法律事務所

事業承継インデックス
(令和4年度版)
弁護士法人 Y&P 法律事務所、
税理士法人山田&パートナーズ[編]



1,800円(税込)
2022年10月
税務研究会出版局
A5版/248頁

「インデックス」シリーズの最新版。親族内の自社株承継や人的事業承継、第三者に対するM&AやIPOまで含めた広い意味での「事業承継」に関わる税務、法務その他の周辺知識をコンパクトな表組にして見やすくまとめた一冊。

新民法で変わった
保証制度と税務
弁護士法人 Y&P 法律事務所、
税理士法人山田&パートナーズ[著]



3,300円(税込)
2022年4月
第一法規出版
A5版/299頁

保証契約の締結から保証債務の履行、消滅、求償、相続の取扱いまで、民法改正後の最新実務のポイントを一冊でつかめるQ&A集。

国際相続の
税務・手続Q&A(第4版)
税理士法人山田&パートナーズ[編]



5,500円(税込)
2023年9月
中央経済社
A5版/520頁

国際間で相続が行われた場合の日本および主要15カ国での税制・手続を解説。第4版では第3版以降の改正を反映すると共に、韓国、タイ、カナダを追加。主要国の税制一覧表付。

● 弁護士法人 ALG&Associates

障害者雇用のハンドブック
家永 勲、谷川 聖治[著]



2,200円(税込)
2022年6月
労働調査会
A5判/200頁

はじめて障害者雇用に取り組む人事担当者など障害者雇用にかかわる方を対象とした実用本です。人事労務担当者の外部資源の活用を支援するハンドブックとしてご活用できます。

中小企業のための
トラブルリスクと対応策 Q&A
弁護士法人 ALG & Associates [著]
家永 勲[編]



3,300円(税込)
2020年1月
労働調査会
A5判/499頁

会社を取り巻くあらゆる分野のトラブルに対応!身近な問題から解決します!事例に沿った類似の判例・裁判例も多数紹介!弁護士に訊く!具体的な事例に即したQ&A形式!法律問題がよくわかる。企業経営の困ったに答える!

会社の整理・清算・再生
手続のすべて
出口秀樹、片山雅也、長峰伸之、
仲田理華[著]



4,180円(税込)
2019年3月
中央経済社
A5判/380頁

再建、廃業、事業承継...、あらゆる会社の終局に必要な「会計」「税務」「労務」の知識を網羅。知りたかった手続の要所がわかる!

● 中央経済社の書籍

書籍・雑誌・電子書籍ご購入、これから出る本の紹介は
ビジネス専門書Onlineへ!

<https://www.biz-book.jp/>



● 弁護士法人高井・岡芹法律事務所

労働法実務 使用者側の実践知
(LAWYERS' KNOWLEDGE) (第2版)
岡芹健夫[著]



4,290円(税込)
2022年8月
有斐閣
A5判/502頁

労働紛争が生じ得る局面を詳細に分類し、法的アドバイス、初動対応、キーとなる類似裁判例の見つけ方・読み方など、労働法実務において押さえるべきポイントを分かりやすく解説。

裁判例・労働委員会命令にみる
不当労働行為性の判断基準
弁護士法人高井・岡芹法律事務所[編]



4,950円(税込)
2023年12月
産労総合研究所出版部
経営書院
A5判/490頁

労使紛争の中での使用者の言動を具体的に分類し、裁判所や労働委員会が不当労働行為と判断された事例、そうでなかった事例の双方を紹介。不当労働行為性の判断基準のポイントも解説。

石嵯・山中総合法律事務所

テーマ別 就業規則作成上の法的留意点 ～トラブルを未然に防ぐ規定作成のポイント～	
[講師] 山中健児 弁護士 [開催日時] 2024年3月27日(水) 15:00～17:00	[開催場所] WEB (Microsoft Teamsを使用) [参加費] 5,500円(税込) (顧問先企業は1社4名まで無料)

[お問い合わせ] 石嵯・山中総合法律事務所
電話番号 03-3272-2821(代)
E-mail seminar@iylaw.jp
URL <https://www.iylaw.jp/topics/>
※定期開催の労働法セミナーとしてウェブサイト上で順次ご案内しています。

問題社員が引き起こす労務トラブルへの実務対応	
[講師] 江島健彦 弁護士 [開催日時] 2024年4月17日(水) 10:00～16:00	[開催場所] 労務行政セミナールーム、WEB同時配信 [参加費] 29,700円(税込) (労政時報購読会員価格24,200円(税込))※予定

[お問い合わせ] 株式会社労務行政 人財育成事業部
電話番号 03-3491-1330
URL <https://www.rosei.jp/seminarstore/seminar>

メンタル不調社員の休職・復職と実務対応＝最新20ポイント ～最新の判例・裁判例に基づいた正しい対処法を～	
[講師] 橋 大樹 弁護士 [開催日時] 2024年3月12日(火) 13:00～17:00	[開催場所] TKPガーデンシティPREMIUM品川高輪口ホール3G [参加費] ・ゴールド会員 26,400円(税込) ・シルバー会員 28,600円(税込) ・会員以外 31,900円(税込)

[お問い合わせ] みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
電話番号 0120-737-132 03-6808-9073
URL <https://www.mizuhosemi.com/section/affairs/23-10316.html>

弁護士法人レオユニテッド銀座法律事務所

ECONOSEC JAPAN 経済安全保障対策会議・展示会 ～新たな国際秩序と企業の経営戦略への指針～	
[講師] 大木怜於奈 他多数 [開催日時] 2024年9月12日(木)・13日(金) 10:00～17:00	[開催場所] 東京都立産業貿易センター 浜松町館 [参加費] 10,000円 (税込。但し、招待券持参者および事前登録者は無料)

[お問い合わせ] 時事通信社 展示会事務局
電話番号 03-5843-6975
URL <https://www.econosec.jp/>

山下総合法律事務所

役員報酬設計の最前線(仮)	
[講師] 塚原雅樹、星野颯太 [開催日時] 2024年2月1日(木) 14:00～17:00	[開催場所] 東京 [参加費] 未定

[お問い合わせ] 一般社団法人企業研究会
電話番号 03-5834-3922
URL <https://www.bri.or.jp/contact>

株式報酬制度導入のための株主総会対応・株式交付の実務(仮)	
[講師] 山下聖志、小園江有史 [開催日時] 2024年4月24日(水) 14:00～17:00	[開催場所] 東京 [参加費] 未定

[お問い合わせ] 株式会社プロネクサス
電話番号 03-5777-3110
URL <https://ps.pronexus.co.jp/contact/inquiry/>

海外子会社管理にともなう法務リスクと対応策(仮)	
[講師] 山下聖志、吉田燎平 [開催日時] 2024年9月25日(水) 13:30～17:30	[開催場所] 東京 [参加費] 未定

[お問い合わせ] 株式会社プロネクサス
電話番号 03-5777-3110
URL <https://ps.pronexus.co.jp/contact/inquiry/>

Authentic Text

■実務相談シリーズ

●令和5年4月1日現在の関係法令・行政解釈に準拠した最新版！／全国社会保険労務士会連合会編

社会保険の実務相談 令和5年度, 労働基準法の実務相談 令和5年度, 労働保険の実務相談 令和5年度. Includes book covers and descriptions for each title.

New Publications

■法務・税務・ビジネス

Grid of new publications including '会社法務書式集 第3版', '法令用語ア・ラ・カルト', '株式報酬制度の設計と課題', '消費税法講義録 第4版', and 'シンガポール進出企業の実務ガイド 第2版'.

Authentic Text

■法務

●従来型紛争の歴史的経緯について検討し、合同労組・ユニオンの登場とその本質的な理解・実務対応を解説。

集团的労使関係の法律実務. Includes book cover, author information (Ishigaki Nobuhiko), price, and a detailed table of contents.

New Publications

■法務・会計

Grid of new publications including 'サイバーセキュリティ対応の企業実務', 'インターネット広告法務ハンドブック', 'ゼロからわかる電子契約の実務 第2版', '自己株式の活用', 'シナジー・ソリューション：企業はM&Aをどう成功させるか', and '海外子会社のリスク管理と監査実務 第3版'.

[ビジネス法務2024年3月号 特別付録]

BUSINESS LAW FIRMS 2024

[発行所]

 中央経済社

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-35

Tel 03-3293-3375 Fax03-3291-5127

URL <https://www.chuokeizai.co.jp>

表紙・本文フォーマットデザイン／伊藤尚彦

DTP／志岐デザイン事務所